





## はじめに



裾野市は、富士山麓の豊かな自然環境と多様な産業に支えられ、市民の皆様の暮らしとともに発展してきました。これからは、本市が持続可能な発展を遂げるには、市民の皆様とともに「人と企業に選ばれるまち」を創っていくことが重要となります。この第5次裾野市総合計画後期基本計画は、このような方向性を目指す行動計画であります。

前期基本計画期間では、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルスの影響など、社会状況が大きく変化する中であったとしても、企業誘致や駅西公園・せせらぎ児童公園の整備、こども医療費の完全無償化や子ども家庭総合支援拠点「すこっぷ」の設置などの子育て支援に取り組むとともに、地域全体で課題を解決する仕組みづくりにも力を注いできました。

財政運営については、令和7年2月に「財政非常事態宣言」を解除し、今後も中長期的な財政を見通しながら、将来投資と財政健全化を図ってまいります。

後期基本計画では、これまでに築いてきた基盤を土台として、市民、事業者、企業、スタートアップ、行政など、さまざまな主体が力を合わせ、地域の課題を解決してまいります。企業誘致や地域産業の高度化、公園や公共空間の魅力向上に取り組みながら、将来を担う子どもたちを安心して育てられる環境づくりを、これまで以上に進めてまいります。

皆様が「裾野で暮らして良かった」と実感できることは、定住促進や地域活力の向上にもつながるものであり、まちの価値をさらに高めるものです。その実現には行政だけでなく、市民ひとりひとりの声や挑戦、地域の知恵と力が欠かせません。皆様とともに、時代の変化に柔軟に対応し、将来世代に誇れる誰もが幸せを実感できるまち「裾野市」を築いてまいります。

最後に、本計画の策定にご協力いただいたすべての皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

裾野市長 村田 隆



# 目次

## 第1部 序論 1

第1章 総合計画について	2
1. 策定の目的	2
2. 計画の構成	2
3. 計画の期間	3
4. 継続している計画期間と将来像	3
5. 持続可能な社会を目指した取組	4
第2章 本市の特性（裾野市らしさ）	5
1. 世界に誇る富士山と豊かな自然環境・地域資源	5
2. 地域経済をけん引する産業集積	6
3. 地域コミュニティのつながりと地域に誇りを持つ市民	7

## 第2部 基本構想 9

第1章 基本構想の策定にあたって	10
第2章 まちの将来像	11
1. まちづくりの方針	11
2. まちの将来像の設定	13
第3章 施策の大綱	14

## 第3部 後期基本計画 17

（第3期 裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第1章 後期基本計画の策定にあたって	18
1. 後期基本計画の位置づけと期間	18
2. 計画の構成	18
3. 施策の大綱と国・市における総合戦略の関係	19
第2章 前期基本計画の振り返り	21
1. 概要	21
2. 評価分類	21
3. 重要度と改善度のポートフォリオ分析	22
4. 前期基本計画の評価	23
5. 施策の柱の見直し	39

第3章 施策体系	41
1. 施策の大綱ごとの目標	41
2. 施策体系図	46
3. 後期基本計画の見方について	48

<b>大綱1</b> ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち	51
------------------------------	----

<b>大綱2</b> 地域資源を活用した魅力あふれるまち	71
------------------------------	----

<b>大綱3</b> 安全・安心に住み続けられるまち	85
----------------------------	----

<b>大綱4</b> 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち	101
--------------------------------	-----

<b>大綱5</b> 時代のニーズに応えられるまち	117
---------------------------	-----

第4章 進行管理	134
----------	-----

## 第4部 計画の推進 135

第1章 計画の推進にあたって	136
----------------	-----

第2章 本市の状況	137
-----------	-----

1. 人口の推移	137
2. 産業構造	141
3. 財政状況	145

第3章 市政運営の使命	146
-------------	-----

第4章 都市運営の基本的な考え方	148
------------------	-----

資料 1	裾野市人口ビジョン（2025 年度版）	150
	1. 人口の将来展望	150
資料 2	策定体制と策定経過	156
	1. 策定体制	156
	2. 策定経過	157
	3. 裾野市総合計画策定条例・裾野市総合計画策定条例施行規則	159
資料 3	裾野市総合計画審議会	162
	1. 委員構成	162
	2. 諮問書及び答申書	164
	3. 裾野市総合計画審議会条例	166
資料 4	裾野市総合計画等評価委員会	168
	1. 委員構成	168
	2. 裾野市総合計画等評価委員会設置要綱	169
資料 5	裾野市総合計画策定委員会・策定作業部会	170
	1. 委員構成	170
資料 6	裾野市総合計画策定協議会（市民会議）	176
	1. 委員構成	176
	2. 開催概要	177
	3. 裾野市総合計画策定協議会設置要綱	183
資料 7	市民意識調査（市民・高校生）	184
	1. 市民意識調査	184
	2. 高校生アンケート	185
	3. 意見の一覧	186
資料 8	パブリックコメント制度	187
資料 9	関連計画一覧	188
資料 10	用語解説	190



# 第1部 序論

# 第1章 総合計画について

## 1. 策定の目的

本市は、平成 23（2011）年に『みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市』を将来像とした「第 4 次裾野市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。さらに、平成 26（2014）年のまち・ひと・しごと創生法の施行を受け、これまでの人口減少問題に関する取組をより一層強化するべく、平成 27（2015）年に「裾野市人口ビジョン」、「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、『「富士山の裾野 田園未来都市 すその」の挑戦』を掲げ、取組を展開してきました。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化、産業構造の変化・グローバル化、テクノロジーの急激な発展、資源・エネルギー及び環境問題の深刻化、国・地方に共通する厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済の環境は大きく変化しています。

これら社会経済の環境の変化に対応するとともに、市民の『暮らし満足』の実現に向けて、今後 10 年間のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針を策定するものです。

## 2. 計画の構成

総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構成とします。

### <構成>

構成	内容
基本構想	市が目標とする将来像とこれを達成するための施策の大綱で構成します。
基本計画	基本構想に基づき、施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を明示します。
実施計画	基本計画で示す各施策を、より具体的な事業として提示します。



## 5. 持続可能な社会を目指した取組

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体的な目標）で構成されています。

本市においても、「第 5 次裾野市総合計画（後期基本計画）」の中で、SDGs の考え方を取り入れ、社会の潮流に的確に対応した施策を推進していくことを謳っていることから、本計画においても、各施策を講じることにより SDGs の取組に寄与することを目指します。

前期基本計画では、持続可能な社会の実現に向け、各施策と SDGs の関連性を可視化しました。後期基本計画では、この取組を理念の共有にとどめず、社会・環境・経済のバランスを踏まえた価値創出の観点から、各施策を展開します。これにより、SDGs を単なる目標標示ではなく、市政運営の羅針盤として位置付け、持続可能な地域づくりを推進します。



## 第2章 本市の特性（裾野市らしさ）

### 1. 世界に誇る富士山と豊かな自然環境・地域資源

- 本市は霊峰富士のもと、東に箱根外輪山、西に愛鷹連山と豊かな自然に囲まれています。
- 豊富な地下水と清流、須山浅間神社や深良用水等、世界クラスの遺産の他にも、ゴルフ場やスキー場、自然動物公園、あふれる緑など、多岐にわたる地域資源があります。
- 本市の地形的特徴である標高 78.5mから 2,169mまでの標高差を活かしたスポーツトレーニングや農産物の栽培等、本市ならではの取組が可能です。



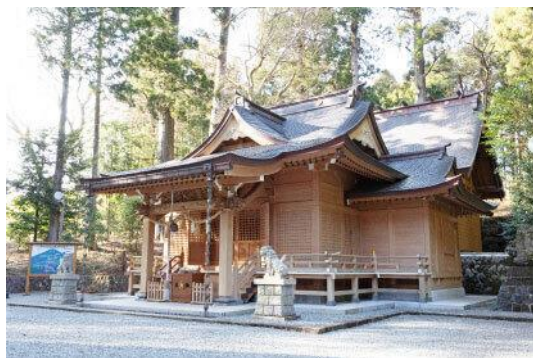
雄大な富士山の麓でのトレーニング



みんなのランニングフェスタ



世界かんがい施設遺産「深良用水」



世界文化遺産富士山構成資産「須山浅間神社」

## 2. 地域経済をけん引する産業集積

○昭和 30 年代までは農林業が中心であった本市の産業構造は、昭和 35（1960）年の「裾野町工場設置奨励条例」の制定を契機に産業転換が始まりました。

○その後、東海道新幹線や東名高速道路の開通により、大手企業の立地が進み、東京から 100km 圏内という地の利を活かして、産業集積が加速しました。近年では、令和 6（2024）年に、本市において産業を積極的に機能の整備・集積を図るエリアとする産業集積ゾーンに新たな企業が進出しました。

○令和 2（2020）年に、市内大手企業が「コネクティッド・シティ」プロジェクトを発表し、令和 7（2025）年 9 月には、「ウーブン・シティ」がオフィシャルローンチを迎え、多くの自治体や企業から注目を集めています。



ふじのくにフロンティア推進区域への企業進出



産業集積ゾーンへの企業進出



ウーブン・シティの全景



ウーブン・シティ オフィシャルローンチ

### 3. 地域コミュニティのつながりと地域に誇りを持つ市民

○人口流出や高齢化により、多くの地域でコミュニティの希薄化が懸念されているなか、市内の5地区（東・西・深良・富岡・須山）では、それぞれの地区の特色を活かした良好なコミュニティを維持しています。

○その活動の一つとして、例えば、市民が将来について語り合う場を設け、まちづくりに関わる人同士のつながりを高めている取組があります。

○令和6（2024）年度の市民意向調査で、今住んでいる地域の好感度を調査したところ、約46%が「好感をもっている」、約42%が「普通」と回答しており、地域への愛着が高いことがわかりました。



富岡地区体育祭



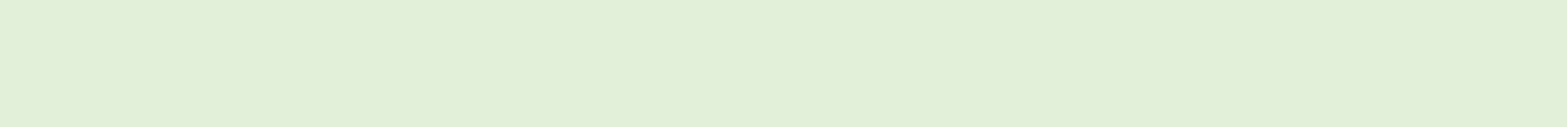
西地区コミュニティまつり



多様な世代が議論するワークショップ



子どもミライ議会



## 第2部 基本構想

## 第1章 基本構想の策定にあたって

### 本市のまちづくりの羅針盤となる構想を策定します

日本の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じており、今後も更なる少子化の進行により、人口減少が続くことが確実視されることから、労働力人口の減少による地域経済の衰退や地方財政の逼迫など、大きな課題を抱えています。

本市は平成 22（2010）年を境に人口減少局面に入り、今後も人口減少を前提としながら、地域課題の解決に取り組む必要がある一方で、ウーブン・シティと連携した先進技術の活用によるまちづくり、地域社会における SDG s（持続可能な開発目標）を視野に入れたまちづくりなど、本市のまちづくりにおいて成長機会となる変化が訪れています。

これらの新たな時代の流れを力にするとともに、富士山をはじめとした地域資源の活用や市民ひとりひとりの力の結集により、本市のさらなる発展と新たな未来に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

このような近年の社会情勢や本市の置かれている状況を鑑み、本市のまちづくりの方針や、まちの将来像を定め、将来のまちづくりの羅針盤となる基本構想を策定します。

基本構想は、令和 12（2030）年度を目標年次とする令和 3（2021）年度から 10 年間の本市の指針であると同時に、市民にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。

本市で暮らし、働くひとりひとりがこの基本構想を共有し、行政だけでなく、市民・自治会・各種団体・企業・NPO 等、多様な主体が共通認識をもって、未来に向けたまちづくりを推進します。

## 第2章 まちの将来像

### 1. まちづくりの方針

市民や各種団体、民間事業者等で構成する「裾野市総合計画策定協議会」で挙げられた令和12(2030)年のまちの将来像のキーワードを基に、行政のみならず、市民ひとりひとりが主体性をもって取り組む姿勢やこれからの本市が進むべき方向を示すものとして、「まちづくりの方針」を定めます。なお、まちの将来像は、まちづくりの方針を踏まえて設定します。

#### ◆ 住み続けたくなるまちづくり

結婚・出産・子育てに対する支援や特色ある学校教育・生涯学習の充実を図るほか、誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できる場づくりを充実させるとともに、人が集まり楽しめる場や機会を創出することにより、本市に「住み続けたくなるまちづくり」を進めます。

##### 【まちの将来像のキーワード】

子育て世代に選ばれる、特色ある学校教育・生涯学習の充実、女性・障がい者・高齢者・外国人など誰もが活躍できる、大人も子どもも集まって楽しめる 等

#### ◆ 人や企業に選ばれるまちづくり

富士山や深良用水をはじめとする本市の地域資源を活かし、定住人口や交流人口だけでなく、関係人口(※)の増加を図るほか、地域密着型の産業連携により、新たな事業の創造や起業を促し、地域経済の活性化と地域のにぎわいを創出することにより、「人や企業に選ばれるまちづくり」を進めます。

##### 【まちの将来像のキーワード】

富士山、豊かな自然・地下水、農産物、あるもの磨き、癒される、自然体験ができる、関係人口、若者のUターン促進、企業誘致・働く場所の確保、シティプロモーション 等

※「関係人口」

「定住人口」でもなく「交流人口」でもない、地域や住民と多様に関わる人々のこと。

#### ◆ 快適で安全・安心なまちづくり

森林保全による土砂災害や水害の防止など、防災・減災に資する地域の強靱化を図るほか、おいしい水や地場産品による食の安全の確保、環境負荷の低減、道路等の都市基盤の整備を行うことにより、「快適で安全・安心なまちづくり」を進めます。

##### 【まちの将来像のキーワード】

安心な暮らし、災害に強い、おいしい水、地場産品、食の安全、治安の良さ、安全な交通環境、道路等の都市基盤の整備、環境負荷の低減、多様な世代が暮らし続けられる 等

## ◆ 協働・連携するまちづくり

人と人のつながりを大切にし、地域で支え合うコミュニティづくりや市民協働によるまちづくりを推進するとともに、企業や NPO などの多様な主体との連携を図ることにより、「協働・連携するまちづくり」を進めます。

### 【まちの将来像のキーワード】

人と人のつながり、地域の歴史や文化の継承、地域コミュニティの維持、市民が主役、市民協働、企業や NPO との連携 等

## ◆ 未来志向のまちづくり

労働力人口の減少や高齢化の進行等により発生する地域課題を解決するため、ウーブン・シティとの連携や先進技術の活用により効率的で効果的な行政サービスを提供するほか、絶えず未来をイメージし、ワクワクしながら新しいことにチャレンジできる風土を醸成することにより、「未来志向のまちづくり」を進めます。

### 【まちの将来像のキーワード】

Society5.0 (AI、IoT、自動運転、シェアリング等)、ウーブン・シティ、先進技術のモデル地区、行政運営の効率化、働き方改革、未来志向、ワクワクする、新しいことにチャレンジ 等

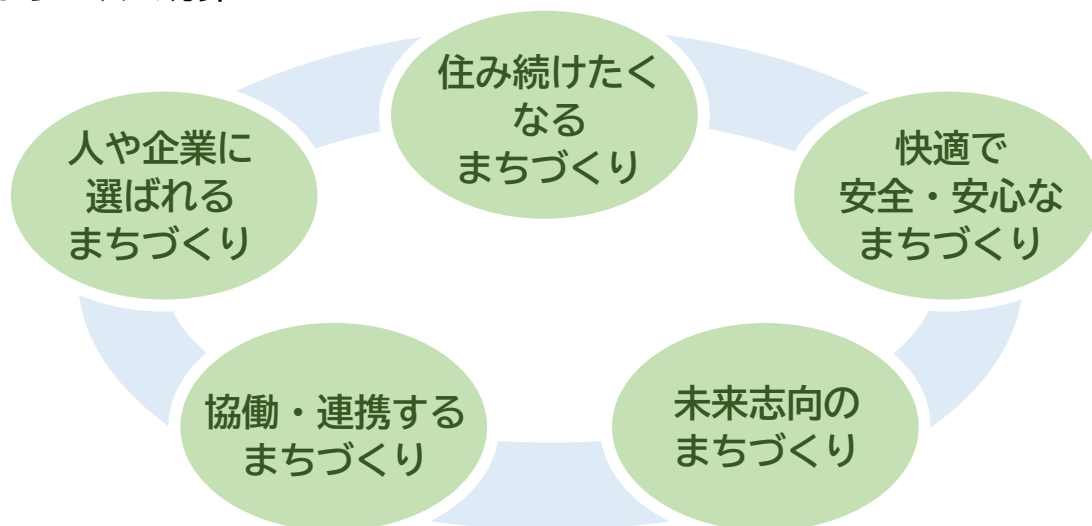
## 2. まちの将来像の設定

富士山、豊かな自然・地下水、田園風景、地域経済をけん引する企業、地域コミュニティのつながり、地域に誇りを持つ市民等の「裾野市らしさ」を基に、前述の5つの「まちづくりの方針」を踏まえ、まちの将来像を『**みんなが誇る豊かな田園未来都市すその**』とします。

<裾野市らしさ>

**富士山、豊かな自然・地下水、田園風景、  
地域経済をけん引する企業、  
地域コミュニティのつながり、地域に誇りを持つ市民 等**

<まちづくりの方針>



<まちの将来像>

**みんなが誇る豊かな田園未来都市すその**

富士山の裾野に広がる豊かな自然のもと、地域に誇りを持つ市民や地域経済をけん引する企業等とともに、未来志向で協働・連携し、快適で安全・安心なまちづくり、人や企業に選ばれるまちづくり、住み続けたいまちづくりを進めることにより、裾野市らしい「田園」と「未来都市」がうるわしく調和する「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現します。

## 第3章 施策の大綱

5つの施策の大綱により、まちの将来像『みんなが誇る豊かな田園未来都市すその』の実現を目指します。

### 施策の大綱1 ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち

#### 〈子育て・教育・健康・文化〉

子育て世代に選ばれるまちに向けて、安心して妊娠から出産、子育てができ、切れ目なく多様なニーズに応える子育て支援に取り組みます。

また、自ら未来を切り拓いていく次世代の担い手の育成に向けて、次代を担う子どもたちが豊かな人間性と生きる力を育むことができるよう、本市の地域資源を活用した地域教育やひとりひとりを大切に教育の推進を図ります。

人生100年時代をより豊かに生きるためには、ライフステージに合わせた学習の充実を図ることにより、市民ひとりひとりが生涯にわたって生きがいを持って活動し、日々の生活に満足できる地域社会の実現と学習環境の更なる充実に取り組みます。

自分に合った健康づくりを実践するために、健康意識の啓発により市民が自身の健康に関心を持つとともに、こころとからだの健康づくりプログラムの充実を図ります。

また、生涯スポーツの振興やスポーツ関連施設の整備・充実、文化財の保存・活用や文化活動の充実を図ることにより、市民ひとりひとりがスポーツ・歴史・文化・芸術に親しむ環境づくりに取り組みます。

さらに、性別や年齢などにとらわれることなく、個性や多様性を尊重し、自らの意思によって多様なライフスタイルが選択できるまちづくりを推進し、誰もが住みやすく活躍できる社会の形成に取り組みます。

これらの取組により、「ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち」の実現を目指します。

### 施策の大綱2 地域資源を活用した魅力あふれるまち

#### 〈産業・観光〉

首都圏からの移住定住や、首都圏に出た子どもたちが戻ってきやすいように、働く場所の確保と雇用の創出を図ります。そのためには、新たな産業の創出や成長産業分野の研究開発部門等の企業立地を推進するとともに、既存事業の拡大や創業・起業にチャレンジしやすい環境づくりに取り組みます。

また、地域産業の発展に向けて、中心市街地の商業活性化、市内企業の育成、勤労者福祉環境の充実など、商工業の活性化に向けた支援を充実します。

就農者の高齢化や後継者不足などの課題に対応し、新たな担い手を育成するとともに、稼げる農業を目指し、次世代型農業の推進、農産物の特産化や六次産業化を推進するほか、森林資源の有効活用、有害鳥獣対策等により、裾野市らしい特色を活かした農林業の振興を図ります。

本市の魅力である富士山をはじめとする地域資源を活かした観光まちづくりの推進や、標高差を活かしたスポーツツーリズムの取組やオリンピックレガシーの有効活用により、本市にまた来たい、本市をオススメしたいと思う人を増やし、交流人口・関係人口の増加や地域経済の活性化に取り組みます。これらの取組により、「地域資源を活用した魅力あふれるまち」の実現を目指します。

## 施策の大綱3 安全・安心に住み続けられるまち

### 〈環境・防災・医療・地域福祉〉

地球規模で課題となっている温暖化対策や地域資源・エネルギーの循環型社会の形成等に対応し、環境に配慮した持続可能な社会の形成を実現するために、市民とともに環境負荷の少ないまちづくりを実践します。

気候変動に伴う自然災害対策として、自然との共生による治山・治水を推進するとともに、「自助」、「共助」、「公助」の意識を高め、市民の生命と財産を守ります。また、平時からの備えに取り組み、強くしてしなやかな地域づくりを進めます。

犯罪や交通事故の発生を減少させ、誰もが安心して暮らせるようにするため、防犯体制や交通安全体制の充実に取り組みます。

また、人生 100 年時代を迎え、市民が健康的で安心できる生活を送れるようにするため、健康寿命の延伸を図るとともに地域医療体制の充実・確保により、誰もが必要なときに適切な医療や相談が受けられる環境づくりに取り組みます。

さらに、高齢化の進行やノーマライゼーションの進展などの社会環境の変化に対応し、地域福祉サービスの充実や、地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進により、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられる社会の形成を図ります。

これらの取組により、「安全・安心に住み続けられるまち」の実現を目指します。

## 施策の大綱4 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち

### 〈都市・交通・社会基盤〉

人口減少の進行によってますます顕在化する地域課題を克服するため、ウーブン・シティとの連携を視野に入れ、先進技術を活用した次世代型近未来都市の形成に取り組みます。

市街地の快適な暮らし空間と賑いを創出するため、JR 裾野駅や JR 岩波駅周辺の拠点づくり、深良新市街地の整備に向けた取組を進めるとともに、多様な世代の交流を促進します。郊外の住宅地や集落においても、集約化を図りながら暮らしの満足度を高めます。

良質な住環境を形成するため、良好な景観の形成や公園・緑地の整備・維持管理、安全で良質な住宅ストックの形成及び市営住宅の整備・維持管理に取り組みます。

高齢化に対応し、誰もが移動しやすい交通環境の形成を目指すため、市街地と周辺の地域・集落を結ぶ公共交通網の維持・確保を図ります。

また、市民が快適に利用できる道路環境の整備に向けて、広域幹線道路や主要幹線道路、生活道路の整備、管理、維持補修とともに、橋梁の長寿命化に取り組みます。

さらに、水道施設（簡易水道施設を含む）の更新、水道事業経営の健全化によって、市民に安全で良質な水の供給を図るとともに、衛生的で快適な住環境の向上を目指し、公共下水道の管渠の整備・保全や公共下水道接続に向けた意識啓発に取り組みます。

これらの取組により、「将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち」の実現を目指します。

## 施策の大綱5 時代のニーズに応えられるまち

### 〈市民自治・都市経営〉

市民の暮らしを巡る課題が多様化・複雑化する中、課題解決に向けて市民と行政が話し合い、お互いが新たな役割を見出す市民協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が主体的に活動するコミュニティ活動を支援します。

本市に関わる人々の増加を目指し、本市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションを展開するとともに、裾野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進を図ります。

デジタルシフトする国や社会に対応するため、データ利活用の推進や各施策へのICTの導入を進めるほか、デジタル技術を活用して業務を抜本的に変革することにより市民サービスの向上を目指すスマート自治体を推進します。

また、公共施設等マネジメントの推進により、長期的な視点で公共施設の適正な管理・活用を図るほか、持続可能な行財政運営に向けて、広域連携による行政サービスの提供、公正な税務の執行や財源の適正な確保・運用、監査機能の充実強化を図ります。

さらに、市民から頼られ、信頼される市役所を目指し様々な行政課題や時代のニーズに対応できる人材の育成と組織体制の構築を図ります。

開かれた議会とするため、議会活動に興味・関心を持つ市民の増加を目指し、議会の活性化や議会活動の分かりやすい情報発信に取り組みます。

これらの取組により、「時代のニーズに応えられるまち」の実現を目指します。

## 第3部 後期基本計画

(第3期 裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略)



### 3. 施策の大綱と国・市における総合戦略の関係

平成 26 (2014) 年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第 1 期 (2015 年度～2019 年度))」が閣議決定され、人口減少に対応する具体的な取組が進められ、次いで第 2 期 (2020 年度～2024 年度) においても、第 1 期からの「継続を力」にし、「関係人口」の創出・拡大や「Society5.0」の実現に向けた技術の活用など、新たな視点による取組を進められてきました。令和 7 (2025) 年 6 月には「地方創生 2.0」を閣議決定し、2025 年以降に新たな総合戦略が策定される予定です。

本市においては、平成 27 (2015) 年 10 月に裾野市総合戦略を策定し、「富士山の裾野 田園未来都市 すその」に向けた取組を進め、第 2 期裾野市総合戦略にあたっては、前期基本計画と一体的に策定し施策を展開してきました。

こうした経過を踏まえて、第 5 次裾野市総合計画後期基本計画に第 3 期裾野市総合戦略を含めるものとし、国が示している「地方創生 2.0」の政策との連携の取れた計画とすることとします。

#### ■地方創生 2.0 の「目指す姿」と「施策の 5 本柱」

##### <地方創生 2.0 の目指す姿>

- ①「強い」経済  
自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出
- ②「豊かな」生活環境  
生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出
- ③「新しい日本・楽しい日本」  
若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

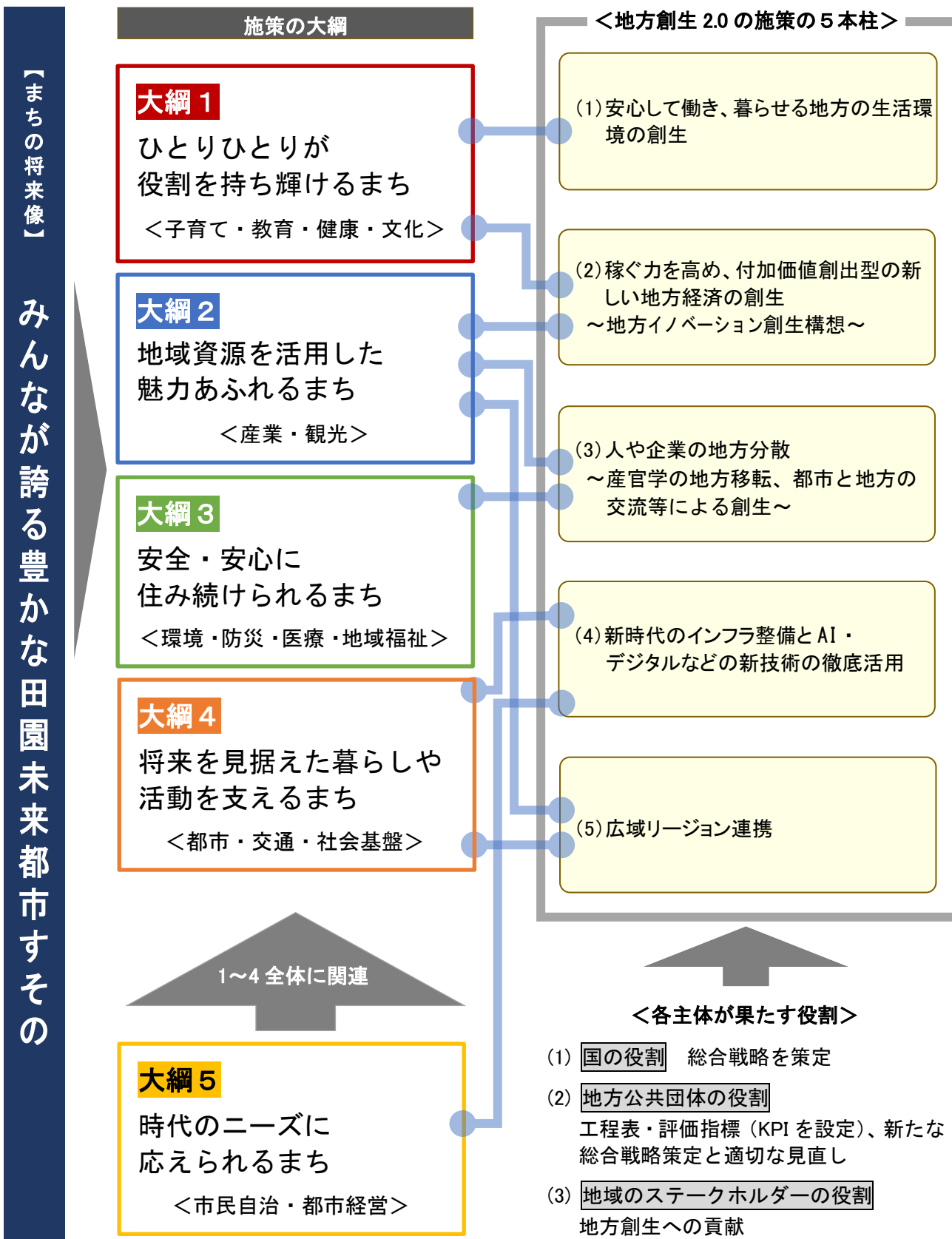
##### <地方創生 2.0 の施策の 5 本柱>

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
  - ・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
  - ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
  - ・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
  - ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。
- (3) 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
  - ・過度な東京一極集中の課題(地方は過疎、東京は過密)に対応した人や企業の地方分散を図る。
  - ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。
- (4) 新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用
  - ・GX・DX を活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。
  - ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。
- (5) 広域リージョン連携
  - ・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。

■ 施策の大綱と国における地方創生 2.0 との関係

＜地方創生 2.0 の目指す姿＞

- ①「強い」経済 ②「豊かな」住環境 ③「新しい日本・楽しい日本」



## 第2章 前期基本計画の振り返り

### 1. 概要

前期基本計画の評価は、令和6（2024）年度に庁内の内部評価を基に、総合計画等評価委員会により評価を行いました。前期基本計画の評価結果を後期基本計画の策定に反映するため、基本事業を「重要度」と「改善度」で評価を行い、令和6（2024）年度の評価を考慮し、後期基本計画における施策の考え方を取りまとめました。

#### (1) 重要度

- ① 重要：後期基本計画に向け注力していく施策
- ② 標準：現状の取組を継続していく施策  
施策を拡充する必要性・緊急性が小さい（5年以内の着手見込みなし）

#### (2) 改善度

- ③ 継続：現状の手法で着実に成果がでる（法定受託事務や改善の余地がほぼない）
- ④ 改善：手法を改善することでより成果が見込める。成果を出すため手法の変更が必要

### 2. 評価分類

		手法の改善度	
		③継続 現状の手法で着実に成果がでる （又は法定受託事務や改善の余地はほぼない）	④改善 手法を改善することでより成果が見込める施策 成果を出すため、手法の変更が必要
取組の重要度	①重要 後期基本計画に向け注力していく施策	●中核施策として安定的に推進 今後も継続的に展開	●戦略施策として重点的に再設計 目指す成果が得られるよう戦略施策として再構築
	②標準 現状の取組を継続していく施策 施策を拡充する必要性・緊急性が小さい （5年以内の着手見込みなし）	●基盤業務として効率的に維持 過度な資源投入は控え、効率化・省力化も視野	改善対象として段階的に検証 定期的な点検評価を通じて継続事業への成長も視野

### 3. 重要度と改善度のポートフォリオ分析

		手法の改善度			
		③ 継続 現状の手法で着実に成果が出る施策	④ 改善 手法を改善することでより成果が見込める施策		
		● 中核施策として安定的に推進	● 戦略施策として重点的に再設計		
		今後も継続的に展開	目指す成果が得られるよう戦略施策として再構築		
① 重要 後期基本計画 に向け注力して いく施策	取組の重要度	1-1-(9) 子育て世帯への経済的支援	1-1-(1) 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり	3-1-(1)	環境満足度の向上に向けた取組の推進
			1-1-(2) 母子支援体制の充実	3-1-(2)	ごみ減量と6Rの推進
		2-3-(3) 勤労者福祉環境の充実	1-1-(3) 保育サービスの充実と質の向上	3-1-(3)	地球温暖化対策の推進
		3-2-(2) 実践的な防災訓練の実施	1-1-(4) 教育・保育施設の適正化	3-1-(4)	浄化槽の適正管理と河川・地下水質の保全
		3-2-(3) 河川の整備	1-1-(5) 幼児教育の充実と質の向上	3-1-(5)	環境施設の更新整備・延命化
		3-2-(4) 洪水や土砂崩れの危険個所の把握・整備の要望	1-1-(6) 子育ての相談体制の充実	3-2-(1)	防災力・減災力の強化
			1-1-(7) 子育て支援・応援体制の充実	3-3-(5)	被害者等の救済
		3-2-(5) 森林の多面的機能の保全	1-2-(1) 豊かな人間性、生きる力の育成	3-4-(1)	休日夜間等救急医療体制の継続
		3-3-(1) 防犯体制の充実	1-2-(2) 健やかな成長の推進		
		3-3-(2) 消費者支援の充実	1-2-(3) ひとりひとりを大切にしている教育の推進	3-5-(1)	地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進
		3-3-(3) 交通安全体制の充実	1-2-(4) 学校の教育力の向上	3-5-(2)	地域福祉活動の推進
		3-3-(4) 歩道や通学路の安全対策	1-2-(5) 時代に即した学校環境整備の充実	3-5-(3)	高齢者の活動的な暮らしの支援
		3-4-(2) 国民健康保険事業の運営・充実	1-2-(6) 地域とともにある学校づくり	3-5-(4)	福祉サービスの充実
			1-3-(2) 学習機会の充実	3-5-(7)	障がい福祉サービスの充実
		3-4-(3) 後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実	1-3-(5) 育成主体への支援		
			1-4-(1) 健康意識の啓発	4-1-(1)	ウーブン・シティと連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進
		3-5-(5) 国民年金事業の運営・充実	1-4-(2) 健康づくりプログラムの充実	4-2-(2)	JR岩波駅・東名裾野IC周辺整備の推進
			1-4-(3) 疾病予防・重症化予防の推進	4-4-(1)	公共交通網の維持・確保
		3-5-(6) 介護保険事業の運営・充実	1-4-(4) 市民参加の体制づくり	4-4-(2)	新たな公共交通システムの検討・導入
			1-5-(1) 生涯スポーツの推進	4-4-(3)	市民・公共交通事業者との調整
		4-2-(1) JR裾野駅周辺整備等の推進	1-5-(2) スポーツ関連施設の整備・充実	4-5-(2)	主要幹線道路の整備
			1-5-(4) 文化活動の振興	4-5-(4)	道路の管理・維持補修
		4-2-(4) 市街地の低・未利用地の活用	2-1-(1) 企業誘致の推進	4-6-(1)	上水道施設の更新
			2-1-(2) 企業の定着促進	4-6-(2)	水道事業経営の健全化
		4-3-(2) 公園・緑地の整備及び維持管理	2-2-(1) 創業・起業しやすい環境づくり	4-6-(3)	簡易水道施設の更新
			2-2-(2) 産業連携の推進	4-7-(1)	下水道の整備と保全
		5-1-(1) 自治会等との連携推進と活動支援	2-3-(1) 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援	4-7-(2)	安定的な使用料収入の確保
			2-3-(2) 商店街の活性化	5-2-(1)	シティプロモーションの強化・充実
	2-4-(2) 後継者の確保と支援	5-2-(3)	ふるさと納税の推進		
	2-4-(3) 特産化、六次産業化の推進	5-2-(4)	情報発信の強化		
	2-4-(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用	5-2-(5)	市民意見の市政への反映		
	2-4-(5) 森林資源の有効活用	5-3-(2)	各施策へのICT導入の推進		
	2-4-(6) 有害鳥獣対策の推進	5-4-(1)	公共施設等の計画的な管理・最適化		
	2-5-(1) 地域資源の再創造による交流人口の拡大	5-5-(1)	絶え間ない行財政改革の推進		
	2-5-(2) 観光推進体制及び基盤の構築	5-5-(2)	効率的な行政運営の推進		
	2-6-(1) スポーツ合宿の誘致	5-5-(3)	健全な財政運営の推進		
		5-6-(1)	中長期的な視点に立った人材育成の実施		
② 標準		● 基盤業務として効率的に維持	● 改善対象として段階的に検証		
		過度な資源投入は控え、効率化・省力化も視野	定期的な点検評価を通じて継続事業への成長も視野		
現状の取組を継続していく施策	取組の重要度	2-6-(2) 東京2020オリンピック自転車競技ロードレースカテゴリー創出に係る取組の推進	1-1-(8) 放課後の居場所づくりの推進	2-4-(1)	営農環境改善のための基盤整備
			1-3-(1) 学習環境の充実	3-1-(6)	地域循環共生圏の構築
			1-3-(3) 公民館活動の充実	4-1-(2)	計画的土地利用の推進
		3-2-(6) 東富士演習場関連の環境整備	1-3-(4) 青少年の育成支援	4-1-(3)	規制緩和の検討・要望
			1-5-(3) 文化財の保存・活用	4-2-(3)	深良新市街地整備の推進
		4-3-(3) 安全で良質な住宅ストックの形成	1-5-(5) 図書館サービスの充実	4-5-(3)	生活道路の整備
			1-6-(1) 男女共同参画の推進	5-1-(2)	コミュニティ活動の環境整備
		4-3-(4) 市営住宅の整備・維持管理	1-6-(2) 多文化共生の推進	5-1-(3)	協働に対する行政職員の意識改革
		4-5-(1) 広域幹線道路の整備			
		4-5-(5) 踏切道の改良			
5-3-(1) データ利活用の推進					
5-3-(3) 情報基盤の構築・運用					

## 4. 前期基本計画の評価

施策の柱ごとに、基本事業について評価分類を行った結果は、以下のとおりです。

### 1-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化に向けて、包括支援センターの機能強化や予防的健康支援、地域とのつながりづくりに加え、保育・教育の質向上と施設の適正化を通じた施策改善が求められる。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
健康診査(1歳6か月児、3歳児、妊婦、産婦)の受診率	1歳6か月児: 97.0% 3歳児: 99.3% 妊婦: 78.7% 産婦: 94.2%	1歳6か月児: 99.7% 3歳児: 99.2% 妊婦: 78.6% 産婦: 78.95%	100%	1歳6か月児・3歳児健康診査の受診率は、横ばいとなっており、未受診者に向けた勧奨を継続する必要がある。産婦健康検査の受診率の低下は、医師の判断により検査が実施されない場合もあることが要因の一つと考えられる。妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく相談支援を行った。
保育所待機児童数	0人	0人	0人	民間こども園の整備補助や公立幼保施設の再編、保育士の適正配置により、安定的な教育・保育を提供したことで待機児童0人を継続している。

#### ■評価委員評価

妊婦健診の受診率は低いものの、健康診査自体はコロナ禍においても受診率を著しく落とさずに行えている。待機児童についても対応が行き届き、「0人」を継続できている。しかし、これらの取組の満足度向上には課題が残る。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	1-1-(9) 子育て世帯への経済的支援	1-1-(1) 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり 1-1-(2) 母子支援体制の充実 1-1-(3) 保育サービスの充実と質の向上 1-1-(4) 教育・保育施設の適正化 1-1-(5) 幼児教育の充実と質の向上 1-1-(6) 子育ての相談体制の充実 1-1-(7) 子育て支援・応援体制の充実
	標準	—	1-1-(8) 放課後の居場所づくりの推進

## 1-2 次代を担う子どもの教育の推進

- ・現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・多様性の尊重、地域連携を推進し、児童生徒ひとりひとりを大切にできる教育環境を整備することが重要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学生： 83% 中学生： 73%	小学生： 83.2% 中学生： 65.3%	小学生： 90% 中学生： 80%	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合は、小学生は横ばい、中学生は減少している。多様な人と交流したり、通常の授業では出会わない芸術や文化に触れたりする機会を設けたことで、豊かな人間性を育むことにはつながったが、夢や希望を持つ児童の増加にはつながらなかった。
人や地域と関わりながら、住みやすい社会を作るために自ら行動しようとしている児童・生徒の割合	小学生： 57% 中学生： 47%	小学生： 79.8% 中学生： 62.4%	小学生： 75% 中学生： 80%	学校と地域が協働して子どもを育む体制を構築し、活動の広がりを持たせたことで、人や地域と関わりながら、住みやすい社会を作るために自ら行動しようとしている児童・生徒の割合は小学生、中学生共に増加傾向となっている。

### ■評価委員会評価

夢や目標を持っている中学生が減少している。人や地域と関わりながら、住みやすい社会を作るために自ら行動している児童・生徒の割合は、増加傾向であるといえない状況である。児童・生徒が夢や希望を持つよう、事業規模に見合った取組は行われているが、効果に結びついていないと考える。将来の夢や目標を考える機会について、改めて検討し、取組の強化が必要である。学校と地域との連携については、一定の効果が出ている。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	1-2-(1) 豊かな人間性、生きる力の育成 1-2-(2) 健やかな成長の推進 1-2-(3) ひとりひとりを大切にできる教育の推進 1-2-(4) 学校の教育力の向上 1-2-(5) 時代に即した学校環境整備の充実 1-2-(6) 地域とともにある学校づくり
	標準	—	—

## 1-3 ライフステージに合わせた生涯学習の充実

- ・施策の改善を積み重ね、より実効性の高い事業展開へつなげることが必要となる。
- ・「社会教育」「家庭教育」「学校教育」のつながりを重視し、学びの場・機会の創出を図ることが重要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
過去1年間に生涯学習活動をしたことがある人の割合	27.3%	18.7%	50%	生涯にわたる学習活動の支援に取り組んでいるが、生涯学習活動をしたことがある人の割合は減少傾向にある。
青少年育成関係団体に所属する育成者の人数	786 人	539 人	1,000 人	青少年育成関係団体に所属する育成者の人数は伸び悩んでおり、人材育成をさらに推進していく必要がある。

### ■評価委員会評価

過去1年間に生涯学習活動をしたことがある人の割合は目標値を大きく下回っているが、生涯学習センターでの教養講座、情報誌の発行などは着実に実施されている。生涯学習活動参加者の分布(男女別年齢層別)を分析し改善するとともに、広報ターゲットを明確にすることが数値の向上につながると考える。また、講座内容の充実が望まれる。青少年育成関係団体の育成者の減少への対策は課題である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	1-3-(2) 学習機会の充実 1-3-(5) 育成主体への支援
	標準	—	1-3-(1) 学習環境の充実 1-3-(3) 公民館活動の充実 1-3-(4) 青少年の育成支援

## 1-4 ところとからだの健康づくりの推進

- ・ 現行施策の課題を踏まえ、後期基本計画では対象範囲の見直しや手法の改善を通じて、成果の最大化を図るため戦略的に再設計を図る。
- ・ ライフステージや多様な健康課題に応じた支援の充実、予防・啓発活動の強化、地域資源との連携により市民が主体的に健康づくりに取り組む環境整備が重要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
自分の健康状態が健康であると答える人の割合	75.3%	65.6%	80%	自分の健康状態が健康であると答える人の割合は減少しており、64 歳以下の働く世代に対する直接的なアプローチ不足が課題となっている。
健康づくりの支援の満足度	21.3%	33.3%	25%	健康づくりの支援の満足度は上がっており、健康相談窓口の充実や定期予防接種に関する知識の普及と接種勧奨の実施の取組等の効果があつたと考えられる。

### ■評価委員会評価

各種健康づくりに関する施策は一定の効果が感じられる。定期予防接種の働きかけは、健康づくりの満足度の上昇につながっている。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	1-4-(1) 健康意識の啓発 1-4-(2) 健康づくりプログラムの充実 1-4-(3) 疾病予防・重症化予防の推進 1-4-(4) 市民参加の体制づくり
	標準	—	—

## 1-5 スポーツ・文化・芸術に親しむ環境づくり

- ・ 現行施策の課題を踏まえ、後期基本計画では対象範囲の見直しや手法の改善を通じて、成果の最大化を図るため戦略的に再設計を図る。
- ・ スポーツ・文化芸術活動に親しむため、幅広い事業の展開を図ることが必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
週 1 回以上の運動習慣のある市民の割合	49.7%	53.6%	65%	各地区でスポーツ教室などを開催しているが、参加者の少ない地域もあり、週 1 回以上の運動習慣のある市民の割合は伸び悩んでいる。
図書館の入館者数	125,670 人	104,505 人	130,000 人	図書館の入館者数は、コロナ禍の影響もあり減少したが、魅力ある書架づくりやイベント等の実施により、回復傾向にある。
市民文化センターの利用者数	192,193 人	82,610 人	202,000 人	市民文化センターは大ホールが使用できない状況が続いたことで、大幅に利用者数が減少したが、指定管理者による文化事業や文化協会と連携した市民芸術祭などにより、市民が文化活動に触れる機会を持った。

### ■評価委員会評価

コロナ禍の影響で市民活動が制限され、目標設定の見直しが必要だが、他自治体においても目標値の設定の妥当性に悩みを抱えている中、裾野市では図書館の利用が増える傾向が見られた。市民の文化の意識の高さを表しており、今後も図書サービスの充実が求められる。市民文化センター大ホールが利用できず、市民の文化に触れる機会が減少する中、代替するソフト施策を講じることで文化活動機会を創出してきたことは、高く評価できる。これらの施策の効果は良い結果につながっていると考える。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	1-5-(1) 生涯スポーツの推進 1-5-(4) 文化活動の振興 1-5-(2) スポーツ関連施設の整備・充実
	標準	—	1-5-(3) 文化財の保存・活用 1-5-(5) 図書館サービスの充実

## 1-6 多様性を尊重した共生社会の形成

- ・施策の性質上、他施策との資源投入バランスを考慮し、既存体制の中で効率的に推進する。
- ・性別や文化の違いにかかわらず個性と能力を発揮できる機会が求められている。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う市民の割合	12.3%	13.8%	30%	性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う市民の割合は、策定時より増加しているものの 2023 年度は 2022 年度と比較すると大きく減少した。LGBTQ+ の方に対する理解を含めるための職業講話や男女共同参画推進講座の取組が不足していた。

### ■評価委員会評価

多様性を考慮した活動を進めているが、多様性の概念が狭いと感じる。今後は、障がいのある方やお年寄りに対する配慮も必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	—
	標準	—	1-6-(1) 男女共同参画の推進 1-6-(2) 多文化共生の推進

## 2-1 企業誘致・定着の推進

- ・現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・企業誘致を推進するために新たな事業用地を創出するとともに、立地企業の留置を強化するために訪問や相談を通して地域協力や連携を高めていくことが必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
企業立地・誘致に向けた事業用地の創出	0ha	0ha	20ha	開発行為等の手引きを一部改正するなどし、庁内連携・情報共有を行い、土地利用調整に努めたが、事業用地の創出には至っていない。
工場立地法の届出件数	6件/年	4件/年	5件/年	特別職による企業訪問により、企業が求める立地条件等を把握し本市の立地環境等を PR したことで、企業の立地につながった。2023 年度に実施した工場立地適地調査で選定した候補内について、事業化に向けた調整を図る必要がある。

### ■評価委員会評価

企業立地・誘致に向けた事業用地について、策定時から創出できておらず、2025 年度に 20ha とするのは難しいと考える。事業用地が創出されていないため、市民所得額増加につなげることができていない。事業用地の創出は容易にできるものではないが、結果につなげるための制度・運用の整備は継続して必要となる。

工場立地法に基づく申請ができるよう、企業への細やかなサポートができており、工場立地法の届出件数は、目標に近い水準で推移しており良好である。

市長のトップセールスも成果を上げていると考えられるが、地域のポテンシャルを考えると、さらなる企業誘致が期待される。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	2-1-(1) 企業誘致の推進 2-1-(2) 企業の定着促進
	標準	—	—

## 2-2 新たな価値を創出する産業基盤づくり

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 起業、創業を支援する体制を構築するには、それぞれの支援機関に求められる役割分担も必要であり、協力団体を含む各々において充実した人員体制や支援技術の向上が必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
相談窓口によるサポートを受けた事業者の売上増減割合の平均値	—	30.0%	30%増	相談窓口によるサポートを受けた事業者の売上は、増加した。商工会と連携し、効果的に周知していく必要がある。
創業件数	13 件/年	2件/年	10 件/年	裾野市創業支援等事業計画を策定し、国から認定を受けて取り組んでいるが、創業件数の増加に結び付いていない現状である。

### ■評価委員会評価

相談窓口によるサポートを受けた事業者の売上増減割合は目標を達成しており、市民所得額の増加につながることを期待する。創業件数が少ないため、今後は裾野市を選んでもらう仕掛けが必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	2-2-(1) 創業・起業しやすい環境づくり 2-2-(2) 産業連携の推進
	標準	—	—

## 2-3 商工業の活性化の支援

- ・ 本施策は、目指す成果の達成に向けて、戦略的視点から再設計し、より実行体制と資源の強化が求められる。
- ・ これまでの実績を踏まえ、後期計画においても継続的に推進することで、さらなる成果が見込まれる。
- ・ 商店街が主体的に活性化に取り組む体制を強化し、活気にあふれた商店街の形成を図る必要がある。また、地域ならではの特色と調和を図りながら商工業の振興を進めることが必要であり、中小企業の技術の革新・経営の合理化の意欲を高めるため、企業が何を必要としているかを的確に把握する必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
中小企業支援における市の制度認定件数	60 件	52 件	50 件	新型コロナウイルス感染症が収束したことで経済活動が再開し、認定件数は増加傾向となった。事業者への利子補給・補助制度をはじめとした金銭的給付や商工会を介した相談事業により支援を行っている。
商店街のキャッシュレス決済対応店舗割合	16%	39.3%	60%	2021 年度に国の交付金を活用した電子決済のポイントバックキャンペーンを行い、対応店舗が増加したが、それ以降伸び悩んでいる状況である。

### ■評価委員会評価

商工会を介しての事業相談や各種補助制度の周知など細やかに行えている。経済産業省が公開しているキャッシュレス決済比率は 2023 年度 39.3%であり、年々増加傾向にある。観光交流客数増加を見込み、キャッシュレス決済対応店舗が増加することが望ましいが、来店者の減少等により商店街自体の継続が厳しい状況もある中で、一定の成果は出ていると考える。今後はロケ地巡りなど、裾野の魅力を活用した商工業活性化策が求められる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	2-3-(3) 勤労者福祉環境の充実	2-3-(1) 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援 2-3-(2) 商店街の活性化
	標準	—	—

## 2-4 特色を活かした農林業の振興

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 農林業を活性化させるため、後継者不足解消、ブランド化、耕作放棄地対策などの課題解決を計画的に取り組むことが必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
認定農業者数 (認定新規就農者を含む)	29 人	32 人	32 人	認定農業者数は維持している。就農希望者、認定農業者からの相談に対して、県東部農林事務所や JA と連携して相談に応じている。今後、農業者の高齢化による担い手不足が懸念される。
戦略作物、特産作物の作付面積	20.1ha	15.9ha	25ha	そばの作付面積・収量等の生産状況は安定しているが、キヌアは令和5年度をもって試験栽培等への市の直接的な支援が終了した。そばは特産品としての PR が課題となっている。
間伐の実施面積	79.17ha	152.60ha	150.00ha	目標を上回る間伐を行っているが、未整備森林は依然として多く、安定的・継続的に森林整備を行い、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、健全な森林資源を維持造成する必要がある。

### ■評価委員会評価

そば、キヌアなどの新規栽培に着手しており、新たな取組を行っている点は評価できる。そばの作付面積と収量は安定しているため、今後の課題は六次産業化にどれだけつなげられるかという点にある。広報活動の強化が求められ、市のイベントでの活用や既存の特産品・製品のアピール、歴史を伝えることなどの工夫が有効と考えられる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	2-4-(2) 後継者の確保と支援 2-4-(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用 2-4-(5) 森林資源の有効活用 2-4-(3) 特産化、六次産業化の推進 2-4-(6) 有害鳥獣対策の推進
	標準	—	2-4-(1) 営農環境改善のための基盤整備

## 2-5 地域が潤う観光まちづくりの推進

- ・ 本施策は、目指す成果の達成に向けて、戦略的視点から再設計し、より実行体制と資源の強化が求められる。
- ・ 地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大と観光産業の活性化に向けた戦略的な取組が必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
観光レクリエーション客数	1,876 千人	1,159 千人	2,200 千人	新型コロナウイルス感染症の流行以降減少したが、コロナ禍でも観光協会や富士山裾野ガイド協会、近隣市町と連携し、事業を継続して交流人口の拡大と市の PR を図るとともに観光施設の魅力向上を図る事業等を行ったことで、観光レクリエーション客数は回復傾向にあり、市内宿泊客数は増加し目標を上回っている。
市内宿泊客数	160 千人	199 千人	165 千人	

### ■評価委員会評価

観光レクリエーション客数はコロナ禍の影響で目標達成率 50%と伸び悩んでいるが、観光レクリエーション客数及び市内宿泊客数のいずれも増加傾向にあり、取組の効果が見られる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	2-5-(1) 地域資源の再創造による交流人口の拡大 2-5-(2) 観光推進体制及び基盤の構築
	標準	—	—

## 2-6 富士山麓の魅力を活かしたスポーツツーリズムの推進

- ・現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・スポーツ資源と観光を融合させ、地域経済の活性化や交流人口の拡大を目指す取組が必要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
スポーツ合宿誘致延べ宿泊者数	1,513 人	3,495 人	2,000 人	スポーツツーリズム推進協議会や地域おこし協力隊と連携を図り、合宿等の誘致活動に努め、目標を上回る宿泊者を受け入れている。
スポーツイベント参加者数	3,014 人	2,182 人	3,300 人	新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したが、順調に回復してきている。スポーツイベントを充実させ、市外からの来訪者数を増やしたい一方で、体制構築(人員不足)が課題となっている。

### ■評価委員会評価

準高地トレーニングの誘致など具体的な成果が見られる一方で、御殿場市や小山町と比較すると内容の充実度で劣る点が課題として挙げられる。市内ではサイクリングロードやバイクルピットなど走行環境の整備が進められているが、地域のクラブと連携したイベントの実施とその定着化が必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	2-6-(1) スポーツ合宿の誘致
	標準	2-6-(2) 東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースレガシー創出に係る取組の推進	—

## 3-1 環境に配慮した持続可能な社会の形成

- ・施策の改善を積み重ね、より実効性の高い事業展開へつなげることが必要となる。
- ・環境への取組については、市民、事業者・行政がそれぞれの役割を果たして行っていく必要がある。
- ・ごみの減量化や適切な分別の周知を継続して図っていく必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
安全・安心で快適な住環境に対する市民満足度	43.5%	46.1%	50%	市民の健康や生活環境を害する恐れのある環境問題や通報・相談に対し、速やかに現地調査を行い、改善措置が必要な場合は、関係機関と連携して対応した。住環境に対する市民満足度は向上している。
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	795g / 人、日	750.5g / 人、日	771.4g / 人、日	ごみの減量化や適切な分別の必要性を周知し、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、年々減少させることができた。ペットボトルの水平リサイクルや民間企業との連携によるごみのリユース事業を実現させ、6R を推進した。更なる排出量の削減のため、早期に製品プラスチック、食品ロス対策の体制を構築することが課題である。
次世代自動車普及率	10.9%	15.0%	20.0%	カーボンニュートラルシティ宣言を契機に次世代自動車の購入に対する補助金を 2022 年度に開始し、普及率にわずかな伸びが見られたが、国に類似の補助金があることから 2023 年度をもって終了し、今後は地球温暖化の抑制につながる行動変容を促す取組を行うこととした。

### ■評価委員会評価

安全・安心で快適な住環境に対する満足度は、目標値達成には至っていないが向上しており、成果は評価できる。ごみ排出量については目標を達成し高く評価できるが、資源リサイクルによる収入とごみ処理費用の支出の相殺、1 人当たりの費用の周知が不足していると考えられる。カーボンニュートラルシティ実現に向けた次世代自動車普及による効果は、十分発揮されたと考える。SDGs については、小学校段階からの具体的な取組が必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	3-1-(1) 環境満足度の向上に向けた取組の推進 3-1-(2) ごみ減量と 6 R の推進 3-1-(3) 地球温暖化対策の推進 3-1-(4) 浄化槽の適正管理と河川・地下水質の保全 3-1-(5) 環境施設の更新整備・延命化
	標準	—	3-1-(6) 地域循環共生圏の構築

### 3-2 災害に強くしなやかな地域社会の形成

- ・本施策は市の重点分野に位置づけられており、安定的な推進が求められる取組であり、今後も継続的な展開を図る。
- ・市民の生命・身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、自助・共助・公助の取組を引き続き行っていく必要がある。
- ・防災意識の向上、意識啓発については、工夫を図りながら行っていく。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
家庭の防災備蓄率(水・食料7日分及び8日分以上)	8.1%	5.5%	20%	全国的に大規模災害が頻発する中、防災備蓄率が減少している。防災意識向上のためのPR、勉強会、講演会等を実施しているものの、備蓄率向上に対しては効果が表れていない。
自分が行く避難所と避難方法の認知率	84.3%	81.1%	93%	避難所と避難方法の認知率は伸び悩んでいる。周知に課題がある。老朽化した防災倉庫の更新や資機材の管理・更新が課題となっている。
地域防災訓練への参加者数	14,129人	9,582人	18,800人	新型コロナウイルス感染症の流行後参加者数が大きく減少し回復していない。「共助」の核となる自主防災組織の役員のなり手不足や区に入っていない住民への対応が課題である。

#### ■評価委員会評価

地域の防災対策は評価できるものの、家庭の防災備蓄率が低いことから防災意識が向上していないと考えられる。意識向上のためのさらなる工夫が必要で、特に賃貸住宅の居住者など、防災意識が低い層への対策が求められる。豪雨などを想定した洪水対策は進められたが、具体的な物理的整備が今後の課題である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	3-2-(2) 実践的な防災訓練の実施 3-2-(3) 河川の整備 3-2-(4) 洪水や土砂崩れの危険個所の把握・整備の要望 3-2-(5) 森林の多面的機能の保全	3-2-(1) 防災力・減災力の強化
	標準	3-2-(6) 東富士演習場関連の環境整備	—

### 3-3 安全な生活と交通の確保

- ・施策の性質上、他施策との資源投入バランスを考慮し、既存体制の中で効率的に推進する。
- ・行政・地域・関係団体や警察等が連携し、防犯・交通事故防止に取り組んでいく必要がある。
- ・通学路や危険箇所の安全対策は、関係機関等との連携し取り組んでいく必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
犯罪発生件数	205件	183件	170件	令和4年度までは目標値を下回っていたものの、増加している状況。令和5年度は防犯灯のLED化と新設(一部防犯カメラ付き)を行い、防犯体制の充実を図った。
交通事故発生件数	252件	186件	220件	交通指導委員会と連携した交通安全対策、カーブミラーの維持修繕、複数部署連携による通学路の安全対策などを行ってきたが、交通事故発生件数は増加傾向にある。

#### ■評価委員会評価

防犯、安全対策は幅広く行われている。しかし、裾野市の交通事故発生件数は目標値を下回っているものの、2021年度から2023年度にかけて大幅な増加傾向にあり、増加率は全国平均を大きく上回っている。交通事故の状況は以前より改善されているが、この増加率は裾野市特有の問題であることを認識し、高齢者対策、地域対策、自転車対策など、より詳細な分析に基づいた交通安全対策を交通管理者と連携して講じることが喫緊の課題である。通学路を中心とした危険箇所の安全対策は十分とは言えず、交通安全対策が望まれる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	3-3-(1) 防犯体制の充実 3-3-(3) 交通安全体制の充実	3-3-(2) 消費者支援の充実 3-3-(4) 歩道や通学路の安全対策 3-3-(5) 被害者等の救済
	標準	—	—

### 3-4 安心して暮らせる地域医療体制の確保

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる
- ・ 地域医療機関との連携強化、救急・在宅医療体制の充実、医療人材の確保支援などを通じて、持続可能で安心できる医療体制の構築が重要である。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
身近にかかりつけ医がいる人の割合	63.9%	39.6%	65%	市民の半数以上が身近にかかりつけ医がいない状態が続いている。令和5年3月に須山診療所が閉所したことで、須山地区の住民にとって身近な医療機関がなくなっている。
国民健康保険特定健康診査受診率	44%	44.6%	60%	受診率は横ばいとなっている。国民健康保険制度において市が担う事務であり、法令等に基づき実施している。被保険者の健康増進や医療費の抑制を目指した、より効率的で効果的な実施が求められている。

#### ■評価委員会評価

医療に関する取組は充実しているが、今後は医療従事者の定着に向けた対策を講じることが重要である。市民の半数以上がかかりつけ医を持たない現状や、須山診療所の閉所による影響を踏まえ、具体的な対策が必要である。また、国民健康保険特定健康診査受診率が目標値を大きく下回っていることから、受診率向上に向けた取組を強化する必要がある。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	3-4-(2) 国民健康保険事業の運営・充実 3-4-(3) 後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実	3-4-(1) 休日夜間等救急医療体制の継続
	標準	—	—

### 3-5 地域で支え合う福祉の充実

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 住民の主体的な参加を促す仕組みづくりや、多様な支援ニーズに対応した福祉サービスの充実、関係機関との連携強化を通じて、地域で支え合う福祉・医療・保険制度の推進が望まれる。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
75歳以上の介護認定率(介護・支援)	24.6%	23.7%	25%	介護認定率は令和5年度時点で策定時より減少している。医療関係者や介護サービス事業者等の協力により、現場の意見を反映した福祉が推進できた。
地域ふれあい塾の参加人数	6,088人	7,549人	6,650人	新型コロナウイルス感染症の流行後、大きく減少したが回復し、目標を達成している。地域ふれあい塾の活動支援のほか、シルバー生きがい教室の開催や裾野シニアクラブの活動支援、シルバー人材センターの活動支援が高齢者の生きがいづくり、外出機会・交流機会の創出等に効果が出ている。
障がい者の雇用率	2.24%	2.91%	法定雇用率	雇用率は向上している。障がいのある方が自立した生活を行うため、就労を促進し、定着するための支援を行った。

#### ■評価委員会評価

高齢化率に対し介護認定率が上昇していないのはよい状況である。支援を受けずに生涯生活できる環境整備と情報発信の継続が望まれる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	3-5-(5) 国民年金事業の運営・充実 3-5-(6) 介護保険事業の運営・充実	3-5-(1) 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進 3-5-(2) 地域福祉活動の推進 3-5-(3) 高齢者の活動的な暮らしの支援 3-5-(4) 福祉サービスの充実 3-5-(7) 障がい福祉サービスの充実
	標準	—	—

## 4-1 次世代型近未来都市の形成

- ・本施策は市政運営における基盤的役割を担っており、安定的かつ効率的に進める。
- ・実証実験の街の開所もあり、新しい技術等の実証実験や社会実装を通じて市民サービスの向上を目指す。併せて豊かな自然環境を生かしながら、用途に応じた有効的な土地利用を図ることで、交流人口・定住人口の拡大を目指す。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
先進技術を活用した実証実験数(累計)	0 件	17 件	10 件	スマート道路灯や AI 橋梁点検、交通安全 EBPM などの先進技術を活用した実証実験を実施し、実証実験数(累計)は目標値を上回っている。
規制の特例措置提案件数(累計)	0 件	0 件	10 件	規制の特例措置提案件数(累計)は 0 件となっている。規制緩和の提案をするまでの取組がなかったため、国への要望は行わなかった。

### ■評価委員会評価

先進技術を活用した実証実験数(累計)は目標を達成しているが、具体的な内容が分かりにくいいため、具体的な成果が感じられない。裾野市で「交通安全 EBPM(Evidence-Based Policy Making) 支援サービス」が全国で初めて導入された点は高く評価できる。施策の柱 3-3「安全な生活と交通の確保」における交通事故の発生件数とリンクした、交通安全施策に対する効果検証や、新たな危険度の評価等、まちづくりへの活用が可能か否か、一過性のプロジェクトではなく、継続的なマネジメントができるシステムか否かの検証が不可欠である。今後、ウーブン・シティが開所していく中、その効果を市全域に波及させる意味でも暮らしと直結したシステムインフラとしての運用方を今後の計画に組み込んでいくべきと考える。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	4-1-(1) ウーブン・シティと連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進
	標準	—	4-1-(2) 計画的土地利用の推進 4-1-(3) 規制緩和の検討・要望

## 4-2 駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進

- ・本施策は重点分野に位置づけられており、当市の将来を見据える上で重要な基盤の一つである。
- ・ハード整備に留まらず、ソフト面に力点を置きながら、「拠点周辺の賑わい」が創出され拠点周辺に多世代の居住者が増加するよう今後も継続的な展開を図り、早期完了を目指して行く。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
都市機能誘導施設の充足率	裾野駅周辺:71% 岩波駅周辺:25%	裾野駅周辺:71% 岩波駅周辺:25%	裾野駅周辺:71% 岩波駅周辺:25%	都市機能誘導施設の充足率は策定時と目標値の値が同じであり、実績も変動していない。
居住誘導区域内の人口密度	53.10 人/ha	50.70 人/ha	53.66 人/ha	居住誘導区域内の人口密度は減少傾向にある。裾野駅周辺や岩波駅周辺の整備事業を行っているが、効果が数値に表れていない。
裾野駅・岩波駅利用者数	171 万人/年	131 万人/年	177 万人/年	裾野駅・岩波駅の利用者数は 2021 年度に大きく減少してからほぼ横ばいとなっている。

### ■評価委員会評価

駅の利用状況は大企業の動向(通勤客数)に左右されるため、駅周辺の拠点づくりと居住誘導の効果的な方法を検討する必要がある。

地籍調査が進み、立地適正化の素地が作られているが、都市機能誘導施設の充足率と人口密度の上昇にまで結びついていない。深良地区を含め、都市機能と居住の誘導を加速させることが重要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	4-2-(1) JR 裾野駅周辺整備等の推進 4-2-(4) 市街地の低・未利用地の活用	4-2-(2) JR 岩波駅・東名裾野 IC 周辺整備の推進
	標準	—	4-2-(3) 深良新市街地整備の推進

### 4-3 良好な景観と良質な住環境の形成

- ・本施策は市政運営における基盤的役割を担っており、安定的かつ効率的に進める。
- ・本市の特徴である豊かな自然を活かし、地域景観と調和した魅力ある景観形成を目指す。高齢者から子育て世代までが、安全・安心で暮らすことができる住環境の整備が必要となる。あわせて移住定住につながる当市の魅力発信及び支援を行う。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
屋外広告物許可の更新率	94.1%	100%	100%	屋外広告物許可の更新率は目標を達成している。更新期限の2か月前に更新手続きを促すことが効果につながった。
人口1人当たりの都市公園の整備面積	4.28 m <sup>2</sup> /人	4.55 m <sup>2</sup> /人	5.17 m <sup>2</sup> /人	人口1人当たりの都市公園の面積は、ミライエート御宿公園を整備したことにより増加したが目標値には届いていない。
住宅の耐震化率	91.5%	令和5年住宅・土地統計調査の確報値が公表され次第確定する。	95%	木造住宅耐震補強助成事業を行い、耐震化を促進している。令和7年度末の耐震化率95%の達成に向け、今後は支援制度の終了時期を見据えた周知啓発を徹底する。
戸建ての空き家数	763 戸	令和5年住宅・土地統計調査の確報値が公表され次第確定する。	1,080 戸未滿	増加する空き家の実態把握と所有者への情報提供・啓発等を行うとともに、管理が不適切な空き家については指導している。

#### ■評価委員会評価

人口1人当たりの都市公園の面積は、静岡県内の23市中22位と低く、目標自体が県内平均値より約3m<sup>2</sup>も少ない状況にある。数値上は一定の効果が出ているが、実質効果が薄いと思う。公園がどの程度利用されているかなどの現状の把握が必要である。また、屋外広告物が良好な景観に則しているか数値だけでなく内容の確認が必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	4-3-(2) 公園・緑地の整備及び維持管理	—
	標準	4-3-(3) 安全で良質な住宅ストックの形成 4-3-(4) 市営住宅の整備、維持管理	—

### 4-4 誰もが移動しやすい交通環境の整備

- ・本施策は、目指す成果の達成に向けて、視点から再設計し、より実行体制と資源の強化が求められる。
- ・市民の利用ニーズを捉えた公共交通網の形成を目指すとともに、新しい公共交通システムの検討、実証等を通して誰もが移動しやすい交通環境の整備を目指す。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
「バス路線や便数」の満足度	4.7%	6.3%	17%	バス路線への補助やバス・タクシー券の利用改善を行った。2021年度自主運行バスの廃止に伴いネットワーク維持のため地域旅客運送サービス継続事業により市内循環線を実施しているが「バス路線や便数」の満足度は目標に届いていない。

#### ■評価委員会評価

バス路線や便数への満足度が非常に低い現状に対し、公共交通は個々のニーズに応えにくい側面があるため、タクシーのような小型移動手段の拡充による満足度向上が求められる。また、交通インフラは収益性が低いことから、市は他の財源を交通インフラに充当する必要があると考える。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	4-4-(1) 公共交通網の維持・確保 4-4-(2) 新たな公共交通システムの検討・導入 4-4-(3) 市民・公共交通事業者との調整
	標準	—	—

## 4-5 利便性の高い道路網の整備・保全

- ・本施策は重点分野に位置づけられており、当市の将来を見据える上で重要な基盤の一つである。
- ・道路網の整備は市民生活全般に直結するものであるため、新設（都市計画）道路についてはその沿線の開発が進むよう早期完了を目指す。既設については修繕計画の改善を行い良好な状態を維持して行く。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
都市計画道路(延長)の改良及び概成率	81.9%	83.1%	82.4%	2021 年度に平松深良線公文名工区と滝頭工区の開通・供用開始により、「都市計画道路(延長)の改良及び概成率」は目標値を上回っている。
道路橋定期点検実施率	100%	61.6%	100%	「道路橋定期点検実施率」は5年間で 100%の実施に向け順調に進んでいる。
道路橋補修件数	49 橋	8 橋	23 橋	優先順位を決めて補修を進めている。今後、定期点検により措置が必要とされている橋の補修を行う必要がある。
道路照明灯補修件数(LED 化を含む)	56 基 (2024～2019)	57 基	30 基	「道路照明灯補修件数(LED 化を含む)」は目標値を上回っている。

### ■評価委員会評価

当初計画に基づき成果が表れている一方で、都市計画道路は目標値を上回っているものの、使える道路としてはまだ遅れをとっている状態である。他の点検や修繕については成果が出ている。

引き続き、計画に基づいた推進が期待される。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	4-5-(2) 主要幹線道路の整備 4-5-(4) 道路の管理・維持補修
	標準	4-5-(1) 広域幹線道路の整備 4-5-(5) 踏切道の改良	4-5-(3) 生活道路の整備

## 4-6 豊かで良質な水道水の安定供給

- ・現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・現行施策の課題を踏まえ、後期基本計画では対象範囲の見直しや手法の改善を通じて、成果の最大化を図るため戦略的に再設計を図る。
- ・具体的には新水道ビジョンに掲げる「安全・強靱・持続」の理想像を体現すべく、施設の老朽化や災害対応等持続可能な事業経営に取り組む必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
経常収支比率	142.6%	140.7%	130%	人口減少に伴い経常収支の柱である給水収益の減少は続いた。水道庁舎の移転及び資産台帳における除却会計処理に伴う関連収益の増加により、一時的な経常収支比率の増加となり、目標には届いていない。
管路の耐震化適合率	76.8%	83.7%	80%	老朽管を中心に耐震管へ布設替えを実施していることから、目標値を上回っている。

### ■評価委員会評価

着実に対応を進めている。水道は重要なインフラであるため、引き続き、計画に基づいた推進が期待される。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	4-6-(1) 上水道施設の更新 4-6-(3) 簡易水道施設の更新 4-6-(2) 水道事業経営の健全化
	標準	—	—

## 4-7 衛生的で快適な下水道の整備・保全

- ・現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・現行施策の課題を踏まえ、後期基本計画では対象範囲の見直しや手法の改善を通じて、成果の最大化を図るため戦略的に再設計を図る。
- ・具体的には安定的に適正な使用料収入を確保することや、持続可能な汚水処理に向けた施設の老朽化や災害対応に取り組む必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
経費回収率	58.3%	85.95%	73%	2020 年度末に下水道使用料の改定を行った結果、経費回収率が目標値を上回った。
汚水処理普及率	79.9%	82.0%	86.3%	老朽管を中心に耐震管へ布設替えを実施しており、目標値に近づいている。

### ■評価委員会評価

下水道整備は計画により決定されているが、費用に見合う効果が得られるか、改めて検討する必要がある。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	4-7-(1) 下水道の整備と保全 4-7-(2) 安定的な使用料収入の確保
	標準	—	—

## 5-1 市民自治によるコミュニティ活動の促進

- ・施策の性質上、他施策との資源投入バランスを考慮し、既存体制の中で効率的に推進する。
- ・人口減少・少子高齢化や自治組織への未加入者の増加など、自治組織を取り巻く環境変化に対応した対応が求められている。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
地域や団体などの活動の満足度	15.7%	31.5%	30%	地域や団体などの活動の満足度は、策定時と比べ 2023 年度に大きく増加した。補助金交付などの助成制度による区や各種団体の活動内容の広報活動に努めるなどの支援を行った。
自治会加入率	85.4%	84.6%	80%以上	自治会の加入率は策定時と比較し若干減少している(0.8 ポイント)が目標の 80%以上の数値となっている。引き続き区への活動支援により加入率を維持する必要がある。

### ■評価委員会評価

自治会加入率の若干の低下が見られるものの、活動の成果が出ていると考える。自治会が地域社会においてどのような役割を担っているのか、また市と市民をつなぐ役割について周知する必要がある。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	5-1-(1) 自治会等との連携推進と活動支援	—
	標準	—	5-1-(2) コミュニティ活動の環境整備 5-1-(3) 協働に対する行政職員の意識改革

## 5-2 すその魅力を高めるシティプロモーションの推進

- ・本施策は、目指す成果の達成に向けて、戦略的視点から再設計し、より実行体制と資源の強化が求められる。
- ・富士山をはじめとする豊かな自然環境と首都圏から 100 km圏内の立地を生かして市の魅力発信の強化に努める必要がある。
- ・市民と行政が幅広く意見を出し合う機会を設け共にまちづくりを行う必要がある。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
地域(すその)が好きだと思う市民の割合	62.6%	45.0%	70%	フィルムコミッション事業や“すそのん”を活用した事業によりシティプロモーションの強化・充実に取り組んだが、地域(すその)が好きだと思う市民の割合は、策定時と比べ減少傾向にある。
新聞社の市関連記事掲載件数	2,459 件	1,537 件	3,000 件	2023 年 12 月に1社が廃刊となったことの影響はあるが、新聞社の市関連記事掲載件数は 2023 年度に大きく減少している。

### ■評価委員会評価

裾野市を離れて時間が経つに連れて、地域への愛着が薄れてしまうのではないかという強い危機感を持ち、単なるシティプロモーションに留まらず、市民が『住みやすさ』を実感できるような具体的な施策に力を入れる必要があると考える。裾野市の高いポテンシャルの積極的なアピールが課題である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	5-2-(1) シティプロモーションの強化・充実 5-2-(3) ふるさと納税の推進 5-2-(4) 情報発信の強化 5-2-(5) 市民意見の市政への反映
	標準	—	—

## 5-3 市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進

- ・本施策は市政運営における基盤的役割を担っており、安定的かつ効率的に進める。
- ・オンライン申請の対応率は向上したが、継続的なオンライン予約システムの周知と事前予約率の向上を図る。
- ・サービス利用者アンケートを基にした改善の仕組み化を進め、継続的なサービス改善を図る。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
マイナンバーカードの交付率	17.2%	86.5%	90%	マイナンバーの交付率は目標率に向けて大きく増加している。マイナポイントの支援や出生申請の活動が申請率の向上につながった。
ICT 化による業務改善件数	0 件	12 件	10 件	個人端末の業務利用 (BYOD) 環境の構築やビジネスチャットツール (Teams) の導入、リモートワーク環境の構築など、ICT 化による業務改善件数は目標値を上回った。
オープンデータ公開件数	173 件	201 件	200 件	静岡県の示す標準 14 データセットの開放も完了し、オープンデータ公開件数は、目標値を上回った。

### ■評価委員会評価

マイナンバーカードの普及は進んでいるものの、実際の活用状況が課題として残る。SNS を活用した情報発信は引き続き行い、ICT 利用促進につなげることが重要である。ICT 化やオープンデータの公開など、情報インフラのプラットフォーム構築・運用において一定の成果を上げており、市民満足度向上につながっていると考える。しかし、今後は市民サービスの ICT 化による恩恵を市民がどれほど受けているかという視点が必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	5-3-(2) 各施策への ICT 導入の推進
	標準	5-3-(1) データ利活用の推進	5-3-(3) 情報基盤の構築・運用

## 5-4 公共施設等マネジメントの推進

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 公共施設の総量縮減に関しては、実績が 2.3%と進んでいない現状があるが、今後は、より具体的なアクションプランである 15 年間の公共施設及びインフラ施設の整備更新予定を示した「今後の公共施設等整備更新見直し」に基づき、施設の適正な管理・活用を強力に図っていく。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
公共建築物の総資産量 (公共施設の延床面積)	15.5 万㎡	15.2 万㎡	14.7 万㎡	公共建築物の総資産量(公共施設の延床面積)は 2021 年度から変わっていない。2023 年3月に学校教育施設再編基本計画により小中学校の再編計画を示した。

### ■評価委員会評価

施設の老朽化や少子化の状況を踏まえ、「防災・コミュニティ」の拠点となる施設から優先的に改修を行い、利用率の低い施設は統合・廃止を進める必要がある。効率化のみならず、利用者の立場に立った小・中学校の再編計画が望まれる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	5-4-(1) 公共施設等の計画的な管理・最適化
	標準	—	—

## 5-5 持続可能な行財政運営の推進

- ・ 現行の取組を基盤としつつ、成果の最大化を図るために、施策の改善を通じた重点的な展開が望まれる。
- ・ 2025 年 2 月に財政非常事態宣言を解除した。今後は、解除時に設定した「財政調整基金残高 10 億円以上」及び「実質公債費比率 13%以下」の基準を遵守し、財政健全化と将来投資のバランスを適切に管理し、さらなる市の成長を目指していく。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
将来負担比率	43.4%	22.3%	50%	将来負担額地方債の現在高の減少や標準財政規模の増加により将来負担比率は減少傾向にある。
実質公債費率	9.1%	12.2%	10%	一般会計元利償還金の増加や標準財政規模の増加により、実質公債費比率は増加傾向にある。
市税収入率	97.61%	98.31%	97.80%	市税収入率は増加傾向にあり、目標値を上回っている。積極的な滞納処分が市税収入率につながった。

### ■評価委員会評価

人と企業に選ばれるまちを実現し、市の税収を上げるため、工夫を凝らした取組が必要である。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	5-5-(1) 絶え間ない行財政改革の推進 5-5-(2) 効率的な行政運営の推進 5-5-(3) 健全な財政運営の推進
	標準	—	—

## 5-6 時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築

- ・本施策は、目指す成果の達成に向けて、戦略的視点から再設計し、より実行体制と資源の強化が求められる。
- ・市民への貢献のため、「人こそが最大の経営資源である」という認識を忘れず、引き続き「裾野市人財育成基本方針」に基づき、人材育成及び組織開発に注力していく。

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
市職員に対する市民の信頼度	72.3%	86.0%	70%以上	市職員に対する市民の信頼度は策定時から横ばいであったが、2023 年度実績増加し、目標値を上回っている。「住民サービス向上研修」や「窓口改革実践研修」等の効果があったと考えられる。

### ■評価委員会評価

市民のニーズに応えるために職員が市民に寄り添う伴走者としての役割と、専門知識を持ち暮らしを支える人材としての役割が、市民の市職員に対する信頼度や満足度向上につながっていると考えられる。

		手法の改善度	
		継続	改善
取組の重要度	重要	—	5-6-(1) 中長期的な視点に立った人材育成の実施
	標準	—	—

## 5-7 開かれた議会運営の支援

内部管理事務により評価無し

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
議会活動に興味・関心がある市民の割合	53.5%	29.2%	60%	議会活動に興味・関心がある市民の割合は減少傾向にある。地域別、分野別の市民との意見交換会を実施、SNS 及び議会だよりを活用して積極的な情報発信を行っているが数値として効果が表れていない。
議会傍聴者数	407 人	228 人	450 人	議会傍聴者数は策定時から減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症を考慮して、積極的な傍聴の呼びかけは行わなかったことが影響している。

### ■評価委員会評価

議会活動に興味・関心がある市民の割合は、2022 年度から 2023 年度にかけて半減した。原因を究明し、目標達成に向けた取組が必要である。市民の興味・関心は、市民の期待する内容であるか、市民生活を左右する内容であるかなど議題にも影響されると考える。

## 5-8 適正な監査事務の促進

内部管理事務により評価無し

成果指標	策定時	2023 実績	2025 目標	進捗について
全部局に対する定期監査実施率	100%	100%	100%	全部局に対する定期監査実施率は目標を達成している。

### ■評価委員会評価

監査基準に基づく監査等の実施に向けた支援が適切に行われており、同水準の監査の継続した実施が望まれる。

## 5. 施策の柱の見直し

前期基本計画の評価を踏まえ、後期基本計画において施策の柱を以下の通り見直しました。

施策の大綱	前期基本計画 施策の柱		変更意図	後期基本計画 施策の柱	
1. ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち ＜子育て・教育・健康・文化＞	1-1	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	→ より切れ目のない支援体制の強化 →	1-1	子どもの育ちを切れ目なく支える環境づくり
	1-2	次代を担う子どもの教育の推進	→ 持続可能な社会を主体的に創る →	1-2	次代を創る子どもの教育の推進
2. 地域資源を活用した魅力あふれるまち ＜産業・観光＞	2-1	企業誘致・定着の推進	→ 立地企業との地域強みや連携の強化 →	2-1	企業誘致・既存企業の定着と連携による地域振興の推進
	2-2	新たな価値を創出する産業基盤づくり	→ 起業、創業支援体制の構築 →	2-2	地域産業のイノベーションとリノベーションの促進
	2-5	地域が潤う観光まちづくりの推進	→ 地域資源の最大活用と観光産業の活性化 →	2-5	魅力ある観光地の実現
3. 安全・安心に住み続けられるまち ＜環境・防災・医療・地域福祉＞	3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成	→ 災害等発生時、被害を最小限におさえつつ被災後速やかに元の状態に戻す回復力 →	3-2	災害に強く回復力の高い地域社会の形成
	3-3	安全な生活と交通の確保	→ 関係機関と連携した安全対策による安心して暮らせるまちの形成 →	3-3	誰もが安心して暮らせるまちの形成
4. 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち ＜都市・交通・社会基盤＞	4-1	次世代型近未来都市の形成	→ 実証実験の街の開所と用途に応じた有効的な土地利用を図り、交流人口・定住人口の拡大 →	4-1	都市構造と土地利用の戦略的な再構築
5. 時代のニーズに応えられるまち ＜市民自治・都市経営＞	5-1	市民自治によるコミュニティの促進	→ 自治組織を取り巻く環境変化への対応するため、コミュニティ活動を促進するための支援 →	5-1	市民自治によるコミュニティ活動の促進
	5-2	すそのの魅力を高めるシティプロモーションの推進	→ 市の魅力発信の強化のため、高めた魅力の活用 →	5-2	すそのの魅力を活用したシティプロモーションの推進
	5-3	市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進	→ 継続的なサービスの改善を視点にデジタルの活用と行政サービスの質の向上に変更 →	5-3	デジタル技術の活用を前提とした継続的な業務改革による行政サービスの質向上
	5-5	持続可能な行財政運営の推進	→ 財政非常事態宣言解除後の市の成長のために事業効果の最大化 →	5-5	事業効果を最大化する持続可能な行財政運営の推進
	5-6	時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築	→ 人こそが最大の経営資源 →	5-6	市民に寄り添い、裾野市を愛するプロフェッショナルな職員の育成と効率的・効果的な組織体制の構築



## 第3章 施策体系

### 1. 施策の大綱ごとの目標

後期基本計画では、基本構想の実現に向けた取組を客観的に検証するため、基本構想で示している5つの大綱ごとに目標（KGI）を設定し、さらに施策を具体的に展開していくために示している施策の成果や活動量（KPI）と連動させることで、基本計画全体を体系的に推進し、次期計画への効果的な進行管理へとつなげます。

#### 大綱1 ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち

〈子育て・教育・健康・文化〉

#### 【SDGs（持続可能な開発目標）】



#### 【目標(KGI)】

子育て世帯への支援に対する市民満足度	現状値（2024年） 23.4%	⇒ 向上
「地域は住みやすい」と答える市民の割合	現状値（2024年） 50.4%	⇒ 増加
社会動態（年少人口）	現状値（2024年度） 5,656人	⇒ 増加
将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合	現状値（2024年度） 小学生：86.7% 中学生：64.9%	⇒ 増加 ⇒ 増加
文化施設・スポーツ施設の利用者数	現状値（2024年度） 588,653人	⇒ 増加
自分の健康状態が健康であると答える人の割合（身体・精神）	現状値（2024年） 身体：63.3% 精神：67.7%	⇒ 増加 ⇒ 増加
性別にかかわらず個性と能力を發揮できる機会が確保されていると思う市民の割合	現状値（2024年） 30.1%	⇒ 増加

大綱 2 地域資源を活用した魅力あふれるまち

〈産業・観光〉

【SDGs（持続可能な開発目標）】



【目標(KGI)】

市内事業所数	現状値（2021 年度） 1,741 事業所	⇒ 増加
1 人当たり市民所得額	現状値（2024 年度） 3,506 千円	⇒ 増加
遊休農地面積	現状値（2024 年度） 7.27ha	⇒ 減少
観光交流客数	現状値（2024 年度） 1,527 千人	⇒ 増加
社会動態（生産年齢人口）	現状値（2024 年度） 28,592 人	⇒ 増加

大綱3 安全・安心に住み続けられるまち

〈環境・防災・医療・地域福祉〉

【SDGs（持続可能な開発目標）】



【目標(KGI)】

想定される大規模地震による人的被害 (死亡者及び重傷者数)	現状値 (2013 年度) 約 110 人	⇒ 最小
「住み続けたい」と答える市民の割合	現状値 (2024 年) 65.2%	⇒ 増加
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	現状値 (2024 年度) 738.5 g	⇒ 減少
交通事故発生件数	現状値 (2024 年度) 220 件	⇒ 減少
要介護認定を受けずに暮らしている 75 歳以上の市民の割合	現状値 (2024 年度) 75.6%	⇒ 増加
往診・訪問診療を実施する医療機関の数	現状値 (2024 年度) 11 施設	⇒ 増加

大綱 4 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち

〈都市・交通・社会基盤〉

【SDGs（持続可能な開発目標）】



【目標(KGI)】

人口の社会増減	現状値（2024年） △395人	⇒ 均衡
市民の生活満足度	現状値（2024年） 58.7%	⇒ 向上
都市機能誘導施設の充足率	現状値（2024年） 裾野駅：71% 岩波駅：25%	⇒ 増加
市内路線バスの利用者数	現状値（2024年） 30.2万人	⇒ 増加
都市計画道路（延長）の改良及び既成率	現状値（2024年） 83.1%	⇒ 増加
配水量に対する料金徴収対象となった水量の割合（有収率）	現状値（2024年） 79.83%	⇒ 増加
下水道の整備面積率	現状値（2024年） 89.2%	⇒ 増加

大綱 5 時代のニーズに応えられるまち

〈市民自治・都市経営〉

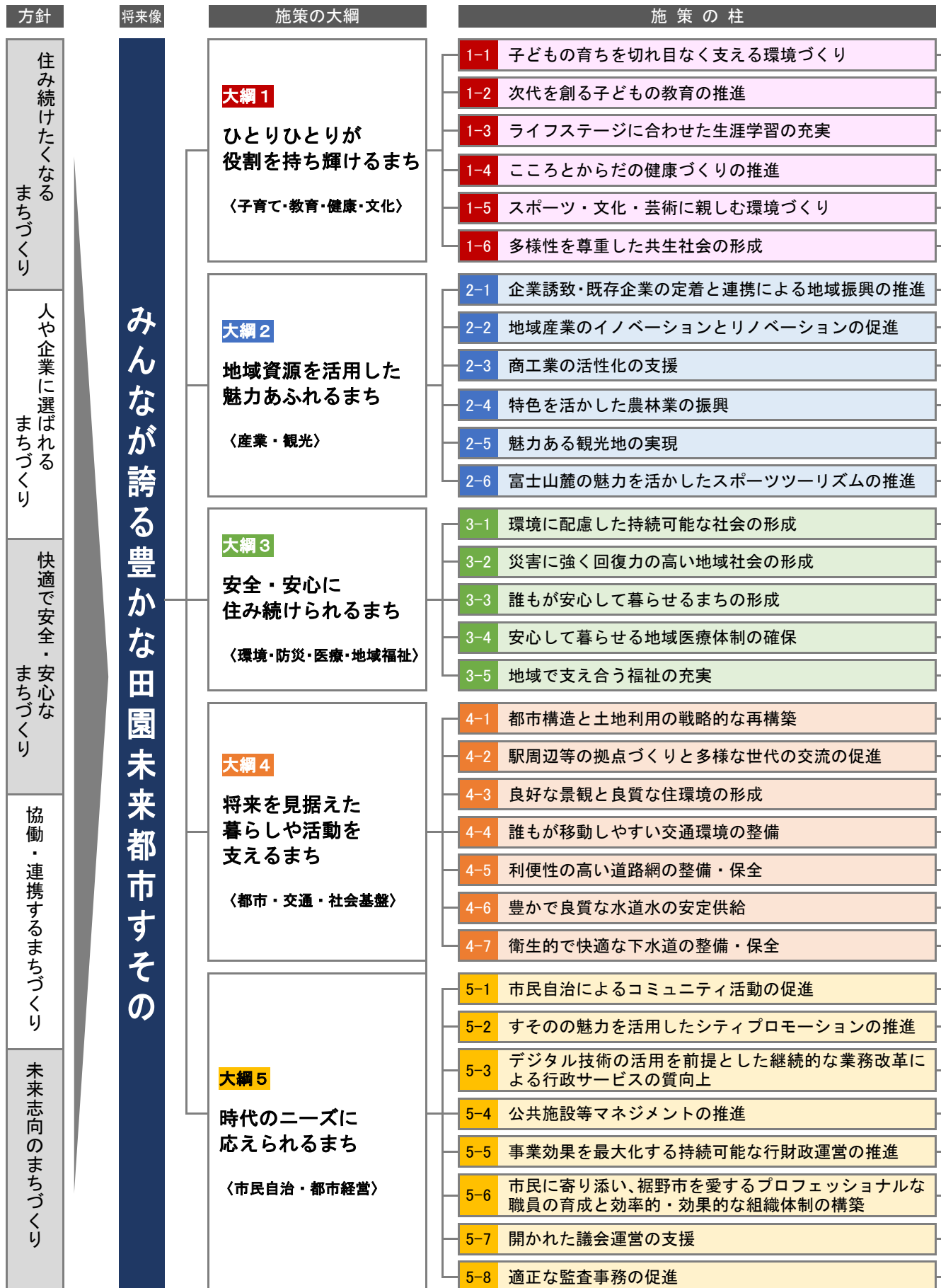
【SDGs（持続可能な開発目標）】



【目標(KGI)】

自治会加入率	現状値（2024年） 84.6%	⇒ 増加
ふるさと納税寄附金額	現状値（2024年度） 503,693千円	⇒ 増加
オンライン手続き利用率	現状値（2024年） 8.2%	⇒ 増加
公共施設の総量	現状値（2024年） 15.2万㎡	⇒ 減少
市政に対する市民満足度（普通以上）	現状値（2024年） 64.7%	⇒ 向上

## 2. 施策体系図

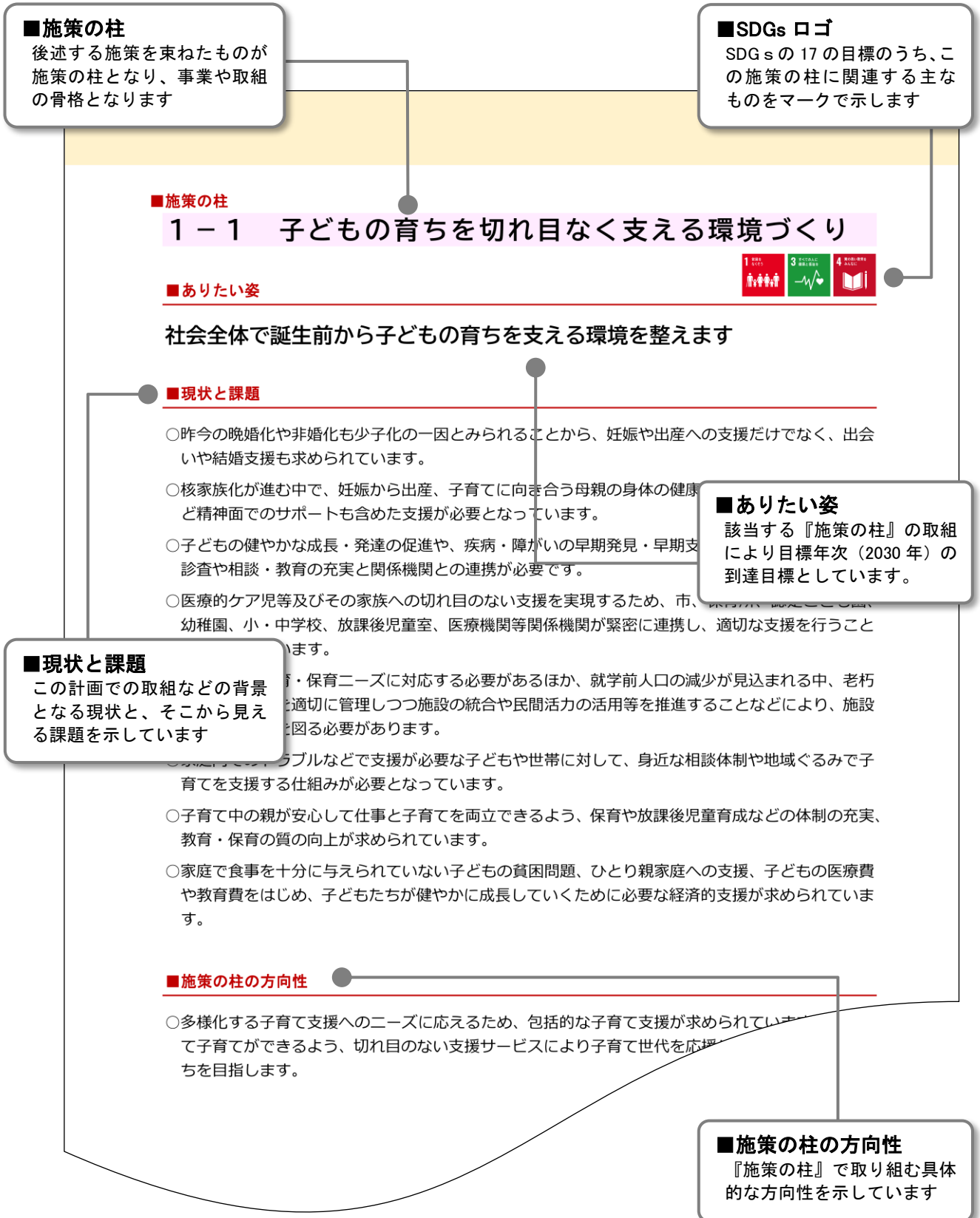


施策

111 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり 114 子育て家庭、子どもへの切れ目のない相談・支援の充実	112 母子支援体制の充実 115 子どもの居場所づくりの推進	113 教育・保育環境の充実と質の向上 116 子育て世帯への経済的支援
121 豊かな人間性、生きる力の育成 125 時代に即した学校環境整備の充実	122 健やかな心身の成長の推進 126 地域とともにある学校づくり	123 ひとりひとりを大切にする教育の推進 124 学校の教育力の向上
131 学習環境の充実	132 学習機会の充実	133 公民館活動の充実 134 青少年の育成支援 135 家庭教育の充実
141 健康意識の啓発	142 健康づくりプログラムの充実	143 疾病予防・重症化予防の推進 144 市民参加の体制づくり
151 生涯スポーツの推進	152 スポーツ関連施設の整備	153 文化財の保存・活用 154 文化活動の振興 155 図書館サービスの充実
161 男女共同参画の推進	162 多文化共生の推進	
211 企業誘致と企業留置の推進	212 産業用地の創出	213 地下水の適正利用
221 創業・起業環境の強化とスタートアップ支援	222 既存産業の強化とリノベーション支援	223 産業連携と地域イノベーションエコシステムの形成
231 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援	232 商店街の活性化	233 勤労者福祉環境の充実
241 営農環境改善のための基盤整備 244 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用	242 担い手の確保と支援 245 森林資源の有効活用	243 特産化、六次産業化の推進 246 有害鳥獣対策の推進
251 周辺市町からの観光人流誘客強化	252 観光交流客数の獲得	253 都市機能強化のための基盤強化
261 スポーツツーリズムの推進		
311 環境満足度の向上に向けた取組の推進 315 環境施設の維持管理・更新整備	312 ごみ減量と3Rの推進 316 生物多様性の保全	313 地球温暖化対策の推進 314 浄化槽の適正管理と河川水質の保全
321 防災力・減災力の強化 324 森林の多面的機能の保全	322 実践的な防災訓練の実施 325 東富士演習場関連の環境整備	323 河川の整備と土砂崩れの危険箇所の把握・整備の要望
331 防犯体制の充実 335 被害者等の救済	332 消費者支援の充実 336 東富士演習場関連の調整・対策	333 交通安全体制の充実 334 歩道や通学路の安全対策
341 地域医療体制の確保	342 国民健康保険事業の運営・充実	343 後期高齢者医療制度の運営及び保健事業の充実
351 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進 354 福祉サービスの充実	352 地域福祉活動の推進 355 国民年金事業の啓発と手続き円滑化	353 高齢者の活動的な暮らしの支援 356 介護保険事業の運営・充実 357 障がい福祉サービスの充実
411 魅力を高める基盤整備	412 都市計画・土地利用に関する戦略的調整と共創	413 計画的土地利用の推進
421JR 裾野駅周辺整備等の推進	422JR 岩波駅周辺整備等の推進	423 深良新市街地整備の推進 424 市街地の低・未利用地の活用
431 魅力ある景観の形成 435 市営住宅の整備、維持管理	432 公園・緑地の整備及び維持管理	433 安全で良質な住宅ストックの形成 434 居住支援体制の整備
441 公共交通網の維持・確保	442 新たな公共交通網の検討・導入	443 市民・公共交通事業者との調整
451 広域幹線道路の整備	452 主要幹線道路の整備	453 生活道路の整備 454 道路の管理・維持補修 455 踏切道の改良
461 上水道施設の更新	462 水道事業経営の健全化	463 簡易水道施設の更新
471 下水道の整備と保全	472 安定的な使用料収入の確保	
511 自治会等との連携推進と活動支援	512 コミュニティ活動の環境整備	513 協働に対する行政職員の意識改革
521 シティプロモーションの強化・充実	522 定住・移住の促進	523 ふるさと納税の推進 524 情報発信の強化
531 データ利活用の推進	532 フロントヤード改革の推進	533 情報基盤の構築・運用 534 市民意見の市政への反映
541 公共施設等の計画的な管理・最適化		
551 絶え間ない行財政改革の推進 555 適正な会計処理の管理	552 価値創造型行政経営の推進	553 効率的な行政運営の推進 554 適正な税務の執行
561 中長期的な視点に立った人材育成の実施	562 行政課題に適応した組織体制の構築	
571 議会の活性化支援	572 情報提供機能の充実	
581 監査機能の充実強化	582 監査等の結果の情報発信	

### 3. 後期基本計画の見方について

本計画は、まちの将来像の実現に向けて5つの大綱と32の施策の柱に基づき基本事業を展開します。構成と見方は以下のとおりです。



■ 施策

『施策の柱』で取り組む具体的な施策の内容と[担当課]を示しています

■ 施策

111 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり [子育て支援課]

□少子化の根本的な原因の一つである非婚化・晩婚化を解決するために、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでを一貫して支援する体制を拡充します。

□住民・企業・団体の協力を得て、こども家庭センターの機能を拡充し、妊娠・出産・子育てを地域ぐるみで支援します。

【ふじのくに出会いサポートセンター登録者数を拡大します (R6 : 15 人)】

【こども家庭センター「すこっぷ」親子交流スペースの利用者数を増やします (R6 : 13,033 人)】

111 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり [健康推進課]

□子どもを希望する方の不妊治療や不育症治療などの経済的支援を行います。

【不妊治療をした方が妊娠した割合を増やします (R6 : 36.7%)】

【不育症治療をした方が妊娠継続もしくは出産した割合を増やします (R6 : 25%)】

112 母子支援体制の充実 [健康推進課]

□妊娠時から、子育て支援のための体系的な健康相談・健康教育の内容の充実を図るとともに、知識や情報の提供だけでなく、実践に移すための支援・指導・教育を実施します。

□妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等による相談支援と経済的支援を実施し、切れ目ない支援体制を構築します。

□妊娠から出産、育児まで健やかに過ごせるため、健康診査などの経済的支援を行います。

【乳幼児訪問回数を増やします (R6 : 279 件)】

【乳幼児健康診査事後指導人数を維持します (R6 : 405 人)】

【3歳児精密検診受診率を高めます (R6 : 76.9%)】

113 教育・保育環境の充実と質の向上 [幼稚園・保育園課]

□将来における就学前人口の減少を踏まえ、「幼児施設整備基本構想(改訂版)」に基づき、老朽化が進む施設を管理するとともに、幼児施設の一体化(認定こども園化)や民間活力の活用等を通じて、施設配置の適正化を図り、公私一体となって児童の受け入れ体制を確保します。

□多様なニーズに合わせた教育・保育サービスを提供できるよう「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を進め、公私立施設職員を対象とした研修の実施、人材確保やICTを活用した業務の改善、経済的支援、小学校との連携強化など、多様な面から教育・保育の質の向上を図ります。

【保育園の待機児童数0人を維持します (R6 : 0人)】

114 子育て家庭、子どもへの切れ目ない相談・支援の充実

□子育て家庭や子どもに関する相談体制の充実と、関係機関との情報連携

□子育てに関わるすべての機関が連携し、ボランティアや子育て支援士などによる支える仕組みづくりを進めます。その中で、子育て支援士を育てることで、地域ぐるみで子育てを応援する体制を整えます。

【子育て支援を必要とする子ども自身や

■ 施策の目標(KPI)

『施策』の成果や活動量を示しています



ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち  
〈子育て・教育・健康・文化〉

## ■施策の柱

# 1-1 子どもの育ちを切れ目なく支える環境づくり



## ■ありがたい姿

### 社会全体で誕生前から子どもの育ちを支える環境を整えます

#### ■現状と課題

- 昨今の晩婚化や非婚化も少子化の一因とみられることから、妊娠や出産への支援だけでなく、出会いや結婚支援も求められています。
- 核家族化が進む中で、妊娠から出産、子育てに向き合う母親の身体の健康だけでなく、産後うつなど精神面でのサポートも含めた支援が必要となっています。
- 子どもの健やかな成長・発達の促進や、疾病・障がいの早期発見・早期支援を図るため、各種健康診査や相談・教育の充実と関係機関との連携が必要です。
- 医療的ケア児等及びその家族への切れ目のない支援を実現するため、市、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、放課後児童室、医療機関等関係機関が緊密に連携し、適切な支援を行うことが求められています。
- 多様化する教育・保育ニーズに対応する必要があるほか、就学前人口の減少が見込まれる中、老朽化が進む施設を適切に管理しつつ施設の統合や民間活力の活用等を推進することなどにより、施設配置の適正化を図る必要があります。
- 家庭内でのトラブルなどで支援が必要な子どもや世帯に対して、身近な相談体制や地域ぐるみで子育てを支援する仕組みが必要となっています。
- 子育て中の親が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育や放課後児童育成などの体制の充実、教育・保育の質の向上が求められています。
- 家庭で食事を十分に与えられていない子どもの貧困問題、ひとり親家庭への支援、子どもの医療費や教育費をはじめ、子どもたちが健やかに成長していくために必要な経済的支援が求められています。
- 家族のケアを担うヤングケアラーを孤立させずに支える体制づくりが、子どもたちの未来を守るために求められています。

#### ■施策の柱の方向性

- 多様化する子育て支援へのニーズに応えるため、包括的な子育て支援が求められています。安心して子育てができるよう、切れ目のない支援サービスにより子育て世代を応援し、子育てしやすいまちを目指します。

## ■施策

- 111 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり [子育て支援課]
- 
- 少子化の根本的な原因の一つである非婚化・晩婚化を解決するために、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでを一貫して支援する体制を拡充します。
- 住民・企業・団体の協力を得て、こども家庭センターの機能を拡充し、妊娠・出産・子育てを地域ぐるみで支援します。
- 【ふじのくに出会いサポートセンター登録者数を拡大します (R6 : 15 人)】  
【こども家庭センター「すこっぷ」親子交流スペースの利用者数を増やします (R6 : 13,033 人)】
- 111 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり [健康推進課]
- 
- 子どもを希望する方の不妊治療や不育症治療などの経済的支援を行います。
- 【不妊治療をした方が妊娠した割合を増やします (R6 : 36.7%)】  
【不育症治療をした方が妊娠継続もしくは出産した割合を増やします (R6 : 25%)】
- 112 母子支援体制の充実 [健康推進課]
- 
- 妊娠時から、子育て支援のための体系的な健康相談・健康教育の内容の充実を図るとともに、知識や情報の提供だけでなく、実践に移すための支援・指導・教育を実施します。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等による相談支援と経済的支援を実施し、切れ目ない支援体制を構築します。
- 妊娠から出産、育児まで健やかに過ごせるため、健康診査などの経済的支援を行います。
- 【乳幼児訪問回数を増やします (R6 : 279 件)】  
【乳幼児健康診査事後指導人数を維持します (R6 : 405 人)】  
【3 歳児精密検診受診率を高めます (R6 : 76.9%)】
- 113 教育・保育環境の充実と質の向上 [幼稚園・保育園課]
- 
- 将来における就学前人口の減少を踏まえ、「幼児施設整備基本構想 (改訂版)」に基づき、老朽化が進む施設を管理するとともに、幼児施設の一体化 (認定こども園化) や民間活力の活用等を通じて、施設配置の適正化を図り、公私一体となって児童の受け入れ体制を確保します。
- 多様なニーズに合わせた教育・保育サービスを提供できるよう「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を進め、公私立施設職員を対象とした研修の実施、人材確保や ICT を活用した業務の改善、経済的支援、小学校との連携強化など、多様な面から教育・保育の質の向上を図ります。
- 【保育園の待機児童数 0 人を維持します (R6 : 0 人)】
- 114 子育て家庭、子どもへの切れ目のない相談・支援の充実 [子育て支援課]
- 
- 子育て家庭や子どもに関する相談体制の充実と、関係機関との情報連携を強化します。
- 子育てに関わるすべての機関が連携し、ボランティアや子育て支援団体等、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進めます。その中で、子育て家庭同士がつながり、互いに助け合える環境を整えることで、地域ぐるみで子育てを応援する機運を高め、子育て支援活動の広がりを支援します。
- 支援を必要とする子ども自身が相談できる環境づくりに努めます。
- 【支援が必要な子どもや家庭のサポートプランを作成します (R6 : 16 件)】

114 子育て家庭、子どもへの切れ目のない相談・支援の充実

[健康推進課]

- 妊娠期から子育て期にかけて、保護者および乳幼児が心身ともに健やかに過ごすことができるよう、安心して子育てに取り組める相談支援体制の構築を図ります。また、相談方法や相談窓口の多様化を図るとともに、休日・夜間を含めたオンライン相談の充実など、保護者が相談しやすい環境づくりを推進します。

【母子食事健康相談利用者数を増やします (R6 : 22 人)】

【産婦人科・小児科オンライン医療相談利用者数を増やします (R6 : 544 件)】

115 子どもの居場所づくりの推進

[教育総務課]

- 放課後児童室において、小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健やかな成長を支えます。

【放課後児童室の入室希望者が全員入室できる体制を維持します (R6 : 100%)】

115 子どもの居場所づくりの推進

[子育て支援課]

- すべての子どもたちが安心して過ごせるインクルーシブな居場所を確保することで、孤立を防ぎ、健やかな育ちを支援します。

【こども家庭センター「すこっぷ」親子交流スペースの利用者数を増やします (R6 : 13,033 人)】

【南小こどもの居場所の利用者数を増やします (R6 : 41 人)】

116 子育て世帯への経済的支援

[子育て支援課]

- 児童手当等の支給や医療費の助成による子育て世帯への経済的な支援を実施します。

- ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭等の自立の促進を図ります。

【母子家庭等自立支援給付金事業の修了率 (R6 : 100%)】

■関連計画

○第2次裾野市母子保健計画 (2021~2031)

○「裾野市幼児施設整備基本構想改訂版3」・「裾野市教育・保育施設再編計画改訂版」(2025~2036)

○第3期裾野市教育振興基本計画 (2026~2030)

○裾野市こども計画 (2026~2029)

(第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画 (2025~2029)、裾野市子ども・若者計画 (2026~2029))



## ■施策の柱

# 1-2 次代を創る子どもの教育の推進



## ■ありたい姿

多様性を尊重する環境の中で、地域連携を推進し、多様な人々と関わりながら主体的に考え、未来を切り拓く児童生徒を育てます

## ■現状と課題

- 国際化、高度情報化、ロボット・AI 技術の急激な進化が進む中、世の中や社会の動きに関心を持ち、持続可能な社会の創り手として活躍できる人材を育成していくことが求められています。
- 子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、子どもたち自らが心身の健康に関心を持ち、生涯にわたって心身の健康を維持増進できるような仕組みづくりが必要です。
- 問題行動やいじめ、不登校が起きにくい、魅力ある学校づくりが必要です。
- 気候変動や GIGA スクール第 2 章など、教育を取り巻く環境の変化に対応するとともに、次代を創る子どもたちへ質の高い教育を提供できるよう、安全で快適な学校環境及び ICT 機器等の整備や指導力豊かな教職員の育成を行っていく必要があります。
- 子どもたちが多様な価値観を持ち、教育活動も多岐にわたる状況において、学校は教職員だけでなく、保護者・支援団体等と連携し社会総がかりで子どもを見守り育てることが必要です。
- 教育分野では、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいの有無のみならず、言語・文化・性別・国籍などの多様性に、すべての子どもが共に学び、学びの豊かさを実感できる教育環境が求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 多様な人々との関わりは、子ども同士や教職員との関係だけでなく、地域社会やインターネットを通じた広がりの中に創出され、子どもたちは持続可能な社会の創り手として、多くの課題について他者と協働しながら考え行動します。そのためには、地域とのより密接な関係、ICT 環境の整備、多様な言語や考え方に出会える機会、子ども同士の出会いを創出するとともに、それらを適切につなぐことのできる教職員の育成・資質向上を目指します。また、安全安心のもと、これからの時代に即した学校環境整備を目指します。

## ■施策

### 121 豊かな人間性、生きる力の育成

[学校教育課]

- 持続可能な社会の創り手として、多くの人と出会い、様々な体験を通して、他者と協働し、よりよい未来を創っていかうとする人間性を育みます。
  - 生きた外国語活動を通してコミュニケーション能力を育て、世界で活躍できる市民を育成します。
  - 地域住民や地域の企業と連携し、地域の歴史や未来、自分の生き方について学習する機会を作ります。
  - 授業等の教育活動において、世界の情勢に目を向け広い視野で考えることを通して、平和の大切さについて学ぶ機会をつくります。
- 【地域住民や企業と連携した学習機会を増やします (R6 : 250 件)】

### 121 豊かな人間性、生きる力の育成

[総務課]

- 平和都市宣言に基づき、関係機関と連携した上で市内小中学生を対象に平和について学習する機会を作ります。
- 【平和学習を実施する機会を増やします (R6 : 1 回)】

### 122 健やかな心身の成長の推進

[学校教育課]

- 子どもたちの心身の健康と成長のために、各種健康診断の実施や体力向上を含めた健康教育の充実を図ります。また、悩みを気軽に相談できる体制の強化を図ります。
  - 子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため安全安心で栄養バランスの取れた給食を提供し、給食を「生きた教材」として活用した食育を推進します。
- 【健康診断を実施します (R6 : 実施)】  
【関係機関と連携した現代的課題に対応した事案件数を維持します (R6 : 29 件)】  
【朝食を摂取している児童生徒の割合を増やします (R6 : 小学校 98.1%、中学校 93.7%)】

### 122 健やかな心身の成長の推進

[教育総務課]

- 安全安心な給食を安定的に提供するため、給食施設の機能維持に努めるとともに、新給食センターの整備を進めます。
- 【学校給食における地場産物の使用割合を高めます (R6 : 54.3%)】

### 122 健やかな心身の成長の推進

[生涯学習課]

- 子ども頃からスポーツの楽しみを感じ、仲間と共に成長できる環境を整備します。
- 【スポーツ少年団団員数を増やします (R6 : 272 人)】

### 123 ひとりひとりを大切にする教育の推進

[学校教育課]

- 多様性を尊重し、様々な悩みを抱える児童生徒の支えとなり、個が生きる環境を整えるために、人的支援と物的支援を行いひとりひとりの居場所を作ります。
  - 地域や企業と連携したキャリア教育に取り組みます。
  - 関係機関と連携し、いじめ対策や不登校対策に取り組みます。
  - 児童生徒が主体的に学校生活を送ることができるよう、いじめ問題や不登校に対する支援の充実を図ります。
- 【「学校が楽しい」と回答する児童生徒の割合を増やします (R6 : 小 93.8%、中 73.7%)】  
【不登校児童生徒数を減らします (R6 : 132 人)】

### 123 ひとりひとりを大切にする教育の推進

[教育総務課]

- 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を支給します。
- 経済的な理由等により就学困難と認められる児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助します。

### 124 学校の教育力の向上

[学校教育課]

- 学習指導要領のもと、新しい時代に必要な資質・能力を正しく捉え、時代に合った教育を進めるとともに、ひとりひとりの学びを保障するために、支援体制を構築するとともに、実行力を高めるため教職員の研修を推進します。
- 児童生徒の状況に関する様々な情報を分析し、課題や解決策の可視化を行い、基礎的な学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長に取り組みます。
- 小学校に支援員を配置し、児童の学習支援及び生活支援を行い、子どもたちが安心できる学校生活の実現を図ります。
- 小中学校に講師を配置し、専門的な教科指導の充実や積極的な生徒指導の推進を図ります。  
【学びの森による教職員の研修を実施します（R6：20回）】

### 125 時代に即した学校環境整備の充実

[教育総務課]

- 学校環境を安全に維持管理し、学校再編事業を着実に進めます。
- 学習指導要領に合わせ ICT 機器等の環境整備を行います。
- 学校施設の体育館、特別教室への空気調和設備の設置を進めます。  
【学校再編等の取組を計画どおりに着実に進めます【R6：実施】

### 126 地域とともにある学校づくり

[学校教育課]

- 未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、コミュニティスクールを充実させ、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めます。  
【学校運営協議会を実施します（R6：59回）】

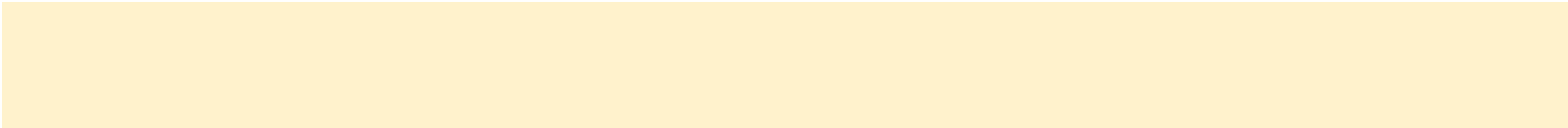
### 126 地域とともにある学校づくり

[生涯学習課]

- 学校体育施設開放事業により地域住民のスポーツを通じたコミュニケーションを醸成します。放課後や長期休暇中において、地域住民による学校の空き教室等を利用した子どもたちの安全・安心な居場所の確保と学習支援など地域の子を育む活動を進めます。  
【学校体育施設の利用者数を増やします（R6：89,982人）】  
【放課後子ども教室の参加人数を増やします（R6：4,871人）】

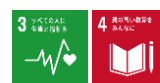
## ■関連計画

- 第3期裾野市教育振興基本計画（2026～2030）
- 裾野市学校教育施設再編基本計画（2023～2037）
- 裾野市学校給食施設整備基本構想（2025～）
- 第2期裾野市学校教育情報化推進計画（2026～2030）



## ■施策の柱

# 1-3 ライフステージに合わせた生涯学習の充実



## ■ありたい姿

幅広い世代が継続的に学習できる機会を提供し、市民が自ら学び、地域で活躍する人材の育成を進めます

## ■現状と課題

- 人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたって自らの能力を高める生涯学習を充実し、学びの成果を適切に活かし活躍できるようにすることが必要となっています。
- 若者から高齢者まで幅広い世代が継続的に学習できるよう、年代やライフスタイルに応じた学習機会の提供や学習した成果を地域社会に活かしていく環境づくりが求められます。
- 現代社会の急速な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が複雑化している中、子どもたちが未来を生き抜くためには、学校教育だけでなく、社会全体での学びである「社会教育」がますます重要になっています。
- 社会教育では、「家庭教育」の中で基本的な生活習慣や心身の調和と育成により活かせるよう施策を講じる必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市民が生涯にわたって生きがいを持ち、学習ができる地域社会の実現を目指すため、生涯学習活動ができる機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実と家庭教育力を高めることで家庭から地域や団体に活動する意識の醸成を図ります。
- 公民館講座のあり方を検討し、自主的サークル活動（公民館活動）の支援を図り、学び集うことで人とのつながりを通じた地域の形成を目指します。

## ■施策

- 
- 131 学習環境の充実 [生涯学習課]
- 
- 生涯学習・社会教育環境の整備・充実とともに、生涯学習センター利用者の利便性の向上を図ります。
- 生涯学習に関する情報誌等を配信し、自らの能力を高める生涯学習に関する活動を推進するとともに、社会教育団体への支援を行います。
- 【生涯学習センターの利用者数を増やします（R6：44,730人）】  
【生涯学習に関する情報発信数を維持します（R6：4回）】
- 
- 132 学習機会の充実 [生涯学習課]
- 
- 生涯学習センターを拠点に、市民の“学びたい”をサポートし、年齢層や性別を問わず幅広い市民に生涯学習につながる講座や様々な分野の学習機会と情報提供を行います。また、自ら考え行動できる人材の育成を推進するとともに、地域や家庭の教育力を高め、社会課題の解決につなげます。
- 【生涯学習人材登録制度「身近な先生」の登録者数を増やします（R6：45人）】  
【生涯学習センターで企画する講座を増やします（R6：21講座）】
- 
- 133 公民館活動の充実 [生涯学習課]
- 
- 公民館講座の実施と施設の安定的で効率的な管理運営を行います。
- 通年講座や特別講座の開催や情報発信を積極的に行い、利用促進を図ります。
- 【公民館講座の参加者を増やします（R6：915人）】  
【東西公民館・東地区コミュニティセンター利用者数を増やします（R6：20,309人）】
- 
- 134 青少年の育成支援 [生涯学習課]
- 
- 青少年への街頭補導（声掛け運動）の活動を実施し、非行や犯罪から守ります。
- 地域の青少年の健全育成活動を支援します。
- 【補導に参加する補導員の人数を維持します（R6：120人）】
- 
- 135 家庭教育の充実 [生涯学習課]
- 
- 家庭から地域や団体で活動する意識を醸成するため、家庭教育力を高めるとともに、保護者の知識と子どもとのコミュニケーション能力を高め、親子のふれあいを通じて子育ての質の向上を図ります。
- 【家庭教育力の向上につながる講座の開催数を維持します（R6：1回）】
- 
- 135 家庭教育の充実 [学校教育課]
- 
- 保護者の働き方が多様化する状況において、家庭教育の充実を支援するための制度の構築に取り組みます。

## ■関連計画

- 第3期裾野市教育振興基本計画（2026～2030）

## ■施策の柱

# 1-4 ころとからだの健康づくりの推進



## ■ありたい姿

市民が自身の健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりを実践できる環境を整備します

## ■現状と課題

- 市民の健康を守るためには、市民自らが健康に関心を持ち、健康の維持増進に取り組む意識を持つことが重要であり、さらなる啓発活動を必要とします。
- 市民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、相談しやすい環境づくりや参加しやすいプログラムの充実を行っていく必要があります。
- がんやその他の疾病の早期発見、早期治療に向けて、がん検診や各種健康診査の受診率を向上させていく必要があります。
- 従来の感染症や食中毒に加えて新型感染症が出現する可能性は否定できない状況にあるため、感染拡大の予防や早期対応、さらに一般用医薬品の不適切な使用による健康への影響を防ぐために、正しい知識の普及や保健医療体制の整備を図っていく必要があります。
- 生活習慣病を予防し、心身ともに健やかに暮らしていけるよう、市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりの取組をさらに推進する必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市民ひとりひとりが心身ともに健康で、年齢や性別を問わず心豊かに生活し、生きがいや幸せを実感できるように、地域の実情などを踏まえながら、すべての市民が自ら健康づくりを実践できる社会の実現を目指します。

## ■施策

### 141 健康意識の啓発 [健康推進課]

□市民の健康意識を高揚するための啓発事業を実施します。

【集団健康教育参加数を増やします（R6：9,361人）】

### 142 健康づくりプログラムの充実 [健康推進課]

□市民がこころとからだの健康づくりに自ら積極的に取り組めるよう、相談窓口の充実や、多くの市民が参加しやすい健康づくりプログラムの提供を進めます。

□こころに悩みを抱えた時の相談窓口として電話・窓口相談やこころの健康相談を行います。

□不安やストレスへの対処方法を学ぶために市内小中学校での SOS の出し方教室の開催や、裾野こころのボランティアの会の協力により広く精神保健に関する知識を広めます。

【こころの健康相談回数を増やします（R6：9回）】

【SOSの出し方教室の開催数を維持します（R6：32回）】

### 143 疾病予防・重症化予防の推進 [健康推進課]

□自身の健康状態の把握を促すため、がん検診をはじめとする各種健康診査の周知・啓発を行い、受診率向上を図ることにより、早期発見、早期治療につなげます。

□感染症予防・発病予防・重症化予防・感染症の蔓延予防を目的に予防接種に関する知識の普及啓発や予防接種率の向上を図ります。

□各種相談、家庭訪問では、受診勧奨や健診結果を踏まえた食生活・運動指導等を行います。

【乳幼児定期予防接種率を高めます（R6：95.2%）】

【成人健康診査要精検者(がん検診)受診率を高めます（R6：71.9%）】

### 144 市民参加の体制づくり [健康推進課]

□自ら健康対策への取組が実施できるよう市民が健康づくりに参加できる体制を構築します。

【コミセンまつりで健康づくりの啓発をした人を維持します（R6：1,752人）】

## ■関連計画

○第2次すその健康増進プラン（2021～2031）

○第3次裾野市食育推進計画（2021～2031）

○第2次裾野市歯科保健計画（2021～2031）

○第2次いのち支える裾野市自殺総合対策計画（2021～2031）

○第4期裾野市特定健康診査等実施計画（2024～2029）

○第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（2024～2029）

## ■施策の柱

# 1-5 スポーツ・文化・芸術に親しむ環境づくり



## ■ありたい姿

市民ひとりひとりが、スポーツ・文化・芸術に興味を持ち、親しむことができる環境整備と参加機会を充実させます

## ■現状と課題

- 市民の生きがいづくりや健康・体力づくりのためには、誰もが気軽に運動・スポーツや健康づくりに親しめる環境づくりが重要です。
- あらゆる市民が、スポーツに対する興味や関心を持ち多様な競技に親しめるよう、関連施設の整備が必要です。
- 市民が生涯にわたってスポーツに親しめるよう、市民スポーツや部活動の指導者を育成するとともに、団体の支援が必要です。
- 文化財は地域の歴史や文化を理解する上で貴重な資料であり、郷土愛の醸成にもつながることから、富士山をはじめとした文化財を市民共有の財産として次世代へ継承していくため、文化財の価値が正しく評価され、その理解を深めることが必要となっています。
- 心豊かな生活が実感できる社会の実現のため、市民が文化芸術に親しむ機会を創出することが求められています。
- 図書館は市民が主体的に学び知識を身につける場であり、子どもたちをはじめ、障がいのある方や高齢者などにも読書に親しめるようなサービスの充実が求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 市民のスポーツ参加意欲の高揚や生活の中で文化芸術活動に触れられるまちづくりに向けて、スポーツや文化活動等に市民ひとりひとりが親しむことができる環境づくりを目指します。

## ■施策

### 151 生涯スポーツの推進

[生涯学習課]

- 年齢、性別や障がいの有無、支援の程度にかかわらず、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室等を開催するとともに、地域スポーツチームへの応援を通じた市民の連帯感の醸成や、市民の自発的なスポーツ活動への参加意欲の高揚を図り、関係諸団体への支援を行います。
- 市民の運動習慣の拡大・定着、競技振興のため、指導者の育成を図り、スポーツ団体等の活動や指導者の登録制度などスポーツをする環境を整えるための支援を行います。  
【スポーツ教室の講座数を維持します（R6：68回）】  
【市民スポーツ教室の実施回数を維持します（R6：97回）】

### 152 スポーツ関連施設の整備

[生涯学習課]

- スポーツ施設の老朽化に伴い、スポーツ活動の利用実態を踏まえて施設の計画的な整備・改修、長寿命化を実施し、施設利用者の安全を確保します。また、指定管理者制度を含め、民間活力を活用し、施設の利便性向上を図ります。
- スポーツ施設の整備について、あらゆる市民がスポーツに対する興味や関心をもち、多様な競技に親しめるよう、指定管理者と連携した事業と関連施設の整備を図ります。
- 市内小中学校の運動場と体育館を地域の身近なスポーツ施設として開放し、身近なスポーツ活動の場としての環境を整備します。  
【スポーツ施設の利用者数を増やします（R6：312,652人）】  
【学校体育施設の利用者数を増やします（R6：89,982人）】

### 153 文化財の保存・活用

[生涯学習課]

- 市内の貴重な文化財や伝統文化を保護・継承し、郷土愛を醸成するため、郷土の誇りである富士山や各種文化財について、展示や講演会などの情報発信を行い文化財に対する興味と関心を促します。
- 各種文化財について適正な管理を行うとともに、未指定の文化財などの情報を収集し、文化財の滅失等の防止を図ります。
- 保存保管されている文化財等に関して、積極的な活用を行います。  
【文化財に関する展示やイベントの回数を維持します（R6：16回）】  
【市指定文化財数を増やします（R6：16件）】  
【保存保管している文化財等の活用回数を増やします（R6：6回）】

### 154 文化活動の振興

[生涯学習課]

- 文化団体の育成支援、文化施設の利活用促進、及び文化芸術に親しむ機会の創出に取り組みます。これにより、市民が文化芸術に触れたい時に触れられるよう、新たな機会や環境の整備、並びに既存施設の適切な維持管理に努めます。
- 文化芸術に関わる機会や音楽に触れる機会を提供し文化活動の推進を図るため、文化芸術活動に関する発表の場を設けます。
- 文化芸術活動への興味を喚起するため、個人・団体の文化芸術活動の全国大会等へ参加を奨励します。  
【市民文化センターの利用者数を増やします（R6：109,357人）】  
【吹奏楽フェスティバルを実施します（R6：実施）】  
【文化芸術に関する大会等出場奨励金の補助回数を増やします（R6：4回）】

- 多岐にわたる資料・情報の収集に努め、図書館資料の充実を図ります。シニアサービス、障がい者サービス等、新規の取組を実施します。
- 様々な世代の市民を対象として、読書を習慣づけるための企画運営や、教養向上のためのイベント・講座を開催します。
  - 【図書館入館者数を増やします（R6：110,036人）】
  - 【読み聞かせ会・子育て講座への参加者数を増やします（R6：847人）】
  - 【ファーストブックの参加率を高めます（R6：68%）】
  - 【図書館企画のイベント・講座等への参加者数を増やします（R6：1,734人）】

#### ■関連計画

- 第3期裾野市スポーツ推進計画（2026～2030）
- 第4次子ども読書活動推進計画（2025～2030）
- 第3期裾野市教育振興基本計画（2026～2030）



## ■施策の柱

# 1-6 多様性を尊重した共生社会の形成



## ■ありたい姿

性別や文化などの違いを超え、お互いの人権を尊重する取組を進め、市民ひとりひとりがいきいきできる地域社会を築きます

## ■現状と課題

- 性別にかかわらず、あらゆる場において責任を持って関わっていけるよう、ひとりひとりの意識改革はもとより、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等により、様々な分野で活躍できる環境を整備する必要があります。
- グローバル化が進む中で、異なる言語・思想・生活様式等を持った市民への理解を深め、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進める必要があります。
- ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の理念に基づき、障がいの有無、高齢者、ひとり親家庭、外国出身者、LGBTQ+など、多様な背景を持つ人々への理解を促進する必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 人口減少・少子高齢化が進む現代社会においては、性別・世代・国籍などの違いに関わらず、家庭や職場そして地域など、すべての場面において誰もが活躍できる社会づくりが必要となります。
- 様々な人々がお互いに尊重し合い、多様な価値観を認め合い、ともに責任を分かち合う、男女共同参画や多文化共生の地域づくりの実現に向けての環境整備に取り組みます。こうした取組を通して、市民ひとりひとりが自らの暮らしの実現を目指します。
- 教育、子育て、福祉などの分野において、個別施策の枠を超えた連携を図り、相互に補完し合うことで誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

## ■施策

---

### 161 男女共同参画の推進

[自治振興課]

- お互いの人権を尊重し、ともに仕事や家庭・地域などのあらゆる場面において責任を持って関わっていくことを促進するため、性別にかかわらず活躍できる環境を整備するとともに、ひとりひとりの意識改革を図ります。

【男女共同参画啓発活動(職業講話等)への参加人数を増やします (R6 : 295 人)】

### 162 多文化共生の推進

[自治振興課]

- 地域社会の構成員として、外国人の社会参画を促す仕組みが必要であるため、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。
- 姉妹都市をはじめとした海外との文化的交流を行うことで、国際感覚や多文化共生の意識醸成を図ります。また、外国人が安心して暮らすことのできるよう支援を行います。

【日本語教室の参加者数を増やします (R6 : 225 人)】

【外国人相談の利用者数を増やします (R6 : 48 人)】

### 162 多文化共生の推進

[学校教育課]

- 様々な子どもたちが公平に学ぶ機会を得て、自分らしさを認め、他者との違いを理解し、ともに生きる力を身に付ける教育を推進します。

## ■関連計画

---

○裾野市男女共同参画プラン「はじめのいっぽⅣ」(2023~2032)



地域資源を活用した魅力あふれるまち  
〈産業・観光〉

## ■施策の柱

# 2 - 1 企業誘致・既存企業の定着と連携による地域振興の推進



## ■ありたい姿

多様な業種の産業集積を進め、企業とともに発展させます

## ■現状と課題

- 時代の変化と企業ニーズに対応した企業誘致・企業留置施策が求められています。
- 本市の優位性を生かした企業誘致活動を推進するとともに多様な業種の産業集積を図る必要があります。
- 工場等の建設をはじめとした企業の設備投資に対する支援が求められています。
- 産業基盤の充実を図るために、産業用地の創出を図る必要があります。
- 富士山の豊富な伏流水が流れる本市では地下水は貴重な資源であり、今後も適正に管理していく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 時代の変化と企業ニーズに対応した施策や産業用地の創出に取り組み、企業誘致や企業留置を推進することで産業基盤の充実を目指します。

## ■施策

### 211 企業誘致と企業留置の推進

[産業・イノベーション推進課]

- 本市の優位性を生かした企業誘致活動に取り組みます。
  - 企業の設備投資に対する支援やワンストップサービスの充実及び継続によって、企業誘致や企業留置を推進します。
- 【企業訪問件数を増やします（R6：102回）】

### 212 産業用地の創出

[産業・イノベーション推進課]

- 産業基盤の充実を図るために、工業団地や工業用地の創出を図ります。
- 【産業用地の創出に向けて事業者や地権者等を支援します（R6：実施）】

### 212 産業用地の創出

[都市計画課]

- 開発許可基準の明確化、確実性を考慮した許可手続きの迅速化・簡素化を図るとともに、開発許可手続きについて、県や近隣市町への照会や意見交換等を行い、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ります。
  - 市街化調整区域においては、方針に基づき地区計画制度を活用した計画的な事業用地の確保に努めます。
- 【許認可手続き等の見直しをします（R6：2回）】

### 213 地下水の適正利用

[戦略推進課]

- 地下水を貴重な財産と位置づけ、自然環境の保全と産業活動における適正な利用の両立を推進するとともに、将来にわたり安定した地下水の保全を図ります。
- 【東富士地域において、湧水量調査を実施します（R6：実施）】

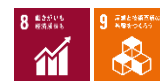
## ■関連計画

- 裾野市企業立地方針（2022～）
- 裾野市産業基本計画（2017～2026）
- 裾野市都市計画マスタープラン（2019～2035）
- 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（2025～）

## ■施策の柱

# 2-2 地域産業のイノベーションとリノベーションの促進

## ■ありたい姿



新産業の創出と既存産業のリノベーションが進み、多様な挑戦が芽吹いています。行政は、その基盤となる共創のフィールド整備を担います

## ■現状と課題

- 人口減少・担い手不足により地域産業の持続性が低下する一方、スタートアップや企業の新分野進出を支える仕組みが不足しています。
- 地域の事業所・企業、金融機関、学術機関、研究機関、支援機関などと連携し、地域経済の成長につなげる環境づくりが必要です。

## ■施策の柱の方向性

- 地域全体で新たな課題解決の仕組みを構築して、スタートアップやイノベーションの力を活用し、地域の課題解決と地域活性化を目指します。
- 新規事業・スタートアップ創出（イノベーション）と、既存産業の再構築（リノベーション）の双方を推進します。行政は共創のフィールド整備を担い、多様なプレイヤーが挑戦しやすい環境を整えます。

## ■施策

---

### 221 創業・起業環境の強化とスタートアップ支援

[産業・イノベーション推進課]

- 創業・起業を志す人材へのワンストップサービスを充実させます。事業計画づくりや資金調達支援の相談に加え、実証フィールドを提供し、多様な挑戦を後押しします。

【創業・起業を目的とした相談件数を増やします（R6：1件）】

### 222 既存産業の強化とリノベーション支援

[産業・イノベーション推進課]

- 市内事業者の第二創業や新分野進出を支援します。ワンストップサービスによる伴走支援や、地域内外の企業・団体とのマッチングを推進し、既存産業が新たな付加価値を創出できるよう後押しします。

【ワンストップ窓口での経営革新・新分野進出に関する相談件数を拡大します（R6：0件）】

### 223 産業連携と地域イノベーションエコシステムの形成

[産業・イノベーション推進課]

- 「産官学金労言」に加え、市民やスタートアップを含む多様なプレイヤーが共創する仕組みを整えます。アントレプレナーシップ教育の推進や、産業分野を超えた連携を通じて、地域課題を解決し新しい事業を生み出すエコシステム<sup>※</sup>を構築します。

【エコシステムへの参画パートナー数を拡大します（R6：0者）】

【アントレプレナーシップ教育受講者数を拡大します（R6：0人）】

## ■関連計画

---

○裾野市地域イノベーション戦略（2025～）

○裾野市産業基本計画（2017～2026）

※市民・事業所・起業家・市などが協働し、地域を舞台に新しいサービスや技術を実証・改善・実装する活動のこと

## 2-3 商工業の活性化の支援



中小企業等への支援体制を構築し、商業エリアに、活気のある店舗が立ち並ぶことで賑わいを創出します

### ■現状と課題

- 市内の「産官学金労言」の各分野が連携して活性化を図るため、中小企業・小規模企業振興基本条例を策定しており、今後は各産業分野の市内事業者との連携を密にしながらニーズを把握し、中小企業を活性化させるための仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ウーブン・シティの立地をはじめ、JR 裾野駅・岩波駅周辺で進められる拠点整備など都市基盤整備の動きが進展しており、これらと連動した商工業の活性化を図る視点が求められています。
- 身近な場所で買い物ができ、人々が訪れたい魅力的な商店街でキャッシュレス決済の推進やイベントの実施などにより、買い物をすることがメリットとなるような仕掛けづくりを実施することで商店街の活性化や賑わいの創出が必要です。
- 中小企業における優秀な人材の確保、育成に向けて、技術向上や研修等への支援、福利厚生の上など、企業の魅力を高め定着率を向上させる必要があります。

### ■施策の柱の方向性

- 各産業分野が連携して中小企業を活性化させるための仕組みづくりを進めるほか、技術向上や研修等への支援、福利厚生の上などにより、中小企業の人材の育成支援を目指します。
- 商店街でしか手に入らない物・サービスを提供するための応援や商店街が企画するイベント等を応援するほか、キャッシュレス決済の利用者や対応する店舗の増加を促進するなど、商店街で買い物がしやすい環境づくりを目指します。

## ■施策

### 231 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援

[産業・イノベーション推進課]

- 商工会等と連携した市内小規模事業者への経営指導を進め、市内中小企業のPRの場を創出、「すそのブランド認定品」を広く市内外に向けて情報発信し、販路拡大、中小企業における事業等の各種認定等を推進することで、事業活動の活性化もしくは事業継続の維持につながる支援をしていきます。
- 中小企業・小規模企業振興基本条例を推進していくにあたり、中小企業等振興推進会議を適切に運営することで、産官学労言の連携で中小企業・小規模企業の支援体制を構築するとともに、育成支援をしていきます。
  - 【すそのブランド認定品数を増やします（R6：48品）】
  - 【市外におけるすそのブランド認定品のPR場所等の数を増やします（R6：2か所）】
  - 【中小企業等振興推進会議の開催数を増やします（R6：2回）】

### 232 商店街の活性化

[商業観光政策課]

- 商店街等が企画するイベントや環境整備を支援し、多様な世代の交流の促進と商店街を回遊する買い物客を増やします。
- 多様な世代が交流し、定住・交流につながるJR裾野駅とJR岩波駅周辺の拠点整備事業と連携し、駅周辺の活性化と賑わいの創出に取り組みます。
  - 【補助金活用事業(イベント)実施回数を増やします（R6：7回）】

### 233 勤労者福祉環境の充実

[商業観光政策課]

- 中小企業の振興並びに地域社会の発展に寄与するため、公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターが実施する勤労者の福祉向上を図る事業並びに、駿東地域職業訓練センターが実施する職業訓練や教育訓練事業を支援します。
  - 【ベネフィ駿東会員数を増やします（R6：726人）】

## ■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）
- 裾野市立地適正化計画（2019～2035）

## ■施策の柱

# 2-4 特色を活かした農林業の振興

## ■ありたい姿



## 新たな担い手とともに、収益性や裾野市らしさがある農林業を実現します

## ■現状と課題

- 市内の農林業は、事業者の高齢化や後継者問題等により遊休農地や手入れが行き届かない山林が増加しており、景観や防災面での懸念や地域内消費の推進という観点から、農地利用の集積や必要な基盤への重点的な投資を進めていく必要があります。
- 農林業の担い手不足解消に向けて、農業委員会と連携した担い手の育成支援や後継者相談、農用地の利用調整あっせん等、担い手の確保・育成を行っていく必要があります。
- 地域の特色を活かした戦略作物として、そばやいちごの栽培を行っており、今後も特産化や消費、販売経路の開発などを進めていく必要があります。
- 食の安全に対する関心が高まり、学校給食や直売所への地元野菜の供給が進んでいることから、今後も食や農に関する理解を高め、地産地消を推進していく必要があります。
- 本市の森林は市域の約 63%を占め、その多くはスギやヒノキの人工林となっており、今後も災害に強く地下水を守る森林を適正に整備し活用していく必要があります。
- シカやイノシシなどによる農林作物の被害に対して、猟友会等と連携した捕獲やパトロール、防護柵設置補助などの有害鳥獣対策を行っていく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 農林業者の高齢化や担い手不足により遊休農地や手入れが行き届かない山林が増加傾向にある中、本市の特色を活かした農林業に取り組める環境を整備し、新たな担い手の発掘や既存農林業者の事業継続を目指します。

## ■施策

### 241 営農環境改善のための基盤整備

[農林政策課]

- ほ場整備事業等により、農地の創出とともに、農地利用の効率化を図ります。また、田畑及び農道を整備することにより、遊休農地の発生を抑制します。

【農業用排水路の維持及び新設、改良します（R6：実施）】

### 242 担い手の確保と支援

[農林政策課]

- 農林業者の所得向上につながる支援を継続しつつ、農業法人を含め次世代の担い手の確保を推進します。

【認定農業者数を増やします（R6：31人）】

### 243 特産化、六次産業化の推進

[農林政策課]

- 戦略作物等の耕作者に対する支援を行い、市内遊休農地の解消を目指します。
- 収穫した作物の六次産業化に向けた支援を行い、農業者の所得向上を目指します。

【そば作付面積を拡大します（R6：11.4ha）】

### 244 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用

[農林政策課]

- 適切な制度運用を図り、優良農地の保全に努めます。農業に携わる機会を創出し、農業に対する意識の向上と遊休農地の増加抑制を目指します。
- 担い手の確保や農地利用集積を推進し、景観作物の植栽を通して遊休農地の解消を図るとともに、景観作物の栽培については、市民ボランティアを募り、農業体験を通じた農業意識の向上を図ります。

【景観作物の植栽等をする作業参加者数を増やします（R6：286人）】

【遊休農地の面積を減らします（R6：△0.5ha）】

### 245 森林資源の有効活用

[農林政策課]

- 森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、間伐の推進や基幹林道の整備など適切な森林整備を実施します。

【間伐の実施面積を増やします（R6：156.88ha）】

【森林基幹林道の整備延長を拡張します（R6：180m）】

### 246 有害鳥獣対策の推進

[農林政策課]

- 猟友会や鳥獣被害対策実施隊等と連携し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。

【有害鳥獣の捕獲数を増やします（R6：168頭）】

## ■関連計画

- 裾野市農業振興地域整備計画（2025～2030）
- 裾野市鳥獣被害防止計画（2024～2026）
- 裾野市森林整備計画（2021～2030）
- 裾野市特定間伐等促進計画（2021～2030）

## ■施策の柱

# 2-5 魅力ある観光地の実現



## ■ありたい姿

**観光事業者や観光協会と行政が協力し、魅力ある観光資源が創出され、地域に根ざした持続可能な観光地として発展させます**

## ■現状と課題

- 富士山をはじめとしたポテンシャルのある観光資源が点在していますが、その良さを磨き上げやブランディングが十分ではなく、観光資源の磨き上げや再構築の必要があります。
- 観光客の多くは市北部観光レジャー施設に立ち寄る日帰り客が中心で、この観光客が次の目的地として市内の観光施設を目指すための施策展開が必要です。
- 近隣と比べて宿泊施設の数少なく、宿泊につなげるコンテンツも不足しており宿泊客が少ない状況のため、ホテルなどの宿泊施設を増やしていく必要があります。
- 当市ならではの土産物や特産品が少ないため、地場製品や新たな商品開発などが必要です。
- 外国人観光客を受け入れるための多言語対応や通信環境の整備が必要です。

## ■施策の柱の方向性

- 富士山、自然、歴史など観光資源の磨き上げや観光交流イベントの継続支援などを通じて交流人口の拡大を目指します。
- 新たな旅行市場の開拓として道の駅、(仮称) 御師公園、駅前整備のハード面に加え、ソフト面では多言語対応などのインバウンド戦略の強化により、新たな賑わいの創出や観光交流客数の増加を目指します。
- 観光事業関係者による定期的な情報交換を促進し、連携強化による官民一体となった取組を目指します。

## ■施策

### 251 周辺市町からの観光人流誘客強化

[商業観光政策課]

- 市内の観光交流エリア（富士山麓・十里木エリア、須山浅間神社周辺エリア、パノラマロード周辺エリア、愛鷹周辺エリア、岩波駅周辺エリア、箱根周辺エリア、中央公園エリア）の特性を生かし、観光資源の活用やイベントの開催などにより観光交流客数の増加を図ります。
- ヘルシーパーク裾野の観光拠点としての強化を図ります。  
【ヘルシーパーク裾野の入館者数を増やします（R6：99,659人）】

### 252 観光交流客数の獲得

[商業観光政策課]

- 十里木・水ヶ塚、須山浅間神社周辺、パノラマロード沿線、まちなかの4つのエリアの回遊性を持たせ、スポーツツーリズムとロケツーリズムの2つのテーマに設定して観光交流客数の底上げを図ります。
- 周辺地域に立地するモータースポーツに関連する観光資源や市内でのモータースポーツイベントと連携し、観光客の周遊や市内での滞在・消費を促進します。  
【モータースポーツイベントの来場者数を増やします（R6：13,450人）】

### 253 都市機能強化のための基盤強化

[商業観光政策課]

- 大型観光交流拠点施設整備や観光道路整備等のハード整備は、事業の進捗動向を注視し、ソフト整備として、発信強化や担い手強化による観光交流客数の増加を図ります。  
【官民連携による情報発信を実施します（R6：実施）】

## ■関連計画

- 裾野市観光戦略（2024～2030）

## ■施策の柱

# 2-6 富士山麓の魅力を活かしたスポーツツーリズムの推進



## ■ありたい姿

スポーツ合宿やスポーツイベントを通じ交流人口を拡大し、地域経済の活性化や認知度アップなどの効果を生みます

## ■現状と課題

- 準高地の特性や多彩なトレーニング環境、首都圏からのアクセスの良さなどの地域資源を、スポーツツーリズムに活かし、官民協働（裾野市スポーツツーリズム推進協議会）による取組を行っています。
- スポーツ合宿等の誘致のために、トレーニング施設や宿泊施設などの受入れ体制の整備を進める必要があります。
- スポーツ愛好家へのアプローチとしては、本市の立地特性を生かしたスポーツ大会やトップアスリートによる講習会などのイベントの開催が求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 官民協働の取組により、スポーツ合宿等の誘致及び受入れ体制の整備、スポーツイベント等の開催により、スポーツツーリズムを推進していきます。

## ■施策

---

### 261 スポーツツーリズムの推進

[商業観光政策課]

- 本市の地域資源を活かし、裾野市スポーツツーリズム推進協議会をはじめとする官民協働の取組を通じて、陸上長距離走などのスポーツ合宿の誘致やスポーツイベント等の開催に取り組みます。  
【スポーツ合宿受入れチーム数を増やします（R6：40チーム）】

## ■関連計画

---

- 裾野市観光戦略（2024～2030）



安全・安心に住み続けられるまち  
〈環境・防災・医療・地域福祉〉

## ■施策の柱

# 3-1 環境に配慮した持続可能な社会の形成



## ■ありたい姿

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践します

## ■現状と課題

- 大気や水質、騒音、振動、悪臭などの苦情のほか、ペットのふんや放し飼いなどの飼育マナーに関する苦情もあり、生活環境の保全のための適切な指導や啓発が求められています。
- 市のごみ量は減少しているものの、さらなるごみの分別の徹底や、ごみ処理の有料化を進め、持続可能なごみ処理の仕組みを構築する必要があります。
- 温室効果ガス排出量を削減するため、市民や事業者に対して再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに資する行動などを促していく必要があります。
- 適切に処理されていない生活排水は河川を汚染する原因となることから、浄化槽の適正管理や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 美化センターや最終処分場といった廃棄物処理施設は設備の消耗が激しい施設であるため、施設を適切に維持管理し、安定的に運営していく必要があります。
- 美化センターは老朽化が進んでいるため、今後のごみ量や建設・運営コスト、災害時のごみ処理などを踏まえて、ごみ処理の広域化や民間活用などを検討し、新たな中間処理施設の整備手法を決定する必要があります。
- 将来にわたって豊かな自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市民、企業、NPO 等の多様な主体と連携して、恵み豊かな自然環境の保全を目指すとともに、その豊かな環境を基盤として、地域の資源が循環し、環境・経済・社会が調和して発展していくような持続可能なまちづくりを目指します。

## ■施策

### 311 環境満足度の向上に向けた取組の推進

[生活環境課]

- 大気・水質・騒音・振動・悪臭等公害苦情やペットに係る苦情、樹木や空き地に係る苦情の早期解決、未然の防止に努めることで、住環境の改善による環境満足度の向上を目指します。
  - ペットの適正飼育の周知やボランティア団体と連携した飼い主のいない猫の適正飼養対策を行います。
- 【河川の水質（BOD）が環境基準を満たした状態を維持します（R6：100%）】

### 312 ごみ減量と3Rの推進

[生活環境課]

- ごみの3Rを推進し、市民1人1日当たりのごみ排出量を抑制するとともに、資源化率の向上を目指します。また、分別収集品目や資源化品目の拡充を検討し、焼却処理されるごみを削減することで、焼却施設や最終処分場の延命化や温室効果ガス削減を図ります。
- 【市民1人当たりのごみ排出量を減らします（R6：738.5g/日・人）】

### 313 地球温暖化対策の推進

[生活環境課]

- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、環境負荷の低減につながるエネルギー利用の促進や、気候変動対策の推進を図ります。環境イベントや環境教育を通じて、市民の環境問題に対する意識の向上を図ります。
- 【市域におけるCO<sub>2</sub>排出量を減らします（R4：337千t）】

### 314 浄化槽の適正管理と河川水質の保全

[生活環境課]

- 河川水質を保全するため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、河川水質の向上を図ります。
- 【単独処理浄化槽を減らします（R5：5,294基）】

### 315 環境施設の維持管理・更新整備

[生活環境課]

- 美化センターや最終処分場を適切に維持管理し、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理します。老朽化した美化センターの早期更新を目指します。
  - 市営墓地は、第4号墓域の販売状況やニーズの変化を踏まえ、今後の販売方法を検討します。
  - 広域で運営しているし尿処理施設や火葬施設を適切に稼働できるよう、裾野市長泉町衛生施設組合に対して必要な費用を負担します。
- 【家庭ごみの収集を休止した日0日を維持します（R6：0日）天災その他不可抗力による休止日を除く】

### 316 生物多様性の保全

[生活環境課]

- 生物多様性による豊かな恵みを将来の世代に継承できるよう、市民や事業者と連携して、自然環境の保全・再生に努めます。
- 【水生生物調査による河川の水質階級I(きれいな水)を維持します（R6：I(きれいな水)）】

## ■ 関連計画

---

- 第3次裾野市環境基本計画（2026～2035）
- 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（2026～2035）
- 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（2021～2030）
- 裾野市一般廃棄物処理基本計画（2022～2031）
- 裾野市災害廃棄物処理計画（2022～）
- カーボンニュートラルロードマップ（2023～）
- 裾野市気候変動適応計画（2026～2035）
- 裾野市生物多様性地域戦略（2026～2035）



## ■施策の柱

# 3-2 災害に強く回復力の高い地域社会の形成



## ■ありたい姿

「自助」「共助」「公助」を高めることにより、市民の生命と財産が守られ、誰もが安心して暮らせる社会を形成します

## ■現状と課題

- 防災・減災の強化の観点から、地域と行政及び企業等の協力体制を強化し、避難所運営の強化や資機材の充実にも取り組むとともに、市民の備蓄率や耐震化率の向上支援、自主防災組織の充実支援を強化する必要があります。また、避難所の環境改善に向け、必要な資機材や備蓄の整備を進めていく必要があります。
- 大規模災害時には、行政サービスの限界が懸念される中で、住民ひとりひとりが自らの安全・生活を守る「自助」の役割がますます重要となっています。
- 総合防災訓練や地域防災訓練の充実を図り、各種災害に対する効果的・効率的な対応ができるよう、多くの参加者による実践的な訓練を行う必要があります。
- 河川については、多発する異常気象による自然災害に対応するため、危険箇所の把握、計画的かつ効率的な整備・改修が必要となっています。
- 森林については、集中豪雨等による災害の防止や被害軽減の観点も含め、間伐や土砂流出防止などの適正な管理を進める必要があります。
- 東富士演習場外周部の緑地帯については、砂塵や騒音の軽減を図るため国からの受託による適正な管理を行う必要があります。また、演習場内調整池についても降雨時の流出防止に向けた管理を図る必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市民ひとりひとりが防災に対して主体的に行動できるよう（自助）支援するとともに、災害への対応力を地域の中で強化し（共助）、行政・防災関連団体・民間事業者等それぞれが様々なかたちで連携・協力しながら（公助）、減災・災害対応の取組の輪を広げ、市民の安心・安全感の向上を目指します。

## ■施策

### 321 防災力・減災力の強化

[危機管理課]

- 市民の防災意識の向上、自主防災組織の体制強化や支援を実施し、平常時から防災を意識できる地域づくりを進め、災害時には関係機関と連携して被害を最小限に留めるように取り組みます。
  - デジタル技術（被災者生活再建支援システム）の積極的な活用により、災害対策本部の運営や被災証明から災害救助法までの一体化・効率化を図っていきます。
  - 避難所の開設や、避難所での生活環境の改善に必要な資機材や備蓄品の整備を進めていきます。
  - 消防団への支援を行い、ポンプ車両の計画的な更新や装備品の充実に努めていきます。
- 【「わたしの避難計画」を作成する自主防災会(区)を増やします（R6：0区）】  
【家庭の防災備蓄率を高めます（R6：62.8%）】

### 321 防災力・減災力の強化

[総合福祉課]

- 災害時要支援者避難支援計画（個別計画）の策定や福祉関係者との連携により、要配慮者の避難支援を推進します。
- 【災害時要援護者避難支援計画(個別計画)策定者を増やします（R6：278人）】

### 321 防災力・減災力の強化

[健康推進課]

- 災害時の医療救護体制や救護所の物品等を整備することにより、被災による傷病に対応でき、市民が安全安心に過ごすことができることを図ります。
- 【医療救護訓練の開催数を維持します（R6：1回）】  
【医療救護体制意見交換会の開催数を維持します（R6：3回）】

### 321 防災力・減災力の強化

[学校教育課]

- 学校において、教職員や子どもたちが災害時にスムーズに対応できるように訓練や研修を支援します。
- 【火災・地震・富士山噴火・不審者侵入等の有事に関する訓練を実施します（R6：実施）】

### 322 実践的な防災訓練の実施

[危機管理課]

- 各種災害に対する効果的・効率的な対応に向けて実践的な訓練実施を推進するため、自主防災組織や企業と市災害対策本部の連携を図るとともに必要な情報を提供します。
  - 訓練にあたっては、ドローンなどのデジタル技術を積極的に活用していきます。
- 【各自主防災会における地域防災訓練等の実施率を維持します（R6：88.4%）】

### 323 河川の整備と土砂崩れの危険箇所の把握・整備の要望

[建設課]

- 大雨等による自然災害に対するリスクを軽減するため、計画的かつ効率的な河川改修工事と維持工事を行います。
  - 土砂崩れの危険箇所を把握し、砂防堰堤等の整備を要望します。
- 【地区要望や安全パトロールによる危険箇所の把握と整備をします（R6：実施）】

### 324 森林の多面的機能の保全

[農林政策課]

- 集中豪雨等による山地災害の防止や地下水かん養等、森林の持つ多面的機能を保全・発揮させるため、間伐や土砂流出の防止など、適正な森林整備を行います。
- 【土砂流出防止柵の設置数を維持します（R6：255基）】

- 東富士演習場外周部に砂塵や騒音の軽減及び景観保全のために設置された緑地帯の撫育管理が適切に行われるよう、国の機関と協議し、その管理受託を継続して行います。
  - 東富士演習場内に設置された調節池について、国の委託を受け、除草及び排砂事業を行い、調節池の機能保全を図ります。
- 【東富士演習場内の防災調節池排砂工事と緑地帯撫育管理を実施します（R6：実施）】

#### ■関連計画

---

- 裾野市地域防災計画（毎年度更新）
- 裾野市水防計画（2024～2025）
- 富士山火山避難基本計画（毎年度更新）
- 裾野市国土強靱化地域計画（2021～2025）



## ■施策の柱

# 3-3 誰もが安心して暮らせるまちの形成



## ■ありたい姿

行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故発生件数が減少し、誰もが安心して暮らせる社会を形成します

## ■現状と課題

- 社会情勢の変化に伴って犯罪も多様化しているため、警察や関係機関と行政が一体となって市民への防犯意識の啓発や防犯体制の強化を図っていく必要があります。
- 多様化する消費者トラブルにいち早く対応し被害を防止するため、詐欺や消費者トラブルについての情報発信や相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 交通事故による被害をなくすため、特に高齢者や児童・生徒へ向けた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を進める必要があります。また、駿東地区交通災害共済についての周知を図り、加入促進を図る必要があります。
- 子どもたちが安全に通学や移動できるよう、通学路や移動経路の点検による危険箇所等の把握を行い、自治会や学校等と連携して適切に歩道や通学路の整備を行う必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 地域や関係団体と行政が一体となって防犯体制を強化するほか、市民の消費生活の安定と向上を図ることにより、安全・安心な地域社会の実現を目指します。また、交通安全教育の充実を図るとともに、自治会要望や通学路点検を活用し、有効かつ適切な歩道設置や通学路整備を行うことにより、高齢者や通学時の児童生徒の安全確保を目指します。

## ■施策

### 331 防犯体制の充実

[危機管理課]

- 少子高齢化や核家族化により、地域でのコミュニケーションが不足する中、犯罪が多様化しているため、防犯メールの普及を進め、警察や防犯団体と連携し防犯活動を進めます。また、防犯灯等の防犯施設の適切な管理とともに、地域の要望に応じた適切な整備を進めていきます。

【登録制メール「まもメール(犯罪情報)」の登録者数を維持します (R6 : 5,058 件)】

### 332 消費者支援の充実

[商業観光政策課]

- 市民の消費生活の安定と向上を図るために設置されている消費生活センターと、消費者が消費生活の安定と向上を図る消費者団体が連携し、共通の課題に関して市民への周知・啓発を展開します。

【消費生活相談窓口を開設します (R6 : 実施)】

【講座等の啓発活動の実施数を増やします (R6 : 16 回)】

### 333 交通安全体制の充実

[危機管理課]

- 幼児から高齢者まで、各世代に応じた交通安全教育の充実を図ります。また、警察や交通安全指導員等と連携しながら、道路反射鏡などの交通安全整備施設整備を進めます。

【交通安全運動の実施回数を維持します (R6 : 43 回)】

### 334 歩道や通学路の安全対策

[学校教育課・建設課]

- 児童・生徒をはじめとした歩行者の安全を確保するため、関係機関と「裾野市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」による合同点検を実施し、歩道や通学路の整備を進めます。

【通学路点検で指摘された箇所を改善します (R6 : 実施)】

### 335 被害者等の救済

[危機管理課]

- 交通災害共済や交通事故相談などにより、交通事故の被害者の救済を図ります。

【駿東地区交通災害共済組合の加入率を維持します (R6 : 11%)】

### 335 被害者等の救済

[総合福祉課]

- DVやストーカー等の被害者に対して、女性相談支援員による相談・支援を行うほか、警察や関係機関等と連携しながら、犯罪被害者への支援を行います。

【女性相談支援員による相談受付件数を増やします (R6 : 0 件)】

### 336 東富士演習場関連の調整・対策

[戦略推進課]

- 東富士演習場における利害関係者等と演習場使用者との間の諸問題について、円滑な処理が図れるよう、連絡調整を行います。

【東富士演習場諸問題に対応します (R6 : 実施)】

## ■関連計画

- 第 11 次裾野市交通安全計画 (2021~2025)

## ■施策の柱

# 3-4 安心して暮らせる地域医療体制の確保



## ■ありたい姿

市民ひとりひとりが予防やセルフケアに取り組みながら、地域の医療・支援体制を活用できる環境を整え、健康寿命の延伸につなげます

## ■現状と課題

- 地域において、効率的で効果的な医療提供体制を継続していくとともに、休日夜間等の救急医療体制を持続していくことが必要となっています。
- 医療機関が市南部の市街化区域に偏在しており、将来さらなる人口減少が予測される中で、医療不足が見込まれる地域にどのように医療を確保していくかが課題となっています。
- 国民健康保険の被保険者が安心して医療を受けられるよう、共同保険者である県と共に健全な事業運営を行い、健康寿命の延伸と医療費の適正化につながる保健事業の実施が必要です。
- 後期高齢者医療は、保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者向けの健康診査などの保健事業へのさらなる取組が必要です。

## ■施策の柱の方向性

- 地域において、効率的で効果的な医療提供体制の継続及び地域の休日夜間等の救急医療体制等の持続性を確保します。
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度の適正な事業運営を行います。
- 重症化の予防や適切な医療を受けられる環境を整えることで、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。
- 介護と医療の保健事業の一体的実施により、介護サービスと医療サービスを有機的に接続させていきます。

## ■施策

### 341 地域医療体制の確保

[健康推進課]

- すべての市民が必要な時に安心して受診できる医療体制を確保するため、市内医師会や歯科医師会と連携して訪問診療の充実を図るとともに、オンライン相談の充実及び医療不足地域におけるオンライン診療を含めた医療提供支援策の検討を進めます。
- 地域の休日夜間救急医療体制等の持続性を確保します。また、公的病院の救急医療対応に対する支援を行います。  
【地域の休日夜間救急医療体制等の持続性を確保します（R6：実施）】

### 342 国民健康保険事業の運営・充実

[国保年金課]

- 国民健康保険等の被保険者が安心して医療を受けられるよう共同保険者である県と共に健全な事業運営を行います。
- 生活習慣病予防のために健康診査を行うとともに、生活習慣を見直すサポートを行います。  
【糖尿病性腎症等重症化予防事業指導率を高めます（R6：57.4%）】  
【特定健康診査受診率を高めます（R6：45.7%）】

### 343 後期高齢者医療制度の運営及び保健事業の充実

[国保年金課]

- 保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度の運営を行います。  
【後期高齢者医療健康診査受診率を高めます（R6：41.9%）】

## ■関連計画

- 第2次すその健康増進プラン（2021～2031）
- 第4期裾野市特定健康診査等実施計画（2024～2029）
- 第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（2024～2029）

## ■施策の柱

# 3-5 地域で支え合う福祉の充実



## ■ありたい姿

地域の住民や多様な主体が参画し、つながりあうことで、ひとりひとりが安心感と生きがいを持って暮らせる環境を整備します

## ■現状と課題

- 地域福祉への理解を市民に浸透させることで、支える側、支えられる側という関係ではなく、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えて、市民ひとりひとりが役割や生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心安全に暮らしていける地域社会の実現が求められています。
- 地域共生社会を担うボランティアや必要なサービスを育成するため、ボランティア団体への支援などを充実していく必要があります。
- 高齢者の価値観も多様化する中、その知識や技術、経験を地域で活かす機会や仕組みづくりを充実するとともに、社会とのつながりを維持し、元気で活動的な高齢者の暮らしを支援していく必要があります。
- 高齢者や障がいのある方、子育て世帯、生活困窮者等、生活に際して、複雑化・複合化した課題を抱え、支援を必要とする市民に対して、寄り添う相談支援体制の構築と、暮らしを守り支えるための福祉サービスを提供していく必要があります。
- 国民年金や介護保険などは必要なときに生活を支える大切な社会の仕組みであり、高齢者だけでなく、幅広い世代に支え合いの理解と協力を求めるとともに、必要な人へ適切なサービスが提供できるよう運営していく必要があります。
- 障がいを持つ方が地域でその人らしい生活を送るために、相談支援体制の充実と、個々の特性やライフステージに応じたサービス提供が求められています。
- ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の理念に基づき、障がいの有無、高齢者、ひとり親家庭、外国出身者、LGBTQ+など、多様な背景を持つ人々への理解を促進する必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、多様な主体が支え合う「健康・福祉」の包括的な支援体制が整ったまちを目指します。

## ■施策

- 351 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進 [総合福祉課]
- 誰もが住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを送れるよう、市民の地域福祉への理解を深め、支えあい、助け合うことができる暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。
- 【民生委員・児童委員による相談・指導を行います（R6：1,998人）】
- 351 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進 [介護保険課]
- 在宅医療・介護連携推進会議において医療関係者、介護サービス事業者等が集い、地域における医療と介護の連携に対する課題等について検討し、切れ目のない医療・介護サービスの提供がされる体制を目指します。
- 【在宅医療・介護連携支援センター『アシタカツツジ』の相談件数を維持します（R6：20件）】
- 352 地域福祉活動の推進 [総合福祉課]
- 市民ひとりひとりが地域のつながりを大切にし、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を実現するため、市民や各種団体との連携を図り、地域社会が抱える課題を解決できるよう支援します。
- 【相談業務等の支援をします（R6：実施）】
- 353 高齢者の活動的な暮らしの支援 [総合福祉課]
- 高齢者が持つ知識・技術・経験を活かすことのできる場と機会の確保や、余暇活動による健康寿命の延伸を図るため、シニアクラブやシルバー人材センター、シルバー生きがい教室等の高齢者の活動を支援します。
- 【シルバー人材センターの会員数を増やします（R6：226人）】  
【老人クラブ連合会の会員数を増やします（R6：913人）】
- 354 福祉サービスの充実 [総合福祉課]
- 高齢者や生活困窮者等が自立した生活を送ることができるよう、ひとりひとりに寄り添った相談支援を行い、それぞれの状況やニーズに合った福祉サービスを提供します。
- 【自立支援センターによる相談支援を行います（R6：139人）】
- 355 国民年金事業の啓発と手続き円滑化 [国保年金課]
- 日本年金機構との連携を強化し、国民年金の加入啓発及び納付督促の他、手続きを円滑化していきます。
- 356 介護保険事業の運営・充実 [介護保険課]
- 地域包括支援センターやケアマネージャーを中心に、アセスメントのもと適切な予防事業を提供し、高齢者の自立支援を図ります。
- 地域の介護予防ボランティアの養成や、地域主体で開催する地区サロンなどへの支援を行います。さらに、認知症に対する地域の理解促進と、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で認知症の人を見守り、支える地域づくりを推進します。
- 要介護・要支援の状態となった時、希望するサービスが受けられるよう充実した介護事業の運営を行います。
- 【包括支援センターで相談を受け付けます（R6：実施）】  
【地区サロンの参加人数を維持します（R6：1,112人）】  
【認知症サポーター養成講座の受講者数を増やします（R6：387人）】

□障がいを持つ方々が地域でその人らしい生活を送るために、個々の特性や環境に応じて、基幹相談支援センターの緊急対応による事態の深刻化の未然防止や、障がいの分野を超えた関係機関との重層的な相談支援を行い、必要な福祉サービスを提供します。また、障がいを持つ方の就労や、就労後の自立した生活や社会参加等を継続的に支援していきます。

【相談業務等の支援をします（R6：実施）】

【障がい者雇用率を法定雇用率以上にします（R6：2.74%）】

#### ■関連計画

○第4次裾野市地域福祉計画（2021～2025）

○第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画（2024～2026）

○第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい児福祉計画（2024～2026）

将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち  
〈都市・交通・社会基盤〉

大綱  
4

## ■施策の柱

# 4 - 1 都市構造と土地利用の戦略的な再構築



## ■ありたい姿

持続可能で利便性の高い都市構造が、既存市街地や周辺地域との調和のもとで実現しています。その背景には、ウーブン・シティの立地、新東名高速道路の開通や都市計画道路の整備、工場や住宅の進出など、これまで積み重ねてきた都市の変化があり、人口減少下でも持続可能な都市経営を実現するため、都市構造や土地利用の再構築を進めます

## ■現状と課題

- 人口減少が進む中で、まちの魅力や活力を維持・向上させるためには、官と民が連携・協力し、都市構造の再編や生活・産業の両面を支える取組を進めていくことが求められます。
- 新東名高速道路の開通や都市計画道路の整備、工場や住宅の進出といった都市基盤の変化に加え、ウーブン・シティの立地という新たな契機を活かし、これからの時代に対応した持続可能な都市づくりを進める必要があります。
- 財源が厳しい状況にあって、都市基盤整備は単なるインフラ整備にとどまらず、複数分野の連関を通じて新しい価値を創造していくことが重要です。都市として不可欠な機能を見極め、集中的かつ戦略的に整備していくことが求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 人口減少下でも持続可能な都市経営を実現するため、ウーブン・シティの立地をはじめとする地域の変化を活かし、都市構造と土地利用を戦略的に再構築します。公共交通の利便性向上や土地利用規制の見直しを通じて、市民の暮らしやすさと企業活動のしやすさを両立させます。

## ■施策

### 411 魅力を高める基盤整備 [都市計画課]

- 休憩・情報発信・地域連携・防災の4つの機能を備え、かつ四季折々の美しい富士山を望む立地を生かした本市ならではの道の駅を整備し、安心安全な道路交通環境及び地域の賑わい創出や交流の場を提供します。

【事業スケジュールに従い、道の駅の整備に向けた設計や工事等を行います（R6：基本計画の策定）】

### 411 魅力を高める基盤整備 [建設課・都市計画課]

- 富士山と箱根・芦ノ湖方面の東西をつなぐ広域的な動線となる仙石原新田線整備の促進に加え、安全な地域づくりや地域の活性化と本市の魅力を高める中長期的な社会基盤整備（例：裾野スマートIC や（仮称）御宿岩波線の整備など）の検討を進めます。

【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

### 412 都市計画・土地利用に関する戦略的調整と共創 [戦略推進課]

- 庁内各部局の関連施策との整合を図りながら、都市構造・土地利用に関する方針を戦略的にマネジメントします。また、多様な主体との対話を通じて、まちづくりにおける共創を推進し、将来像を共有しながら協働して都市づくりを進めます。

- 都市構造と土地利用の再構築を通じ、地域特性を活かした連携を強化します。これにより、市域全体への波及効果を高め、市民生活の質向上や地域活力の強化を図るとともに、新産業の創出や交流促進に取り組みます。

【都市づくりに関する外部協議・対話を実施します】

### 413 計画的土地利用の推進 [都市計画課]

- 市の均衡ある発展を目指すため、土地利用に関する基準の検証を行います。
- 良好な都市環境の整備等の観点から、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図ります。
- 都市基盤整備の進捗や社会情勢の変化、土地利用の現況・動向等に応じて都市構造上の機能配置等を適切に判断した上で、必要に応じて市街化区域への編入や用途地域の見直し等を検討します。
- 市街化調整区域は、地区計画制度の活用により、必要な開発や土地利用を計画的かつ適切に誘導します。

【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

### 413 計画的土地利用の推進 [建設課]

- 地籍調査を実施し、財産の保全、土地に関する経済活動を推進します。

【地籍調査事業において立ち合いが完了した面積を拡大します（R6：0.13k㎡）】

## ■関連計画

- 第4次国土利用計画裾野市計画（2021～2030）
- 裾野市都市計画マスタープラン（2016～2035）
- 裾野市立地適正化計画（2019～2035）
- 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（2025～）
- 裾野市優良田園の建設の促進に関する基本方針（2025～）
- 第7次国土調査事業10箇年計画（2020～2029）

## ■施策の柱

# 4 - 2 駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進



## ■ありたい姿

駅周辺等の生活サービスや都市施設の充実を図ることで、多様な世代の交流を促進し、市民が快適に暮らせるまちづくりを推進します

## ■現状と課題

- JR 裾野駅周辺について、土地区画整理事業により、生活サービス施設の維持・拡充、交通結節点機能の強化、交流拠点の創出を図り、都市機能を伴った拠点として整備するとともに、賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。
- JR 岩波駅周辺については、市内企業との連携を視野に入れ、市北部地域の産業と居住の拠点としての整備を検討していく必要があります。
- 深良新市街地については、JR 岩波駅周辺の北部地域と JR 裾野駅周辺の中心市街地の中間に位置し、東西南北の交通の結節点としての利便性が見込めることから、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備を検討していく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 駅を交通結節点として位置づけ、駅周辺等に計画的に都市機能を集約し、中心市街地の整備・活性化により、多様な世代の交流が促進されるなど、まちの魅力の向上を目指します。

## ■施策

### 421 JR 裾野駅周辺整備等の推進

[駅周辺整備課]

- 裾野駅周辺の拠点性の向上に向けて、都市機能の誘導、土地利用転換の促進のため、裾野駅西土地区画整理事業により、公共施設と宅地を一体的に面的整備します。面的整備に加え、駅周辺の賑わい創出に取り組んでいきます。

【施工済面積率を拡大します（R6：54%）】

【狭小道路(4m未満)率を減らします（R6：25%）】

### 422 JR 岩波駅周辺整備等の推進

[駅周辺整備課]

- 岩波駅周辺の拠点性の向上を図り、北部地域における交通結節点機能や生活利便機能の充実を目指した整備をするとともに、民間活力の活用も検討し、魅力ある駅前空間の形成を進めます。

【駅前広場等施工済面積率を拡大します（R6：0%）】

### 423 深良新市街地整備の推進

[都市計画課]

- ウーブン・シティ建設による波及効果も視野に入れ、交通利便性を備えた新たな地域生活拠点の形成を検討します。拠点形成にあたっては、利便性の高い快適な居住環境を創出するため、土地区画整理事業などの計画的な都市基盤整備を検討します。

- 深良新市街地構想の実現に向け、地域の機運の盛り上げや、合意形成を図ります。民間活力の導入など様々な手法を検討します。

【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

### 424 市街地の低・未利用地の活用

[都市計画課]

- 計画的かつ健全な土地利用の誘導により、都市機能や居住の集約化を図り、利便性と快適性を備えた質の高い市街地の形成を図ります。

【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

## ■関連計画

- 裾野都市計画事業裾野駅西土地区画整理事業事業計画（2002～2029）
- 岩波駅周辺地区まちづくり基本計画（技術編含む）（2022～2041）
- 裾野市立地適正化計画（2019～2035）

## ■施策の柱

# 4 - 3 良好な景観と良質な住環境の形成

## ■ありたい姿



市民が安心して暮らせるため、裾野らしさを活かした良好な景観や良質な住環境を形成します

## ■現状と課題

- 景観形成について、富士山の眺望などの本市の特徴を活かした考え方やルールを周知し、良好な景観形成を行っていく必要があります。
- 公園は市民が憩い遊びの場であるとともに、景観や防災性なども有する都市施設であることから、配置や規模を考慮した整備を進めるとともに、維持管理においては地域住民の協力も得ながら適切に管理していく必要があります。
- 安全・安心で快適な住宅ストックの形成を図るため、建築物の耐震化及び減災化を促進する必要があります。また、今後増加が見込まれる空き家について、市民の不安を解消するため、空き家の適切な管理を促すとともに、利活用を進めることで、安全で良好な住環境を維持する必要があります。
- 市営住宅について、今後の需要を見極めながら、老朽化した住宅の更新や長寿命化を図るべき住宅の計画的な維持補修などを検討していく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 本市の特長を活かし、市民、事業者、行政が協働し、地域景観と調和した魅力ある景観の形成を目指します。また公園について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民参加による整備及び維持管理を目指します。
- 適正な建築確認・検査業務を通じ、市内の建築物の安全性の確保を目指します。また、建築物の耐震化及び減災化により安全・安心で快適な居住空間の形成を目指します。加えて、増加が見込まれる空き家について、発生の予防や利活用を目指します。

## ■施策

### 431 魅力ある景観の形成

[都市計画課]

- 富士山の眺望をはじめとする本市の特徴を活かし、美しい「富士の裾野の裾模様」を将来にわたり育み伝えていくことができるよう、違反屋外広告物の是正を図るほか、景観形成基本計画に基づく景観形成施策を進めます。

【優良広告景観賞の開催数を維持します（R5：1回）】

### 432 公園・緑地の整備及び維持管理

[みどりと公園課]

- 身近な公園をより効果的に活用するため、配置・規模を十分に考慮しながら、地域特性に合った賑わいを生む魅力ある公園の計画的な整備及び維持管理を行います。

【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

【公園施設の整備及び維持管理をします（R6：実施）】

### 433 安全で良質な住宅ストックの形成

[都市計画課]

- 適正な建築確認・検査業務及び国等による耐震助成及び減災化の取組により、安全で良質な住宅ストックの形成を目指すとともに、増加が見込まれる空き家の実態を調査し対応を図ります。
- 空き家バンクの運用や移住者向けの改修支援など、庁内で連携して空き家の利活用を促進する取組を検討します。

【空き家に関する区調査回数を維持します（R6：1回）】

### 434 居住支援体制の整備

[都市計画課・総合福祉課]

- 要配慮者が安心して生活を送るため、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備に取り組みます。

【関係機関等との協議を進めます】

### 435 市営住宅の整備、維持管理

[都市計画課]

- 公営住宅の必要供給量を見極め、市営住宅の整備方針を定めます。併せて、長寿命化を図るため、計画的に維持修繕を行います。

【公営住宅の管理数を維持します（R6：97戸）】

## ■関連計画

- 裾野市住生活基本計画（2022～2031）
- 裾野市公営住宅長寿命化計画（2022～2031）
- 裾野市耐震改修促進計画（2021～2025）
- 裾野市景観形成基本計画（2013～）
- 裾野市景観計画（2013～）
- 裾野市屋外広告物基本計画（2015～）
- 裾野市空家等対策計画（2019～2025）
- 裾野市緑の基本計画（2019～）

## ■施策の柱

# 4 - 4 誰もが移動しやすい交通環境の整備



## ■ありたい姿

多くの市民が公共交通を利用できるように、誰もが必要なときに安心して出かけられる交通環境を整えます

## ■現状と課題

- 市民の足であるバスや鉄道などの公共交通について、鉄道事業に対する増便の要望、赤字バス路線に対する補助などを行っており、今後も公共交通の維持と利便性の向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- 路線バス・タクシー事業者においては、運転手の不足や高齢化により、既存公共交通サービスの維持が困難な状況であり、将来的な移動手段の確保に不安を抱える市民の声を踏まえ、持続可能な公共交通の仕組みを検討する必要があります。
- 市では、公共交通を将来にわたり維持・発展させていくため「裾野市地域公共交通計画」を策定していますが、新たなまちづくりと連動し変動していく利用者のニーズに対応した公共交通網を検討・導入していく必要があります。
- 市では、公共交通について幅広い議論を行うため、関係団体による裾野市地域公共交通活性化協議会を設置しており、今後も利用促進に向けた検討を進める必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市民と公共交通事業者の相互理解と協力により公共交通網を維持・確保するとともに、新たな公共交通網の検討・導入を進めることにより、誰もが移動しやすい交通環境の整備を目指します。

## ■施策

### 441 公共交通網の維持・確保

[都市計画課]

- 公共交通として維持・確保が必要であると合意形成が図られた路線について、事業者に対し運行経費の一部を補助します。
  - 地域における公共交通の維持・確保及び活性化を図るため、交通弱者に対する移動支援策の充実を図る取組を実施します。
  - 地域のライフスタイルに合った公共交通の導入に対して支援します。
  - JR 東海御殿場線の利活用及び沿線地域の振興・発展を推進するとともに、御殿場線の利便性の向上を図ります。
  - 地域の公共交通を支える人材の確保に向けて、就職相談会での情報周知や資格取得支援などの支援策を検討します。
- 【国庫補助路線バスの路線数を維持します（R6：5路線）】  
【関係機関等との協議を進めます（R6：実施）】

### 442 新たな公共交通網の検討・導入

[都市計画課]

- 公共交通利用者や公共交通未利用者（潜在的な利用者）のニーズを的確に捉え、広域的なネットワークの視点も踏まえて公共交通網の形成を目指します。
- 【地域公共交通計画を改訂します】

### 443 市民・公共交通事業者との調整

[都市計画課]

- 市民、公共交通事業者との情報共有を図りつつ、利用促進に向けた活動を行います。
- 【地域公共交通活性化協議会の開催数を維持します（R6：4回）】

## ■関連計画

- 裾野市地域公共交通計画（2023～2027）
- 裾野市立地適正化計画（2019～2035）

## ■施策の柱

# 4 - 5 利便性の高い道路網の整備・保全



## ■ありたい姿

市民をはじめ、裾野市を訪れた人が安心して快適に道路を利用できるよう整備を進めるとともに、沿道の開発を促進します

## ■現状と課題

- 道路は人やモノの活発な動きを支える重要なインフラであり、広域幹線道路である国道 246 号や国道 469 号、都市や市街地を結ぶ県道や都市計画道路、これを補完する道路など、それぞれの役割があります。交通渋滞の解消や老朽化対策など役割に応じた利便性や安全性を向上させる整備が必要です。
- 生活道路については、利便性の高い道路、未利用地の利用促進に寄与する道路、安全性を向上させる道路など、市民や自治会等からの要望も踏まえ、効率的な整備が求められています。
- 道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画の推進や定期点検の実施のもとで、必要な修繕を実施していくとともに、道路の安全上問題のある照明や舗装等については速やかに修繕を行うなど、適切な管理を行っていく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 周辺環境の交通事情に即した都市計画道路の重点的な整備と、市街化区域内の土地利用の促進や生活道路の利便性・安全性の向上に向けた整備を推進します。

## ■施策

- 451 広域幹線道路の整備 [建設課]
- 国道 246 号の渋滞解消対策、産業の活性化、防災道路として、御殿場市と連携し、(仮称) 神山深良線の整備を推進します。
- 【関係機関等との協議を進めます (R6 : 実施)】
- 452 主要幹線道路の整備 [建設課]
- 主要な市道の計画的な整備と老朽化対策を推進し、市民生活の利便性の向上と環境の改善を図ります。
- 【舗装補修工事の整備延長を拡大します (R6 : 1.9km)】  
【都市計画道路平松深良線(稲荷工区)の用地取得率を高めます (R6 : 12.02%)】
- 452 主要幹線道路の整備 [都市計画課]
- 都市計画道路の計画的な整備を推進し、市民生活の利便性の向上と環境の改善を図ります。
- 【都市計画道路(延長)の改良及び概成率を高めます (R6 : 83.1%)】
- 453 生活道路の整備 [建設課]
- 道路の安全性、生活環境を向上させるため道路整備を推進します。
- 安全性の向上と有効な土地利用を促進する狭あい道路の整備を推進します。
- 【生活道路の整備を進めます (R6 : 実施)】  
【狭あい道路の整備を進めます (R6 : 1 箇所)】
- 454 道路の管理・維持補修 [建設課]
- 道路橋は橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検の結果により修繕が必要と判定された橋梁において、新技術の活用も含め修繕を実施します。
- 道路は安全性の向上及び構造物の延命のため修繕を実施します。
- 【早期措置段階、緊急措置段階と判定されている橋梁を減らします (R6 : 対象橋梁数 5 橋)】  
【5 年周期ですべての道路橋の点検を実施します (R6 : 34 橋)】
- 455 踏切道の改良 [建設課]
- 踏切道改良促進法に基づき、踏切での交通事故の防止や道路交通の円滑化のため、指定踏切道の改良や安全対策を検討します。

## ■関連計画

- 裾野市都市計画道路整備プログラム (2019~2028)
- 裾野市橋梁長寿命化修繕計画 (2020~2029)
- 裾野東西地区道路整備計画 (2013~)

## ■施策の柱

# 4－6 豊かで良質な水道水の安定供給



## ■ありたい姿

### 水道施設を健全に管理し、良質な水を安定的に供給します

## ■現状と課題

- 市民に安全で良質な水道水を安定供給するために、老朽化した配水池・管路等の水道施設を計画的に更新していく必要があります。
- 無駄をなくし効率的な事業運営を進め、災害に強い水道の整備を着実に進める必要があります。
- 簡易水道については、老朽化した配水管からの漏水がみられることから、適宜配水管の更新を進め、安定した簡易水道の供給を行っていく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 水道管の布設及び管理を適正かつ合理的に行うなど、水道の基盤を強化することにより、市民に良質な水を安定的に供給することを目指します。

## ■施策

---

### 461 上水道施設の更新 [上下水道工務課]

---

安定した水道水の供給を維持するため、計画的で効率的な施設の更新に取り組みます。

【管路経年化率を減らします (R6 : 9.18%)】

### 462 水道事業経営の健全化 [上下水道経営課]

---

経営の効率化、最適化を推進し、水道料金の適正な見直しを含め、健全な事業経営を行います。

【水道事業の経費回収率(供給単価/給水原価×100)100%以上を維持します (R6 : 141.58%)】

### 463 簡易水道施設の更新 [上下水道工務課]

---

安定した簡易水道の供給を行うため、老朽化した配水管の更新に取り組みます。

【管路経年化率を減らします。R6 : 53.46%】

## ■関連計画

---

○水質検査計画 (2025~2026)

○裾野市水道事業基本計画 (2021~2035)

○裾野市上下水道耐震化計画 (2025~2029)

## ■施策の柱

# 4－7 衛生的で快適な下水道の整備・保全



## ■ありたい姿

健全な下水道事業の経営により、持続可能な施設管理を実施し、衛生的な汚水処理を安定的に行うことで、きれいな水を地球（川・海）に戻します

## ■現状と課題

- 下水道について、引き続き公共下水道事業基本計画に基づき、未整備地域を解消する必要があります。また、令和6(2024)年度末時点で管渠については、老朽化に伴う早期更新の必要性はありませんが、マンホールポンプなど機械・装置の一部は、今後更新する必要があります。
- 使用料の適正化や水洗化率の向上などを進め、安定的な使用料収入を確保するなど、健全な下水道事業の経営に努める必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 公共用水域の水質の保全のため、下水道の未整備地域の解消に努めるとともに、下水道施設の更新を進めます。
- 将来にわたり下水道事業を安定的に継続させるため、公共下水道事業経営戦略を基に効率的な事業運営を進めます。

## ■施策

---

### 471 下水道の整備と保全

[上下水道工務課]

- 公共下水道事業基本計画に基づく下水道管路整備及びストックマネジメント計画に基づき老朽化する施設の更新を行います。

【整備面積を拡大します (R6 : 412.3ha)】

【管渠施設の調査延長を拡大します (R6 : 139m)】

### 472 安定的な使用料収入の確保

[上下水道経営課]

- 定期的に公共下水道事業経営戦略の改定を行い、適正な使用料を検討します。

【下水道事業の経費回収率(使用料収入÷汚水処理費×100)を高めます (R6 : 86.12%)】

## ■関連計画

---

○裾野市公共下水道事業基本計画汚水処理施設整備構想 (2017～2026)

○裾野都市計画下水道事業・裾野市公共下水道事業計画 (2023～2027)

○裾野市公共下水道事業基本計画 (2025～2050)



時代のニーズに応えられるまち  
〈市民自治・都市経営〉

大綱  
5

## ■施策の柱

# 5 - 1 市民自治によるコミュニティ活動の促進



## ■ありたい姿

市民が主体的にまちづくりに参画し、地域の課題解決に取り組める支援をします

## ■現状と課題

- 自治会・市民活動団体・企業・学校・行政などの連携及びコミュニティ活動への支援などを行っていく必要があります。
- 市民協働によるまちづくり推進のための取組を検討するほか、行政職員の市民協働への理解を深めていく必要があります。
- コミュニティ活動の拠点であり、災害時には防災拠点となる地区コミュニティセンターの管理運営を実施するとともに、住民同士の話し合いや相談の場として積極的な利用を促進する必要があります。
- 自治会において少子高齢化や人口減少による役員などの担い手不足により防犯・防災、地域清掃など、行政と協働で行ってきた業務が自治会の負担となっています。
- 地域社会における価値観や生活様式の変化に伴い、住民のニーズが多様化する中で、自治会への参加意識が低下傾向にあり、地域コミュニティの維持・活性化に課題が生じています。

## ■施策の柱の方向性

- 市民の暮らしを巡る課題が多様化・複雑化する中、それら課題を解決するため、市民が自主的・主体的に活動するコミュニティ活動を支援するほか、市民協働によるまちづくりを目指します。
- 行政から自治会に依頼する業務の見直しを行い、負担軽減に努めます。また自治会役員などに対し、他自治会などの先進事例を学習する機会を設け、持続可能な自治会運営を支援していきます。

## ■施策

### 511 自治会等との連携推進と活動支援

[自治振興課]

- 自治会・市民活動団体・企業・学校・行政などがそれぞれ連携できるようコーディネートしていきます。また市民活動団体等の相談対応や情報提供、新たに市民活動を始める方々を対象にした講座などを実施します。
- 地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組めるよう、自治会、地域住民活動団体等と地域課題を共有するとともに、取組に向けた地域コミュニティ活動の支援を行います。  
【地域課題に取り組む団体等を増やします（R6：28団体）】  
【自治会加入率を増やします（R6：84.6%）】

### 512 コミュニティ活動の環境整備

[自治振興課]

- コミュニティ活動を行う拠点整備の支援を行います。それにより、地域課題を相談しやすい機会づくりや、地域のために活動しやすい環境を整えます。また、災害時は防災拠点にもなる地区コミュニティセンターの管理運営を行います。  
【自治会・地域活動団体等によるコミュニティセンターの利用者数を増やします（R6：17,416人）】

### 512 コミュニティ活動の環境整備

[戦略推進課]

- コミュニティ活動を行う拠点である集会所等整備を行います。

### 513 協働に対する行政職員の意識改革

[自治振興課]

- 行政職員が市民協働の手法を用い、地域で活動する団体等と連携して事業を進めていくことができるように、研修会等を実施します。

## ■関連計画

- 第2次市民協働によるまちづくり推進計画（2023～2027）

## ■施策の柱

# 5 - 2 すそのの魅力を活用したシティプロモーションの推進

## ■ありたい姿



裾野市の魅力や親しみを感じ、関わり続ける人々を、市内外に広げます

## ■現状と課題

- 市の認知度向上とイメージアップを図るため、市民と共に魅力を発掘・創出し、磨きをかけ、ブランド力を向上し、その魅力を市内外に発信する必要があります。
- 首都圏から100km圏内にある本市の利便性と魅力をPRし、新規移住者の獲得に努めるとともに、進学、就職を期に市外に転出した元市民のふるさと回帰を促進し、定住につなげる必要があります。
- 市内外への情報発信について、市公式ウェブサイトや広報紙、広報無線、SNSなど活用し、すべての人が正しい情報を必要な時に得られる環境づくりが求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 首都圏とのアクセスの良さ、富士山をはじめとする豊かな自然環境や産業等の魅力を効果的に情報発信し、本市の知名度を高め、定住人口・交流人口の増加を目指します。
- ウェブサイトですべての情報を集約し、広報紙や無線放送、SNS、プレスリリース、記者会見など多様な広報媒体を組み合わせ、ターゲットに合わせた情報発信を心掛けます。

## ■施策

### 521 シティプロモーションの強化・充実

【秘書広報課】

- SNS や情報誌など様々な媒体を通じて、市内の魅力や現在の姿を市内外に発信します。
- 市マスコットキャラクター“すそのん”などのツールを活用し、SNS やイベントを通じて市の認知度向上や市への愛着心を高め、すそのファンを増やします。
- 首都圏から約 1 時間半という立地と、自然や観光資源を活かして、映画・ドラマなどの映像作品のロケを誘致・支援し、その支援作品の活用や、映像を通じた景色や情報で市の認知度向上、イメージアップを図ります。

【ロケハン数年間 120 件以上を維持します (R6 : 124 件)】

### 522 定住・移住の促進

【秘書広報課】

- 首都圏とのアクセスの良さ、産業、自然、レジャーを備える本市らしいライフスタイルや魅力を発信し、定住・移住を促進するとともに、多くの人とつながりを築きます。

【移住者数を増やします (R6 : 4 人)】

### 523 ふるさと納税の推進

【産業・イノベーション推進課】

- 裾野産の魅力ある返礼品を全国に発信し、市の認知度向上やイメージアップ、市内経済の活性化につなげます。

【ふるさと納税寄附受入額 3 億円以上/年を維持します (R6 : 503,693 千円)】

### 524 情報発信の強化

【秘書広報課】

- 「伝わらなければ意味がない」ことを肝に銘じ、市公式ウェブサイト、SNS、広報すその、チラシなどあらゆる媒体において、市民目線に立った端的で分かりやすく、ターゲットに合わせた効果的な情報発信を心掛けます。
- 市民や関係者が必要な情報を主体的に入手できる情報発信を充実させ、利便性とアクセス性の向上を図ります。
- 対外的な市の認知度を高め、市のブランド価値を向上させるため、市の施策や魅力を効果的に発信します。

【広報紙・インターネット等による裾野市からの情報発信に関する満足度を高めます (R6 : 19.9%)】

### 524 情報発信の強化

【危機管理課】

- 東富士演習場における危害防止を図るため、演習通報の徹底を図るとともに、災害時や市政情報の情報発信を行うため、無線放送施設を整備します。

【戸別受信機のデジタル更新を維持します (R6 : 1,400 台)】

## ■施策の柱

# 5-3 デジタル技術の活用を前提とした継続的な業務改革による行政サービスの質向上



## ■ありたい姿

継続的な業務改革に取り組み、行政事務の効率化を進めることで、行政サービスの質を高め、市民から「頼りになる市役所」として信頼される組織を実現します

## ■現状と課題

- 市民サービスをより便利で質の高いものにするためデジタル技術を活用し効率化を進めています。誰もが使いやすく、安心できる行政サービスの提供を継続し、さらに充実させていくことが必要です。
- 次代に対応した業務の変革のために、継続的な業務改善と、抜本的な業務プロセスの再設計を伴う改革（BPR）に取り組む必要があります。
- 行政手続きのオンライン化など、国の施策と連動したフロントヤード改革を進める必要があります。
- マイナンバーカードは、普及から活用へとフェーズが移行し、「デジタル社会のパスポート」として、業務への活用を進め、効率的な行政運営を行っていく必要があります。
- 地域における様々な課題解決に向けて、行政の保有するデータや民間のビッグデータを活用していく必要があります。
- 市民サービスの向上と職員の事務処理の効率化のため、セキュリティ対策を講じつつ総合的な情報基盤の整備や運用を進めていく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 日本一市民目線の市役所の実現に向けて、継続的な業務改革をもとにした基盤整備とデジタルツールの活用を進め、行政サービスの質向上を図ります。
- 市民ニーズを反映し、書かないワンストップ窓口を進めます。
- 多様な手段を組み合わせ、市民の声を広く聴くことにより、市民ニーズや困りごとを把握し、魅力的な市政の運営へ絶え間なく改善していきます。

## ■施策

### 531 データ利活用の推進 [デジタル統括課]

□地域の課題解決のため、官民が保有するデータの利活用を推進します。

【オープンデータの公開件数を維持します (R6 : 201 件)】

### 532 フロントヤード改革の推進 [市民課]

□ライフイベントに伴う手続きについて書かないワンストップ化を進め、来庁者の総滞在時間の短縮を図ります。

□基礎的業務を確実かつ迅速に対応した上で、市民の市役所滞在時間短縮につなげるため、ライフイベントに応じた書かないワンストップ窓口化を進めます。

【窓口利用満足度を維持します (R6 : 72.81%)】

### 532 フロントヤード改革の推進 [デジタル統括課]

□待たない・書かない・行かない窓口、及びわかりやすい行政サービスのさらなる改善と全庁的なBPRの展開を図ります。

□業務プロセスの再構築、業務のDX推進により、効率的な行政運営を図ります。

【オンライン手続き利用率、オンライン窓口予約率を高めます (R6 : 利用率 8.2%、予約率 15%)】

### 533 情報基盤の構築・運用 [デジタル統括課]

□総合的な情報基盤を整備し、外部からのサイバー攻撃やシステム障害に備えた技術的なセキュリティ対策を強化します。

□セキュリティポリシーの定期的な見直しと職員研修の継続的な実施により、情報管理に対する職員の意識と対応力を高め、人的要因によるリスクを低減します。

□行政システム間の連携を促進するため、データ形式の統一とAPIの活用を進め、業務の効率化と市民サービスの利便性向上を図ります。

【市民に影響を及ぼす窓口・コンビニ交付・申請関連のシステム稼働率を維持します (R6 : 99.98%)】

### 534 市民意見の市政への反映 [秘書広報課]

□デジタルや紙媒体での意見の投稿など多様な手法により、市民の意見を市政に反映させていきます。

【市民意見を収集するための広聴活動を増やします (R6 : 162 件)】

### 534 市民意見の市政への反映 [戦略推進課]

□統計法に基づく各種統計調査や、市民意識調査等の市民参加・意見収集の機会を通じて得られるデータや市民の声を、単なる把握にとどめることなく、分析し、行政運営に反映する仕組みを構築します。

【市民意識調査の回答率を維持します。(R6 : 57%)】

## ■関連計画

○裾野市官民データ活用推進計画 (2026~2030)

○裾野市DX方針 (2026~2028)

○裾野市ICT部門の業務継続計画 (2017~)

## ■施策の柱

# 5 - 4 公共施設等マネジメントの推進



## ■ありたい姿

市民が安全で使いやすい公共施設を計画的に管理・運営します

## ■現状と課題

- 将来にわたって、市民が安心して利用できる公共施設等であるため、長期的な視点のもと計画的な管理・運営・集約を行う必要があります。
- 施設運営・更新等の効率化、公共サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業について、民間の資金とノウハウを活用したPPP/PFIの導入を検討する必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 公共施設を市民が安心して利用できるよう、総量、機能・サービス、維持保全及び運営の最適化を目指します。

## ■施策

---

### 541 公共施設等の計画的な管理・最適化

[公共施設経営課]

- 公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って総合的計画的な管理・運営を行います。
  - 民間のノウハウや経営資源等を活用できる指定管理者制度やコンセッション方式等の運営支援、民間提案制度等の活用を行います。
- 【今後の公共施設等整備更新見通しを毎年度、更新・公表します】

## ■関連計画

---

- 裾野市公共施設等総合管理計画（2016～2045）
- 今後の公共施設等整備更新見通し（2025～）
- 公共施設における用地のあり方に関する基本方針（2024～）
- 裾野市行財政運営方針（2025～）

## ■施策の柱

# 5 - 5 事業効果を最大化する持続可能な行財政運営の推進

## ■ありたい姿



健全かつ事業効果を最大とする財政運営と効率的な行政運営が行われており、公正な賦課徴収事務を執行します

## ■現状と課題

- 効率的・効果的な行財政経営を目指すため、不断の事業見直しや歳入確保策を検討・活用し、絶え間ない改革に取り組んでいく必要があります。
- 行財政運営基本方針を策定し、中期的な財政安定と将来投資の両立を目指す段階に移行しています。
- 効率的な行政運営に向けて、公有財産の活用や効率的な管理を行うとともに、競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用、透明性の高い事務、適切な文書管理等を行う必要があります。
- 市民に対する説明責任や市民満足度の向上のため、市民や法人が納めた税金がどのように使われているかについて、適切に情報発信することが求められています。あわせて、地域の持続的な発展に向けた投資を行いつつ財政の健全性を保つため、市債及び基金の適正な管理が求められています。
- 税制改正に対応するとともに、適正な賦課・徴収事務を行うことが求められています。
- 公金等を扱うに当たっては、適正で効率的な会計事務を執行する必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 自主財源の確保と事業効果を踏まえた予算の編成、市債と基金の適正な管理を行い、計画的な予算執行により効率的・効果的な行財政運営を目指します。

## ■施策

### 551 絶え間ない行財政改革の推進

[財政課]

- 常に事業見直しに取り組み、原則的には費用対効果の高い事業を立案するとともに、今後の財政状況を見据えた計画の組み換えや更新によって可能な限り推計精度の向上を図ります。
- 安定的な財政運営の目安とする2つの指標、財政調整基金残高 10 億円以上及び実質公債費比率 13%以下を遵守した財政運営を行います。
- 予算の編成・公表を行うとともに、15 年間の財政推計である今後の財政見通しを策定・公表します。
- 財務書類を作成、公表するとともに、財政状況の分析や改善を行います。  
【今後の財政見通しを更新します】

### 552 価値創造型行政経営の推進

[戦略推進課]

- 施策ごとに成果目標を設定し、達成度を定期的に検証することで取組の効果を客観的に明らかにします。
- 検証結果を踏まえて、次の施策や計画に活かすことで、不断の改善と創意工夫を重ねます。
- 個々の取組を単発で終わらせず、庁内各部門が共創的に連携することで、相互に補完し合い、より大きな成果を創出します。  
【事業の見直しを継続的に実施します】  
【施策・事務事業に対し、半期ごとに進捗点検・評価を実施します】

### 553 効率的な行政運営の推進

[総務課]

- 競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用を促進するとともに、適正で透明性の高い事務の執行を推進します。
- 統一的な文書管理方法を定着させ、効率的な業務遂行と適正な個人情報管理のもと、情報公開を充実させます。  
【一般競争入札件数の割合を増やします (R6 : 49.4%)】

### 553 効率的な行政運営の推進

[公共施設経営課]

- 市の財産の活用や処分など、効率的に管理します。

### 554 適正な税務の執行

[税務課]

- 調査の実施やデータの整備に基づき、正確で適正な賦課事務を行います。
- 公平・公正で適正な徴収事務を行うとともに、納税者の利便性の向上を図ります。  
【市税の収入率向上に努めます (R6 : 98.3%)】

### 555 適正な会計処理の管理

[出納課]

- 各部署における手続きを審査の上、収入と支払の事務処理を行うほか、基金の運用、決算の調製を行います。

## ■関連計画

- 裾野市行財政運営方針 (2025~)
- 今後の財政見通し (毎年度)

## ■施策の柱

# 5－6 市民に寄り添い、裾野市を愛するプロフェッショナルな職員の育成と効率的・効果的な組織体制の構築



## ■ありたい姿

職員が市民に寄り添い、専門知識を活かして市民を支援することで、市職員への信頼度を向上させます

## ■現状と課題

- 職員研修の充実と能力・実績に基づく人事管理で、職員のモチベーションと組織全体の公務能力を向上させる必要があります。
- 人材確保が一層困難になることが予想される中、質の高い人材を採用するための広報戦略や選考方法の工夫、多様な人材に対応した柔軟な採用制度の構築が求められています。
- 人口減少社会、環境問題、社会構造の変化等、様々な行政課題や市民ニーズに対応するため、柔軟かつ機能的な組織体制づくりが求められています。

## ■施策の柱の方向性

- 市民のニーズを深く理解し、迅速に対応できる職員を育成するため、変化を恐れず新しい業務に挑戦することのできる職場風土の構築を目指します。

## ■施策

---

### 561 中長期的な視点に立った人材育成の実施

[人事課]

- 採用の強化で優秀な人材の獲得を目指すとともに、職員研修、職場風土づくり、人事管理を連携させて職員の能力向上を図ります。

【採用試験受験者数を維持します（R6：85人）】

### 562 行政課題に適応した組織体制の構築

[戦略推進課]

- 行政課題の変化に柔軟に対応し、最適な機構と運営体制を維持するとともに、部課横断の共創を通じて施策実現力の向上を図るとともに、働きやすい職場の整備を推進します。

【複数部課が連携する取組・プロジェクトを円滑に推進します（R6：実施）】

## ■関連計画

---

- 裾野市人材育成基本方針（2025～2030）
- 裾野市人材育成推進計画（2025～2030）

## ■施策の柱

# 5 - 7 開かれた議会運営の支援



## ■ありたい姿

議会活動を分かりやすく市民に周知し、議会活動に興味・関心を持つ市民を増やします

## ■現状と課題

- 開かれた議会活動にするために、ホームページや広報無線、ICTの有効活用により、議会活動のPR、情報提供を行っていく必要があります。
- 議会活動をより一層充実させるため、意見交換会、議会広報の充実、政策討論会などを推進するほか、議会組織・議会運営等の検討を進め、継続して活性化させることが求められています。
- 議会における審議や意思決定、委員会の議論などについて、市民への分かりやすい情報提供を工夫していく必要があります。
- 議会映像のインターネット配信を実施するとともに、市民との意見交換会等の議員活動についても支援していく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 議会活動を開かれたものとするための前提として、議会の活性化が必須です。市民福祉の向上及び市政発展のため、議会はその役割を果たすべく、議会基本条例の理念に基づき工夫、改善を重ね活動していきます。その内容を様々な方法で市民に分かりやすく伝え、また、市民より様々な意見を聞く場を持ち、議会活動に興味・関心を持つ市民を増やし、議会活動を開かれたものとするを旨とします。

## ■施策

---

### 571 議会の活性化支援

[議会事務局]

- 明るく良好な議場環境を整備し、ICT 機器等による効率的な議会運営を支援するとともに、快活な議論の場となるよう、議員の資質の向上と議会の議事機関としての機能強化、活性化を図るため、議員の調査・研究・研修、議員間の議論や政策討論の実施への支援を行います。

【政策討論会の開催数を増やします（R6：6回）】

### 572 情報提供機能の充実

[議会事務局]

- 議会の意思決定や委員会の議論などについて、市民にわかりやすい情報提供を検討し実施します。議会映像インターネット配信等を実施します。市政について市民と情報や意見を交換する意見交換会の実施への支援を行います。

【意見交換会の開催数を増やします（R6：12回）】

## ■関連計画

---

## ■施策の柱

# 5－8 適正な監査事務の促進



## ■ありたい姿

市民、企業、団体等が不利益や損害を被らないように、独立した執行機関である監査委員が、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性を踏まえた監査を実施し、市民等にわかりやすく伝えます

## ■現状と課題

- 市から独立した執行機関として監査委員が行う監査は、公正不偏の立場から、市が執行する事務事業や経営がより適正かつ効率的に行われるよう一層充実強化していくことが求められています。
- 監査結果について、市民に向けた分かりやすい報告書、意見書等を作成し、情報発信を行っていく必要があります。

## ■施策の柱の方向性

- 市行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期し、市政の信頼性及び透明性の確保と市民への説明責任が果たされるよう、裾野市監査基準に基づく監査等を実施することにより、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保を目指します。

## ■施策

---

### 581 監査機能の充実強化

[監査委員事務局]

- 厳しい社会・経済環境の中、市民から信頼される行政運営を確保していくため、地方公共団体自らの内部のチェック機能を高めていくことが重要であり、市から独立した執行機関として、合规性、正確性に加え、3E（経済性、効率性及び有効性）の視点を踏まえた監査を実施するなど監査機能の一層の充実強化を図ります。

【全部局に対して定期監査を実施します（R6：100%）】

### 582 監査等の結果の情報発信

[監査委員事務局]

- 市民の信頼確保及び部局の業務改善に向け、分かりやすい報告書、意見書等を作成し、様々な機会を捉えた情報発信を行います。

## ■関連計画

---

- 監査計画（毎年度）

## 第4章 進行管理

本計画の着実な推進にあたっては、単なる進捗確認にとどまらず、施策や事務事業の成果を実質的に検証する進行管理を重視します。そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA マネジメントサイクルを基軸とし、設定した目標・指標（KGI・KPI）に基づく定量的な点検・評価と改善を継続的に行います。

特に、後期基本計画では、中長期的な成果指標（大綱別の目標＝KGI）と、短期的な進捗指標（施策レベルの成果や活動量＝KPI）を明確に整理しました。

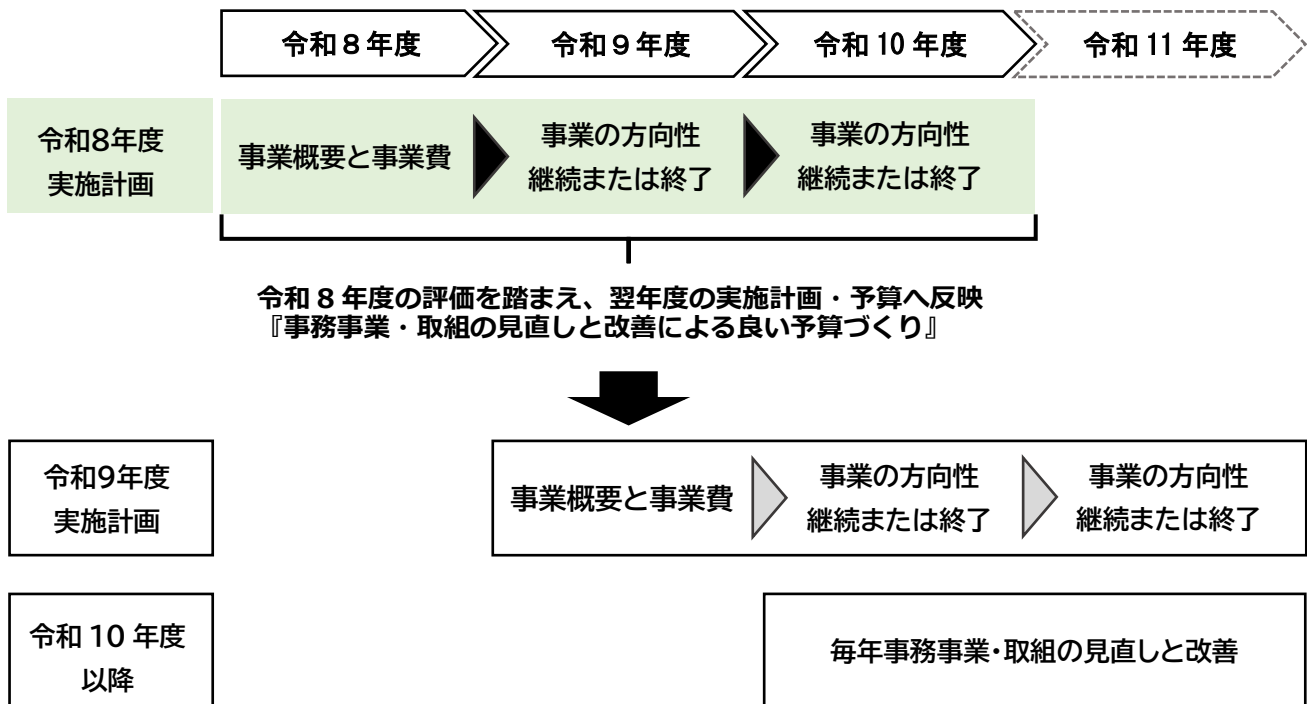
これにより、各施策がどの程度成果を上げているか、また各取組が効果的に実施されているかを定量的に可視化します。

こうした仕組みを活かし、半期ごとに庁内で進行状況を点検・評価し、課題や改善方策を共有するとともに、毎年度、外部有識者等で構成する評価委員会において執行状況の点検・評価を実施します。

内部点検・評価と外部評価の双方を通じて、施策の実効性を高め、取組改善や資源配分の最適化につなげます。

また、得られた評価結果は、計画の見直しや次期総合計画の策定に反映するとともに、市民の意見や社会動向を踏まえ、よりよい行政運営の実現を図ります。

### 実施計画のローリング方式による進行管理



## 第4部 計画の推進

## 第1章 計画の推進にあたって

人口減少や少子高齢化、公共施設・インフラの老朽化といった構造的課題に加え、雇用や暮らし方、制度や価値観の変化など、市民生活を取り巻く環境は複雑かつ急速に変化しています。

こうした中で行政運営を進めていくには、将来を一方向に想定するのではなく、多様な社会経済情勢の変化を先取りし、柔軟かつ的確に対応することが求められています。

そこで、後期基本計画では、持続可能な行財政運営を前提とし、限られた行政資源を最大限に活用しながら、基本構想に示された理念の実現を図っていきます。そのためには、行政の組織全体が自治体経営の視点を持ち、部局の枠を越えて課題や資源を共有し、庁内共創を通じて戦略的な取組を推進することが不可欠です。

本計画では、こうした考えのもと、行政運営における基本的な考え方を明示し、計画的かつ柔軟に取組を進めていくための指針とします。

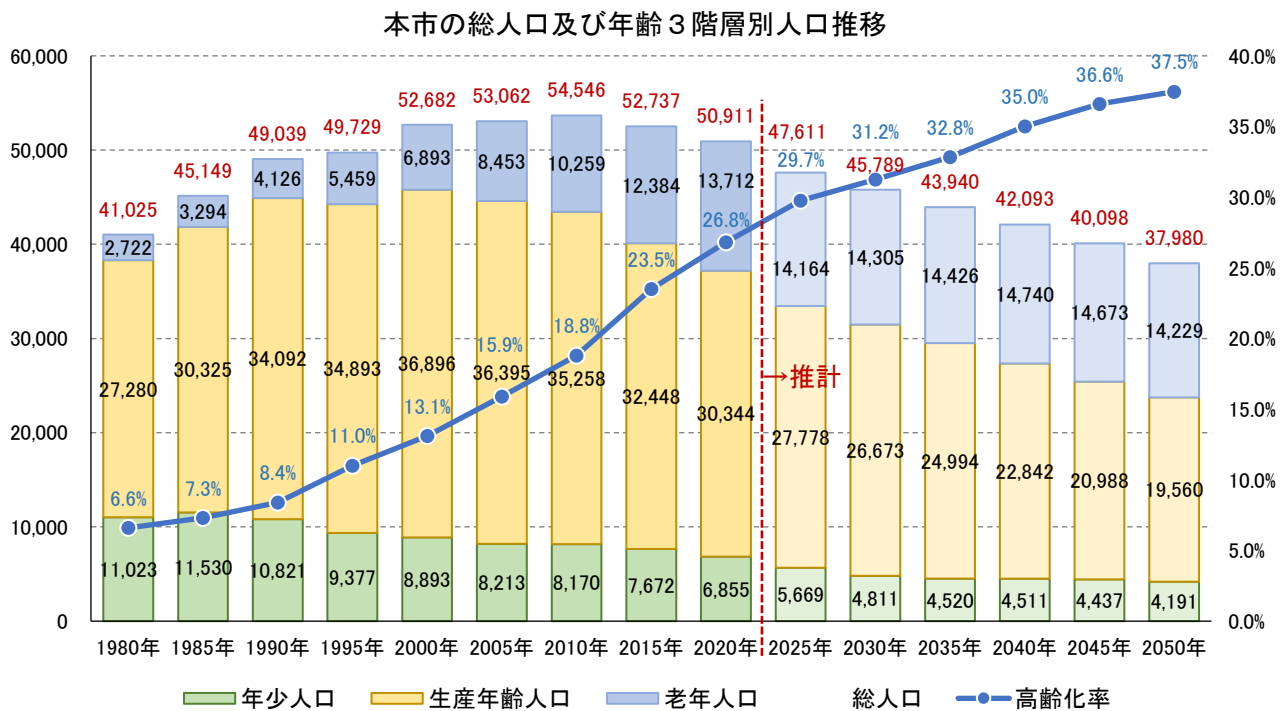
## 第2章 本市の状況

### 1. 人口の推移

#### 1) 本市の将来人口見通し

本市の総人口は、2010年(平成22年)まで増加傾向にありましたが、2015年(平成27年)以降は減少に転じ、2020年(令和2年)には50,911人となっています。年齢階級別を見ると、年少人口(15歳未満)および生産年齢人口(15歳～64歳人口)はいずれも減少傾向である一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移しています。

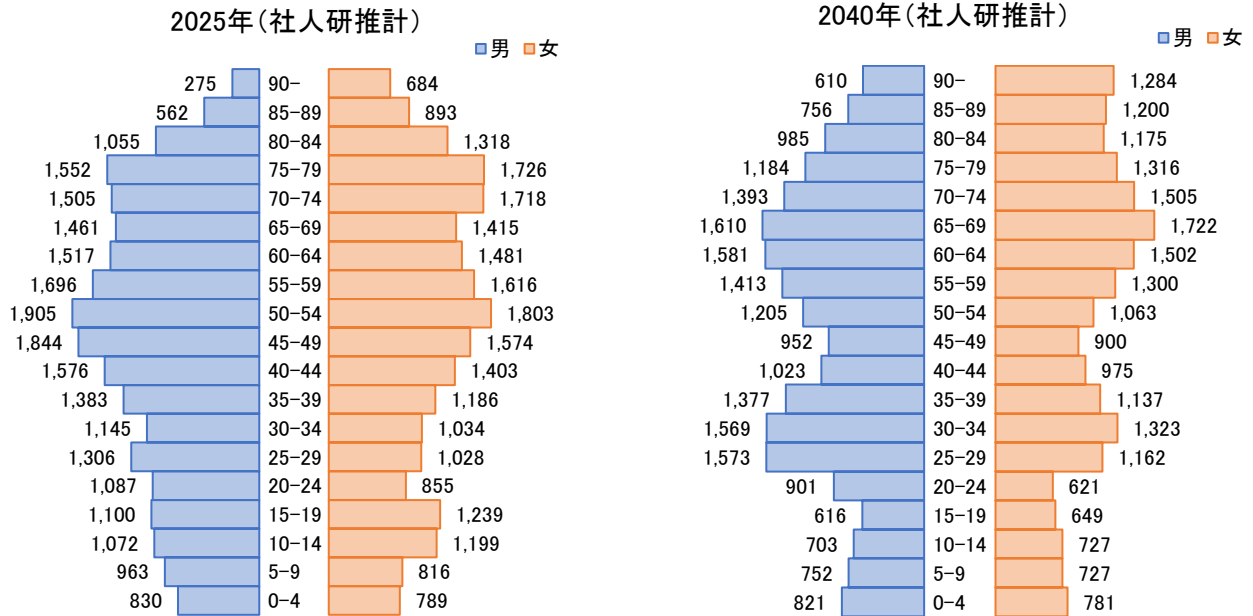
2025年(令和7年)以降の推計では、総人口はさらに減少し、高齢者数および高齢化率は上昇を続け、2050年(令和32年)には、総人口が37,980人、高齢化率が37.5%に達する見込みです。特に団塊の世代(1947～1949年生まれ)が後期高齢者層に移行することにより、地域社会の担い手不足、労働力不足、社会保障負担の増加など、様々な課題の顕在化が予想されます。



出典：1980年～2020年は国勢調査、  
2025年～2045年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）』

## 2) 人口ピラミッド (推計)

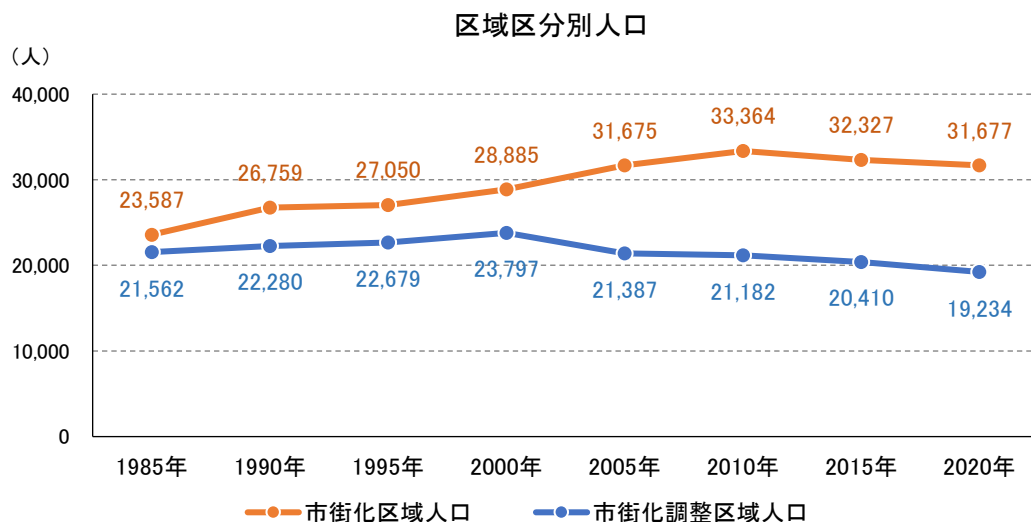
本市の5歳階級別人口の推計をみると、2040年(令和22年)には、男女ともに24歳以下の人口減少が顕著です。



出典：人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和6年6月版)をもとに作成

## 3) 区域区分ごとの人口推移

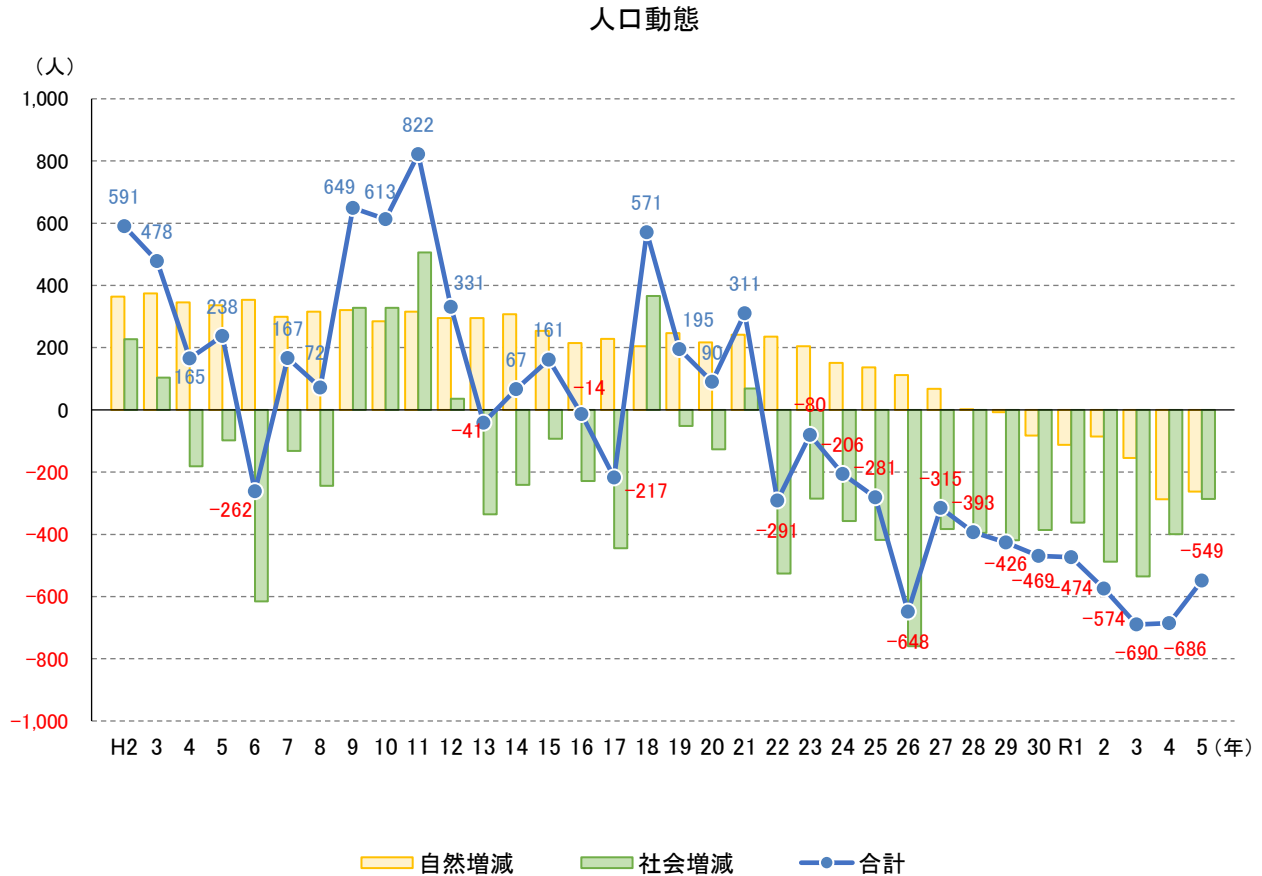
市街化区域では、2010年(平成22年)まで増加傾向を維持していましたが、2015年(平成27年)からは減少に転じています。また市域全域における市街化調整区域内の人口は約40%であり、増加傾向であった2000年(平成12年)からは、19%程度減少しています。



出典：国勢調査

#### 4) 自然動態と社会動態

本市の人口動態は、1990年（平成2年）以降、2023年（令和5年）まで自然動態の減少傾向が継続するなかで、2010年（平成22年）以降に社会動態の減少が加わり、減少傾向が加速化しています。

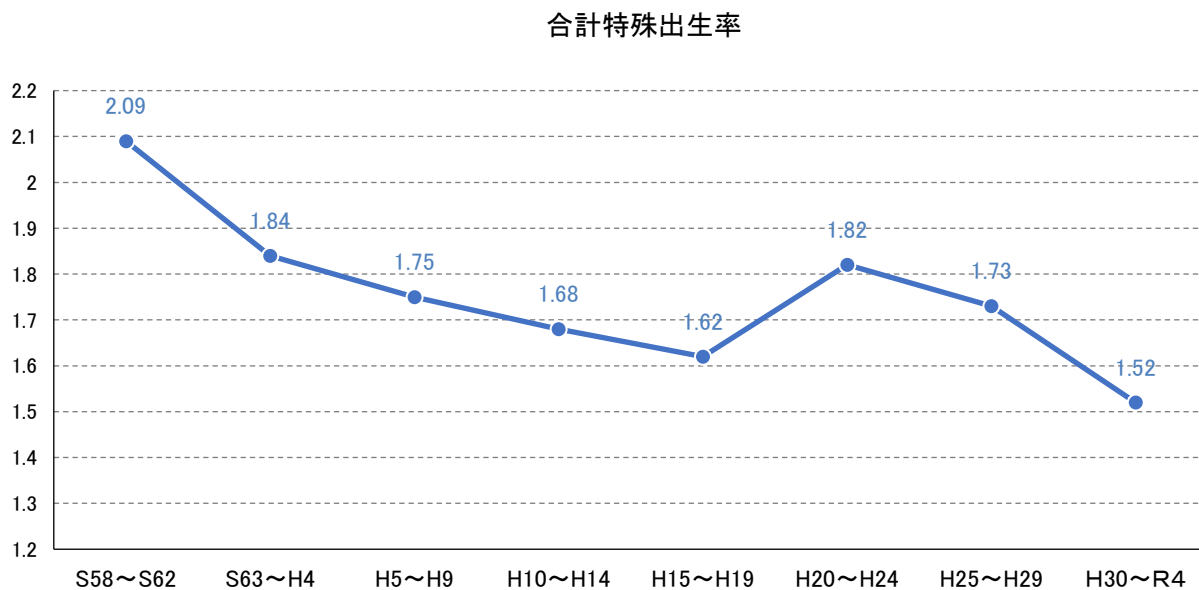


出典：市民課

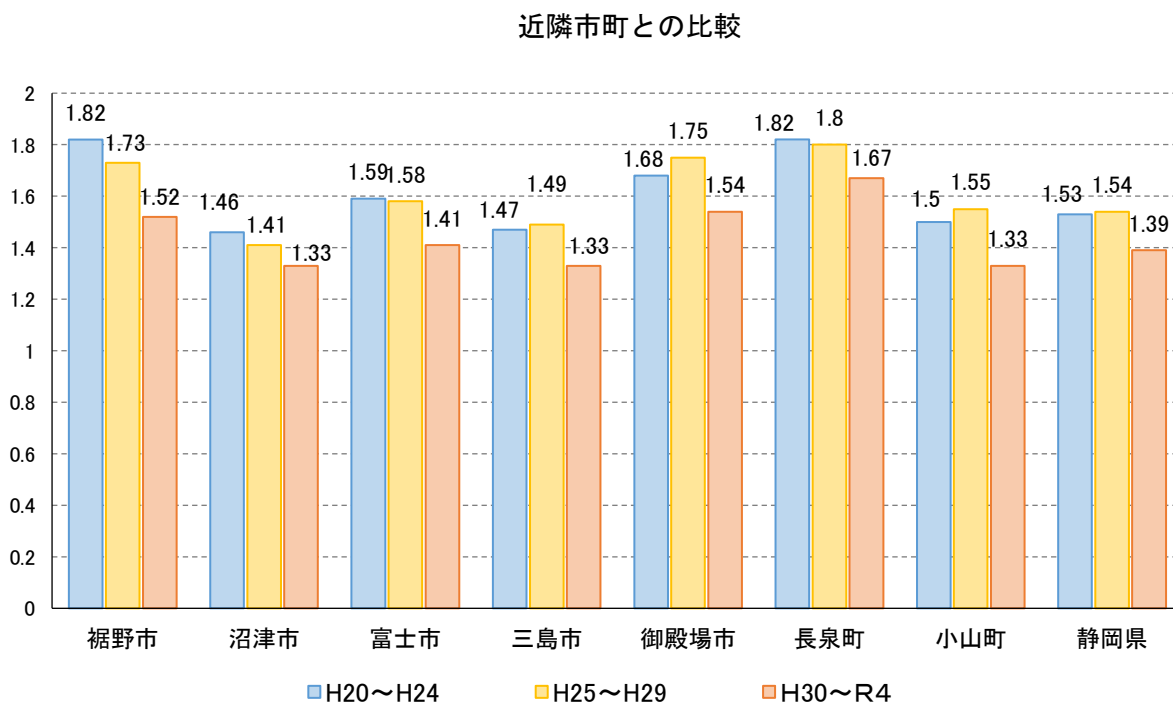
## 5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、2003年（平成15年）から2008年（平成20年）までに増加を示しましたが、2008年（平成20年）以降には再び減少し、2022年（令和4年）には1.52となっています。

2008年（平成20年）以降の合計特殊出生率を他自治体と比較すると、静岡県平均よりも高い傾向が続いているほか、近隣の市町との比較では長泉町、御殿場市に次いで高い値となっており、県東部地域のなかでは合計特殊出生率の高い地域に属しています。



出典：人口動態保健所・市区町村統計



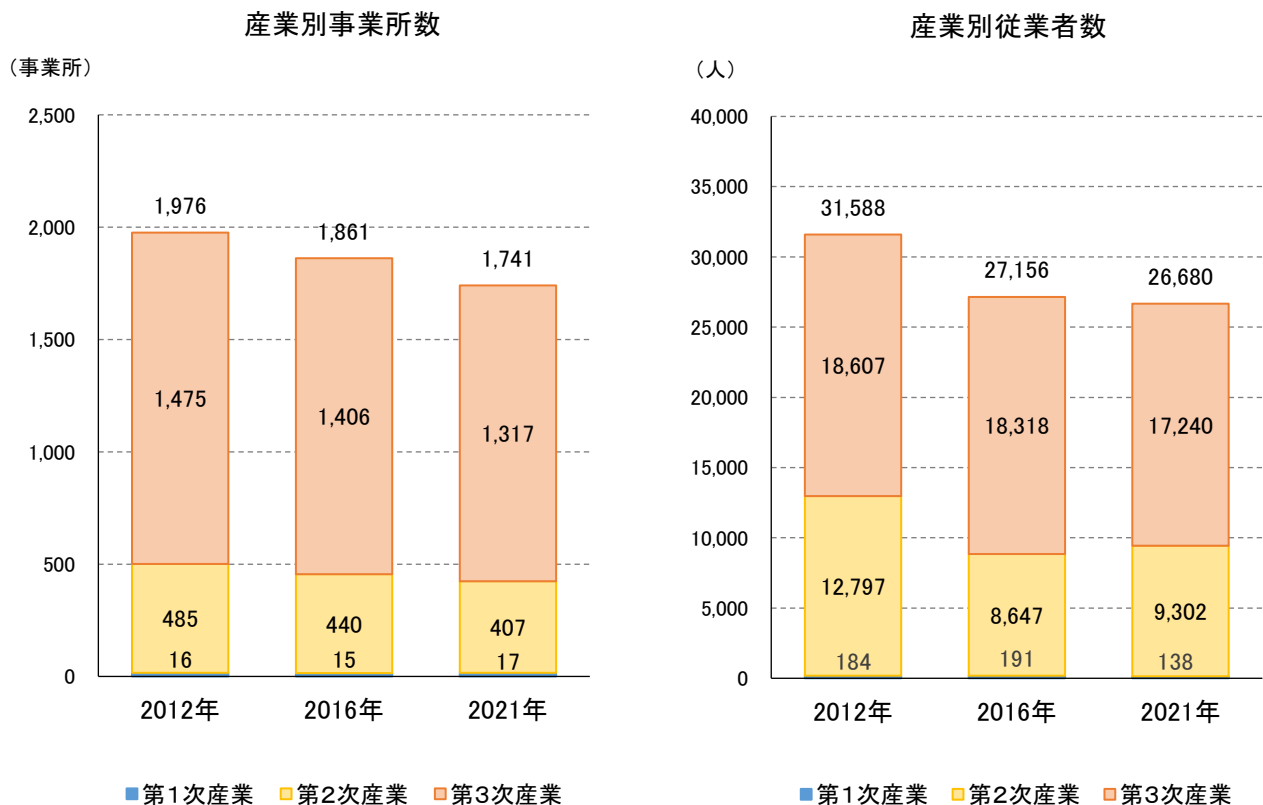
出典：人口動態保健所・市区町村統計

## 2. 産業構造

### 1) 産業別事業所数・産業別従業者数

本市の事業所数は減少傾向であり、特に、第2次産業と第3次産業は継続して減少しています。事業所数は、2012年(平成24年)の1,976から235事業所が減少し、2021年(令和4年)には1,741となりました。減少の多い産業は、建設業(△43)、製造業(△34)、卸売業・小売業(△81)、宿泊業・飲食サービス業(△54)となっています。一方、同じ期間に医療・福祉分野の事業所数は、唯一顕著に増加しており112から146へと34事業所が増えました。

また、従業者においても事業所数と同様に減少しています。従業者数は2012年の31,588人から2021年は26,680人へと4,908人が減少しました。産業分類別にみると、教育・学習支援業(△36%)、製造業(△28%)、農業・林業(△25%)、宿泊業・飲食サービス業(△24%)の減少率が高い状況となっています。一方、同じ期間に複合サービス事業(114%)、医療・福祉業(21%)は顕著に増加しており、医療・福祉業については事業所数、従業員数ともに今後も伸びていくと考えられます。



出典：経済センサス - 活動調査

産業別事業所数

大分類	2012	2016	2021	2021 -2012	主な 変化	(2021- 2012) /2012
A_農業, 林業	15	14	16	1		7%
B_漁業	1	1	1	0		0%
C_鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0		-
D_建設業	262	234	219	▲ 43	減少	▲ 16%
E_製造業	222	206	188	▲ 34	減少	▲ 15%
F_電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	▲ 1		▲ 100%
G_情報通信業	13	18	15	2		15%
H_運輸業, 郵便業	59	57	61	2		3%
I_卸売業, 小売業	396	357	315	▲ 81	減少	▲ 20%
J_金融業, 保険業	21	22	18	▲ 3		▲ 14%
K_不動産業, 物品賃貸業	178	144	149	▲ 29		▲ 16%
L_学術研究, 専門・技術サービス業	73	74	77	4		5%
M_宿泊業, 飲食サービス業	232	208	178	▲ 54	減少	▲ 23%
N_生活関連サービス業, 娯楽業	179	180	159	▲ 20		▲ 11%
O_教育, 学習支援業	79	77	65	▲ 14		▲ 17%
P_医療, 福祉	112	135	146	34	増加	30%
Q_複合サービス事業	8	11	11	3		37%
R_サービス業 (他に分類されないもの)	125	123	123	▲ 2		▲ 1%
合計	1,976	1,861	1,741	▲ 235		▲ 12%

出典：経済センサス - 活動調査

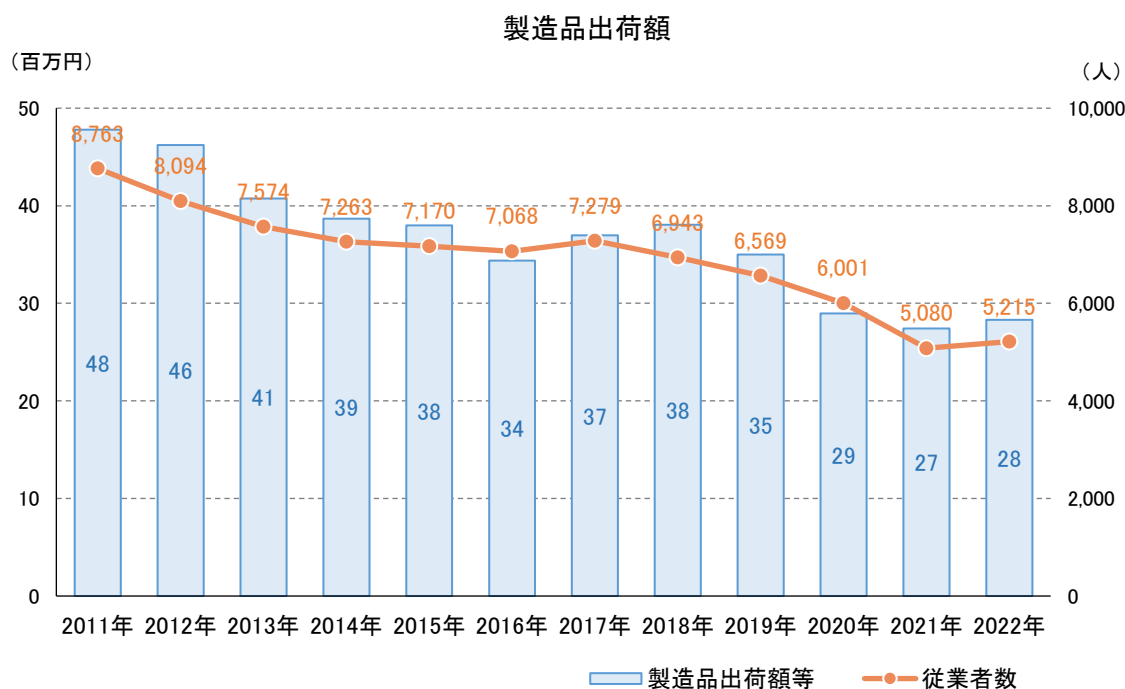
産業別従業員数

大分類	2012	2016	2021	2021 -2012	主な 変化	(2021- 2012) /2012
A_農業, 林業	176	186	132	▲ 44	減少	▲ 25%
B_漁業	8	5	6	▲ 2		▲ 25%
C_鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0		-
D_建設業	1,454	1,289	1,170	▲ 284		▲ 20%
E_製造業	11,337	7,358	8,132	▲ 3,205	減少	▲ 28%
F_電気・ガス・熱供給・水道業	6	0	0	▲ 6		▲ 100%
G_情報通信業	72	140	76	4		6%
H_運輸業, 郵便業	1,548	1,546	1,777	229		15%
I_卸売業, 小売業	4,495	4,042	3,689	▲ 806		▲ 18%
J_金融業, 保険業	278	295	241	▲ 37		▲ 13%
K_不動産業, 物品賃貸業	454	383	381	▲ 73		▲ 16%
L_学術研究, 専門・技術サービス業	4,793	5,009	4,516	▲ 277		▲ 6%
M_宿泊業, 飲食サービス業	1,797	1,627	1,372	▲ 425	減少	▲ 24%
N_生活関連サービス業, 娯楽業	1,315	1,291	1,106	▲ 209		▲ 16%
O_教育, 学習支援業	779	621	501	▲ 278	減少	▲ 36%
P_医療, 福祉	1,539	1,616	1,855	316	増加	21%
Q_複合サービス事業	77	171	165	88	増加	114%
R_サービス業 (他に分類されないもの)	1,460	1,577	1,561	101		7%
合計	31,588	27,156	26,680	▲ 4,908		16%

出典：経済センサス - 活動調査

## 2) 製造品出荷額

2011年(平成23年)以降の本市の製造品出荷額及び従業者数は、全体として減少傾向が続いています。その結果、2022年(令和4年)の製造品出荷額は2011年の58%、従業者数は2011年の60%となっており、産業は縮小傾向といえます。近年は、2017年(平成29年)以降の4年間も減少していましたが、最も新しい統計である2022年(令和4年)では出荷額、従業者数がともにプラスに転じました。これは、全国的な動向と同様にコロナ禍からの回復と推察できます。



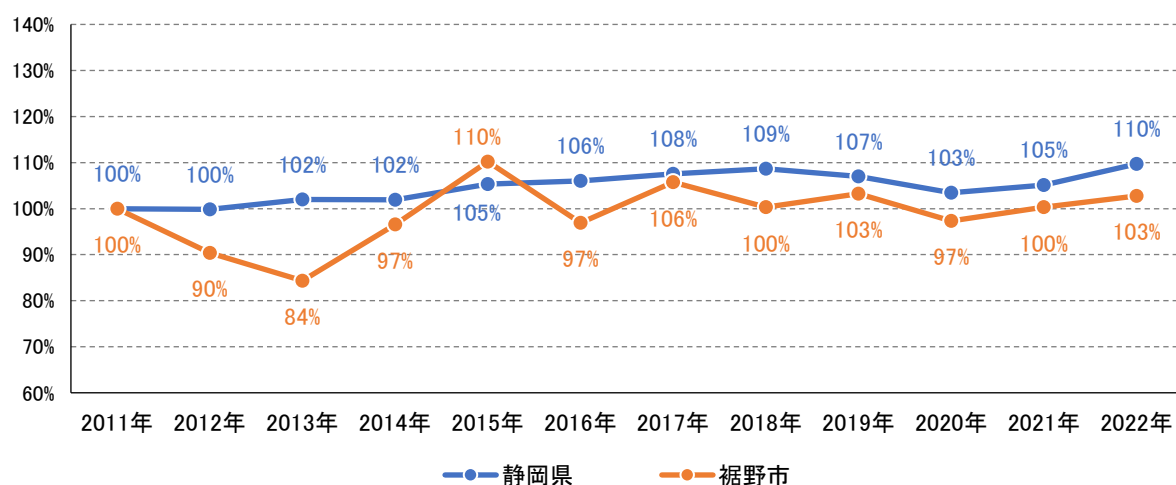
出典：工業センサス 活動調査 (2012・2016・2021年は経済センサス 活動調査)

### 3) 地域経済

本市の経済活動別総生産は、統計が始まった2011年(平成23年)から100%前後を示す値となっており、静岡県全体と比較して、成長の度合いはやや低い状況となっています。この期間の生産額の総額は、人口規模の影響もあることから2011～2022年の間、継続して35自治体中17位でした。生産性の総額の伸びや全体の規模は、県内でほぼ平均的な水準となっています。

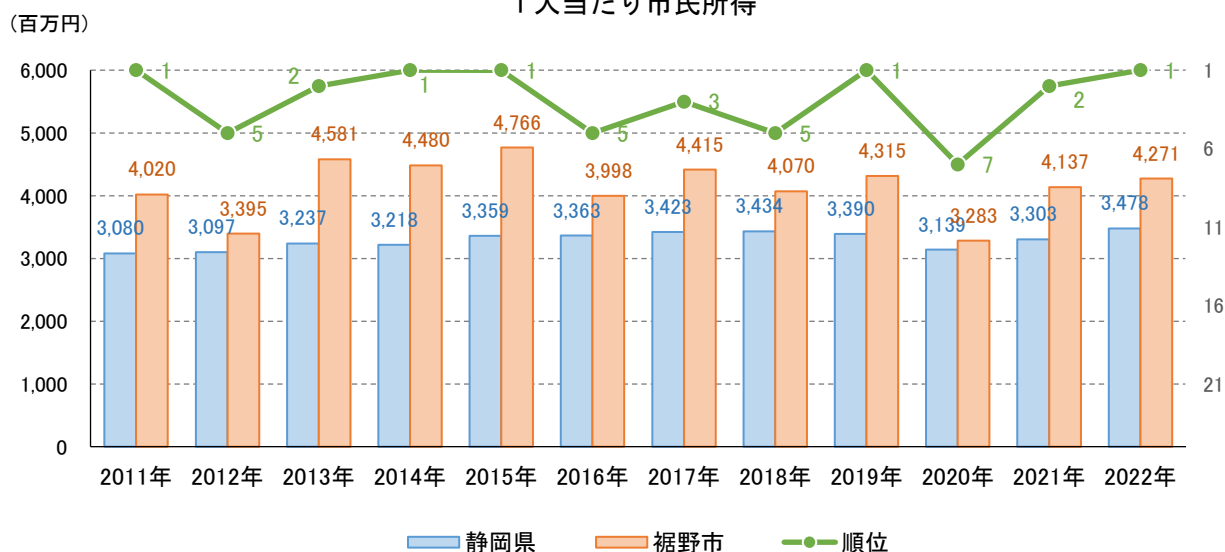
一方、1人当たり市民所得は、県内でも上位(1～7位)を継続しており、最新値(2022年)においても県内で最も高い所得水準(第1位)となっています。しかし、2023年(令和5年)以降、相互関税による生産性の変化などから、総生産や所得への影響が懸念されます。

経済活動別総生産



出典：しずおかけんの地域経済計算 令和2年度版

1人当たり市民所得

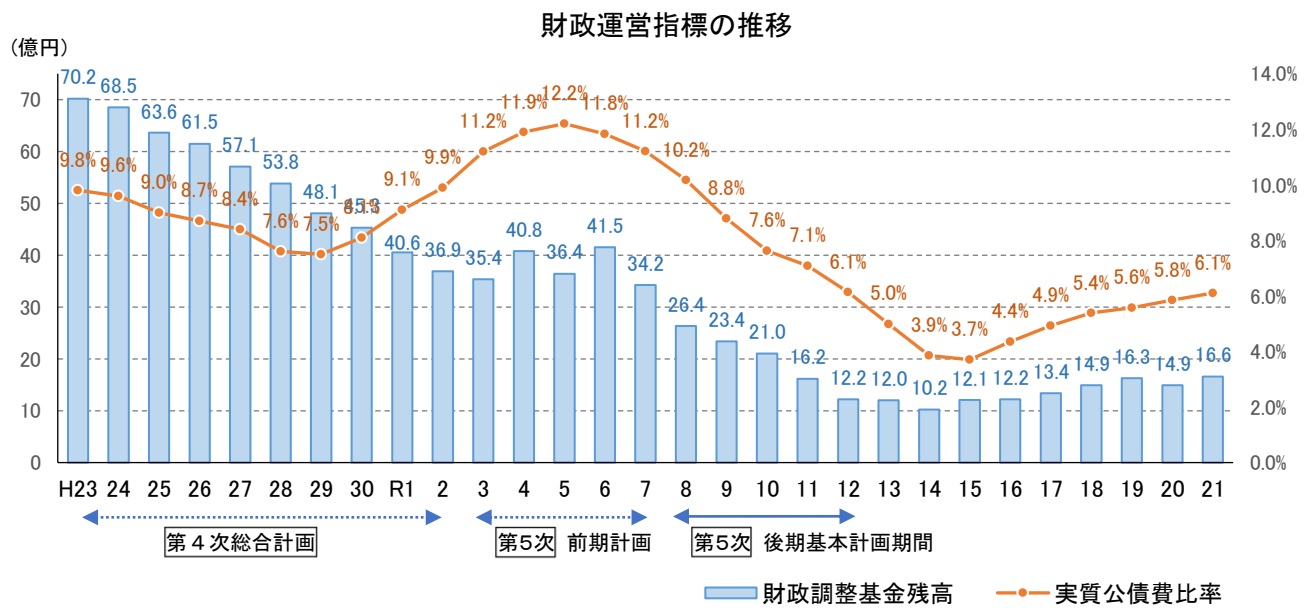


出典：しずおかけんの地域経済計算 令和4年度版

### 3. 財政状況

本市の財政状況は、2008年度(平成20年度)のリーマン・ショックや、2014年度(平成26年度)及び令和元年度の法人市民税の税制改正などの影響により、歳入が大幅に落ち込みました。この減収に伴い、地方債の発行により財源を確保したこと等が影響し、財政調整基金を取り崩しながらの財政運営をしてきました。

2024年度(令和6年度)には、中長期的な観点での財政構造の健全化を目指すこととして策定しました今後の財政見通し(令和7年度当初予算版)において、2032年度(令和14年度)以降には財政運営指標が改善へと向かう見通しとなっています。



#### 財政状況全体の推計結果 (一般財源相当額)

別紙 (財政状況全体の推計結果 (一般財源相当額)) (単位: 億円 (実質公債費比率のみ%) )

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
歳入	合計	139.4	131.5	144.2	133.3	136.2	136.5	137.4	137.3	136.4	136.7	137.8	137.5	137.4	137.5	137.7	138.3	138.6	139.3
	標準財政規模	117.6	120.8	123.8	124.0	125.0	125.3	126.1	126.1	125.2	125.5	125.6	126.3	126.2	126.3	126.5	127.0	127.4	128.1
	その他	21.7	10.7	20.3	9.3	11.3	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	12.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2
歳出	合計	137.9	141.7	143.6	143.6	147.1	142.5	142.7	145.2	143.4	139.8	142.6	138.6	140.3	139.4	139.2	139.9	143.0	140.7
	人件費	34.1	36.9	38.9	38.7	38.5	38.4	38.4	38.2	37.9	37.4	37.3	37.3	37.3	37.3	37.3	37.3	37.3	37.2
	扶助費	11.3	12.2	12.2	12.8	13.3	13.7	14.9	15.3	15.8	16.2	16.7	17.2	17.7	18.3	18.8	19.4	20.0	20.6
	補助費等	18.1	16.4	17.0	16.2	17.8	16.0	15.9	16.1	16.1	18.3	20.1	16.2	16.1	16.8	16.2	16.2	16.1	16.1
	公債費	23.7	23.8	23.1	23.1	21.2	19.7	19.0	18.6	14.9	13.5	13.6	14.1	14.7	14.2	14.0	14.3	14.3	14.5
	繰出金	11.4	12.9	13.0	13.1	13.7	14.0	14.3	14.6	14.9	15.1	15.4	15.6	15.8	16.1	16.3	16.6	16.8	16.8
	物件費	25.2	26.9	27.7	28.9	29.9	27.9	28.4	28.2	28.0	28.4	29.9	29.7	29.8	28.3	28.1	28.5	29.9	28.1
	維持補修費	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	投資及び出資金	5.7	4.9	4.6	4.5	4.3	4.3	4.1	4.0	3.7	3.6	3.3	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	2.4	2.4
	普通建設事業費	6.9	6.4	6.0	5.2	7.1	7.2	6.6	9.1	11.0	5.6	5.1	4.3	4.8	4.5	4.8	4.2	5.3	4.0
財政調整基金	年度末残高	40.8	36.4	41.5	34.2	26.4	23.4	21.0	16.2	12.2	12.0	10.2	12.1	12.2	13.4	14.9	16.3	14.9	16.6
	増減額	1.5	△ 10.3	0.5	△ 10.3	△ 10.8	△ 6.0	△ 5.3	△ 7.9	△ 7.0	△ 3.2	△ 4.8	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 4.4	△ 1.3
	決算による積立金	3.9	5.9	4.6	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
特定目的基金	年度末残高																		
	FM基金	5.7	5.7	5.7	5.7	4.7	4.7	4.6	4.1	1.2	0.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	学校基金	4.1	4.2	3.9	3.8	3.2	2.0	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	都市基金	6.5	5.6	4.6	3.6	2.8	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
市債発行額		9.9	6.6	13.7	17.5	30.0	29.5	22.9	28.3	31.9	6.9	7.5	18.1	10.0	5.6	2.6	4.0	12.8	1.5
実質公債費比率		11.9%	12.2%	11.8%	11.2%	10.2%	8.8%	7.6%	7.1%	6.1%	5.0%	3.9%	3.7%	4.4%	4.9%	5.4%	5.6%	5.8%	6.1%

(※端数調整のため合計が一致しない場合があります。)

出典：今後の財政見通し (令和7年度当初予算版)

## 第3章 市政運営の使命

### 『日本一市民目線の市役所』

市政運営の使命は、市民一人ひとりの声に真摯に耳を傾け、市民生活に本当に必要な支援やサービスを届け、市民のための施策に挑戦し続けることです。市民福祉の向上のため、市役所の本質的な役割を、全庁一丸となって実行していきます。業務の目的を見失わず、制度や慣習にとらわれず、常に「市民の暮らしに真に役立つか、貢献するか」を判断基準とする行政運営を推進します。

#### ○ 使命実現のための5つの行動指針（綱領）

##### ① 本質的な課題の特定

市民目線の行政サービスを実現するために、表面的な対応にとどまらず、窓口や地域など様々な場面で直接寄せられる市民の声を丁寧に受け止め、その背景にある根本原因や構造的な問題、つまり「本質的な課題」を見極めます。これにより、より効果的で持続可能な課題解決を図り、市民に真に寄り添った行政運営を実現します。

##### ② より良い解決策の探求

特定した課題に対しては、慣習的・形式的な対応に留まらず、常に最適な手段や方法を模索し続ける姿勢を重視します。本市では、多様な意見やデータを活用し、市民ニーズに応えるための創意工夫を行い、市民目線で「より効率的・効果的な方法がないか」を問い続け、質の高い行政サービスの提供に努めます。

##### ③ 小さく始めて、継続的に改善

計画や大規模な施策を一度に実施するのではなく、まずは小さな試みを現場で始め、そこで得られた成果や課題、失敗を踏まえて段階的に改善を重ねていきます。この取組によって、本市は迅速かつ柔軟に市民の声に応え、現場の実態に即したサービスの質を継続的に向上させていきます。

##### ④ 新しい挑戦の応援

市役所全体で革新と創造を促進し、市民や職員が積極的に新たな挑戦に取り組める環境を整えています。変化の激しい時代において、既存の枠組みにとらわれず新しいアイデアを試みることが市の持続的発展には不可欠です。職員ひとりひとりが挑戦できる、失敗を恐れず創造的な取組に挑戦できる組織風土を醸成します。

##### ⑤ コスト意識の徹底

限られた財源を最大限に活用しながら、市民サービスの質を維持・向上させるため、費用対効果を意識した効率的な行政運営を推進していきます。単に成果を求めるだけでなく、その成果を生み出すためのコストや資源の使い方にも厳しく目を向け、市民の大切な税金をどう活かすかに責任感と説明責任を持った人材育成と組織づくりを推進します。

## ○ 行財政運営基本方針

「日本一市民目線の市役所」を実現し、財政健全化と将来投資の両立を図るため、下記の 10 項目の行財政運営に関する項目を遵守した行財政運営を推進します。

### ① 安定的な財政運営の目安となる指標（財政運営指標）及び基準の設定

「財政調整基金残高 10 億円以上」及び「実質公債費比率 13%以下」を基準として設定し、当該基準を遵守しながら財政運営を行います。

### ② 中長期的な財政状況の可視化

可能な限り精緻化した 15 年間の財政推計「今後の財政見通し」を策定し、毎年更新することで、財政運営指標が基準を満たすことを担保します。

### ③ 中長期的な公共施設及びインフラ施設の整備更新予定の可視化

「今後の財政見通し」の精緻化を図るため、15 年間の公共施設及びインフラ施設の整備更新予定を示した「今後の公共施設等整備更新見通し」を策定します。また、5 年に 1 度公共施設等総合管理計画を見直します。

### ④ 歳入増等による一般財源の確保

事業立案にあたっては、補助金や交付税措置の活用やふるさと納税制度の活用等のあらゆる歳入確保策による歳入増を図り、できる限り一般財源を確保します。また、地域経済の活性化による将来的な税収効果の視点も考慮します。

### ⑤ 事業効果の定期的な見直し

安易な前例踏襲に陥ることなく、すべての事業は「最小の経費で最大の効果を挙げる」観点で不断の見直しを行い、事業費の圧縮及び事業効果の最大化を図ります。

### ⑥ 人材育成及び組織開発への注力

市民への貢献のため、人こそが最大の経営資源であるという認識を忘れず、「裾野市人材育成基本方針」に基づき人材育成及び組織開発に注力します。

### ⑦ 新しい技術の積極的な導入による行政サービスの質向上

デジタルツールなどの新しい技術を積極的に導入することで、行政サービスの大幅な質向上を目指します。

### ⑧ 定量的な分析に基づく継続的な業務改善

アンケート調査などを活用し、定量的な分析を基に、継続的に市民目線での業務改善を図ります。

### ⑨ 市民目線での情報発信

「伝わらなければ意味がない」ことを念頭に置き、市民目線に立った分かりやすい情報発信を心掛けます。

### ⑩ 官民の適切な役割分担

持続可能な市政運営を図りつつ、地域の活力をより一層引き出すためにも、「市民協働」と「官民連携」をより一層推進します。

## 第4章 都市運営の基本的な考え方

### ○ 都市づくりの基本理念

豊かな自然環境をはじめ、文化、産業、観光資源、地域ごとの個性等、裾野の魅力を最大限に発揮させ、安全で安心して暮らすことができる利便性と快適性を備えた生活空間を創造します。

### ○ 分野横断による施策展開

限られた財源のもとで効果的に施策を展開していくためには、単に個別事業を積み上げるだけでなく、相互に関連させてより大きな成果を生み出す「分野横断的な視点」が不可欠です。特に都市基盤の整備にあたっては、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、市域全体で相乗効果を高めていく視点が求められます。

本市では、財政非常事態宣言の解除後も、引き続き公共施設マネジメントによる施設総量の抑制をはじめ、行政経営の視点に立った重点化・効率化の取組を推進しています。こうした中、各部門が横断的に連携し、個別の事業単体ではなく、都市構造や土地利用の将来像と整合させながら、取組全体の必要性和効果を高めていくことが求められています。

### ○ 土地利用の方針

本市の目指す「まちの将来像」を実現するためには、市域全体の土地利用のバランスと時間軸を意識した計画的かつ効果的な土地利用の推進が求められます。

本市のさらなる発展と新たな未来に向けたまちづくりに向けて、次の基本的な考え方に基づいて適正な土地利用を推進していきます。

- ① 豊かで魅力ある自然環境の保全と適切な活用
- ② 多様なライフスタイルに対応した暮らしやすい市街地の形成
- ③ 国土強靱化に向けた安全で安心な生活空間の形成
- ④ 次世代産業の発展と地域特性を活かした交流空間の形成と機能強化への活用
- ⑤ 市民の主体的な参画による土地利用提案の促進

## 參考資料

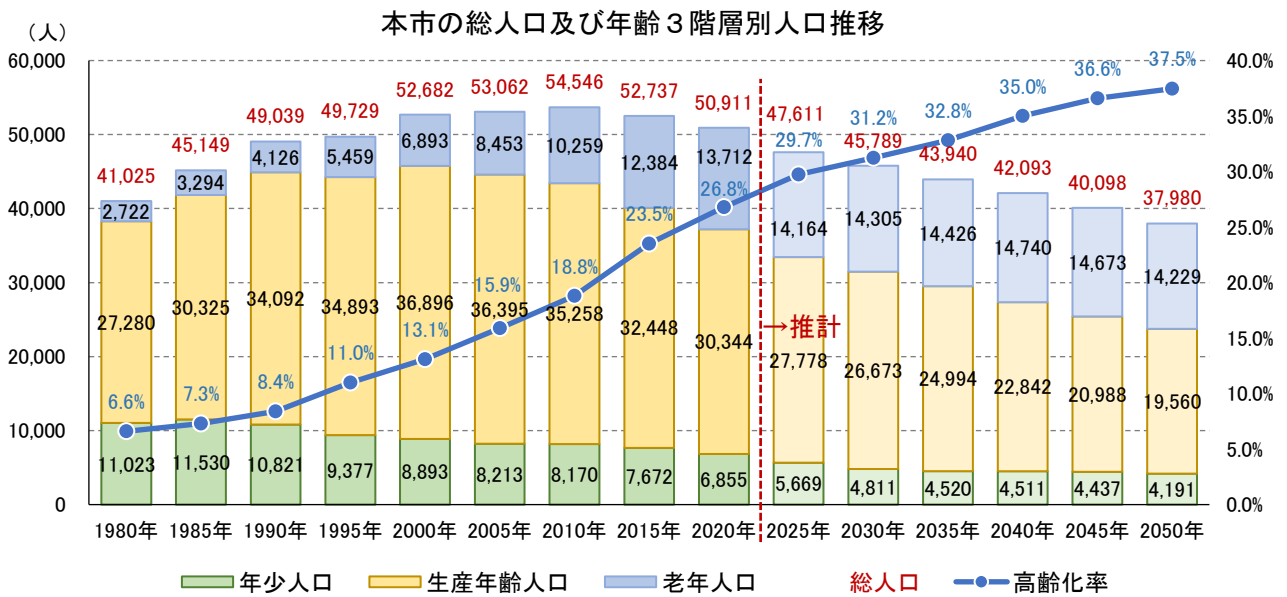
# 資料1 裾野市人口ビジョン（2025年度版）

## 1. 人口の将来展望

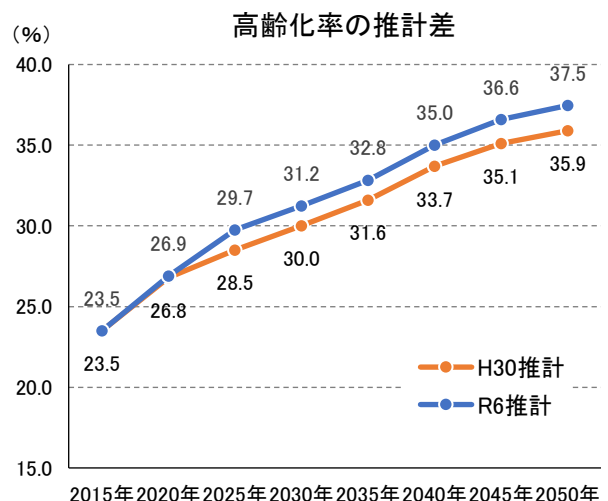
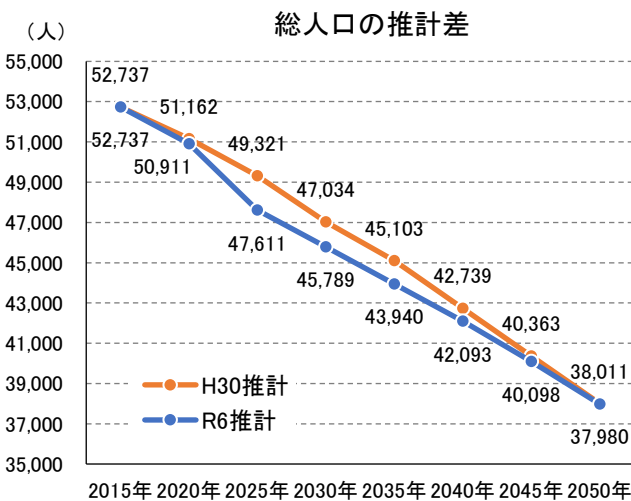
### ①総人口及び年齢3階層別人口

○平成30年に想定した2020年の総人口は51,162人であったが、実数は50,911人であり251人（-0.48%）少なかった。

○また、平成30年に推計している高齢化率は2020年で26.8%であったが、実際は26.9%と想定を上回り、想定値を上回るその傾向は今後も続いていくと想定される。



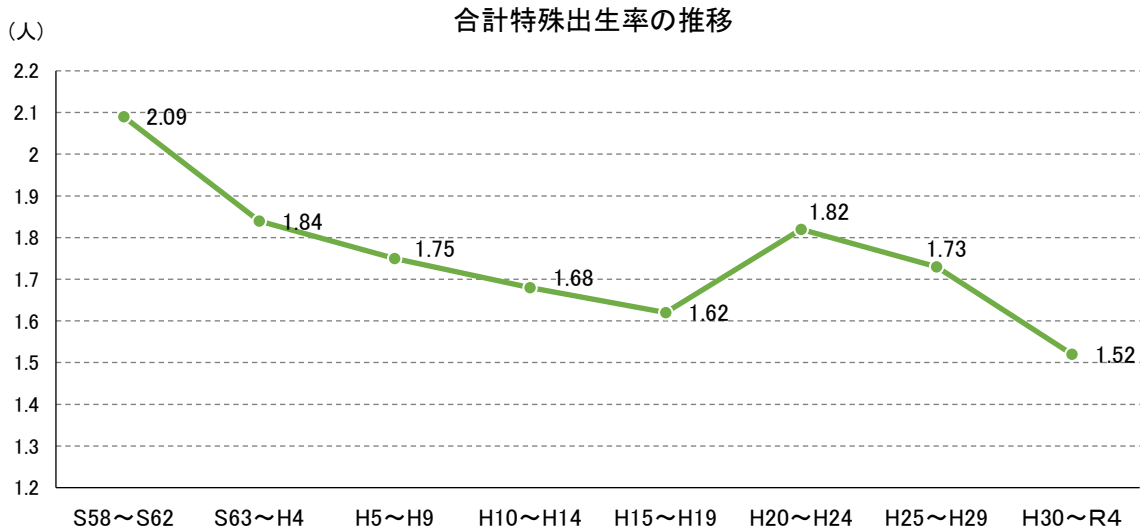
出典：1980年～2020年は国勢調査、  
2025年～2045年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）』



出典：H30推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』、  
R6推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）』

### ②合計特殊出生率

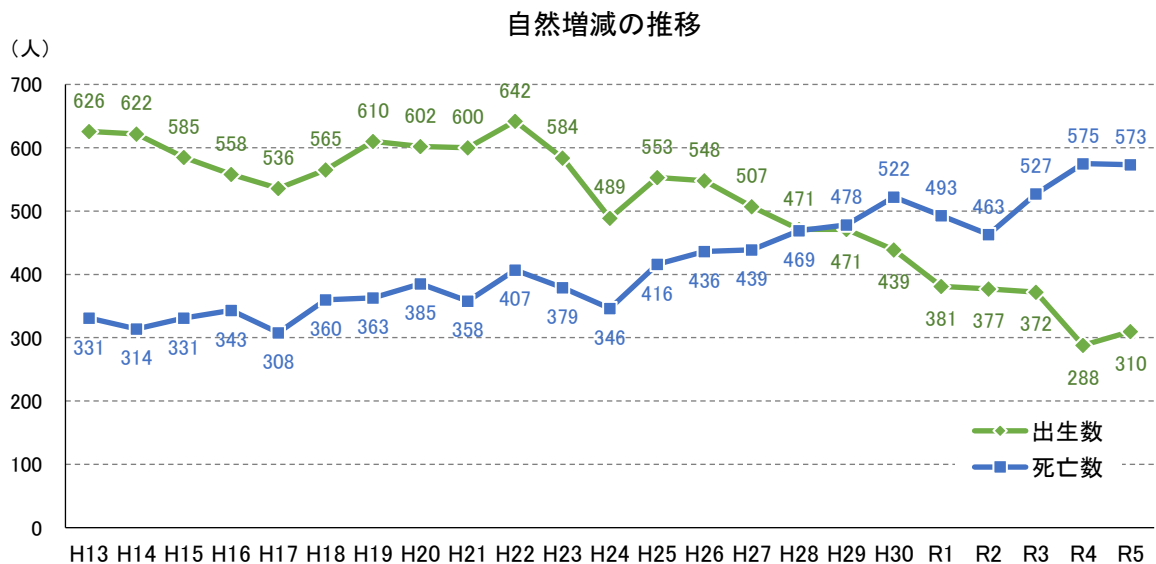
○近年（H30～R4）合計特殊出生率は、前回（H25～H29）の1.73から1.52へ減少した。



出典：住民基本台帳

### ③自然増減

○H29以降、死亡数は出生数を上回っている。2023年（令和5年）死亡数は573人、出生数は310人で、出生数は死亡数よりも263人少ない。

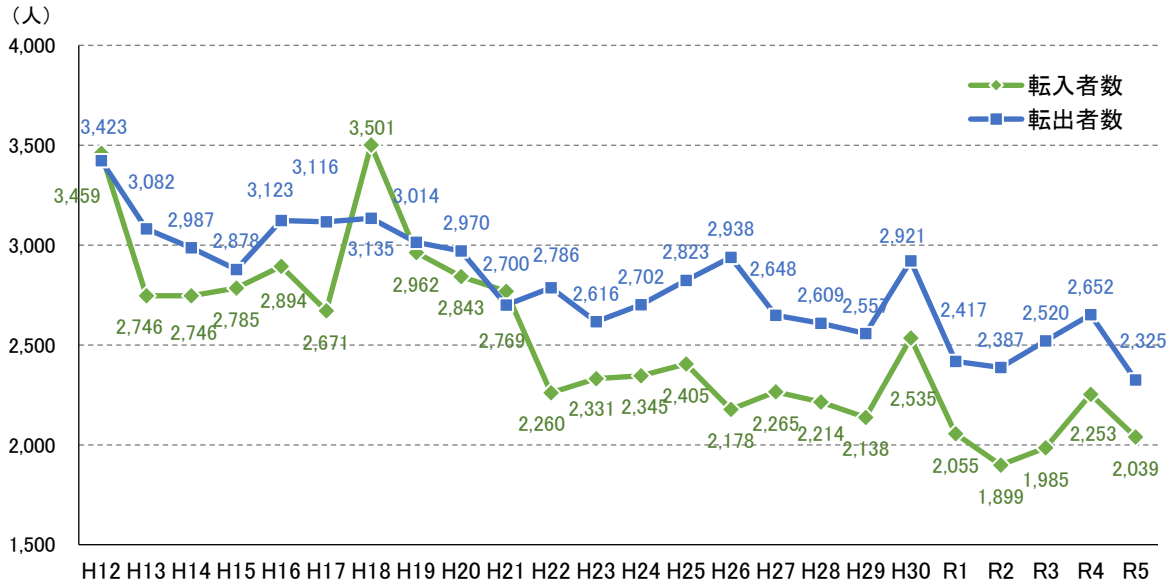


出典：住民基本台帳

#### ④社会増減

○H22以降、転出者数（2,786人）は転入者数（2,260人）を上回り、2023年（令和5年）では286人の転出超過となっている。

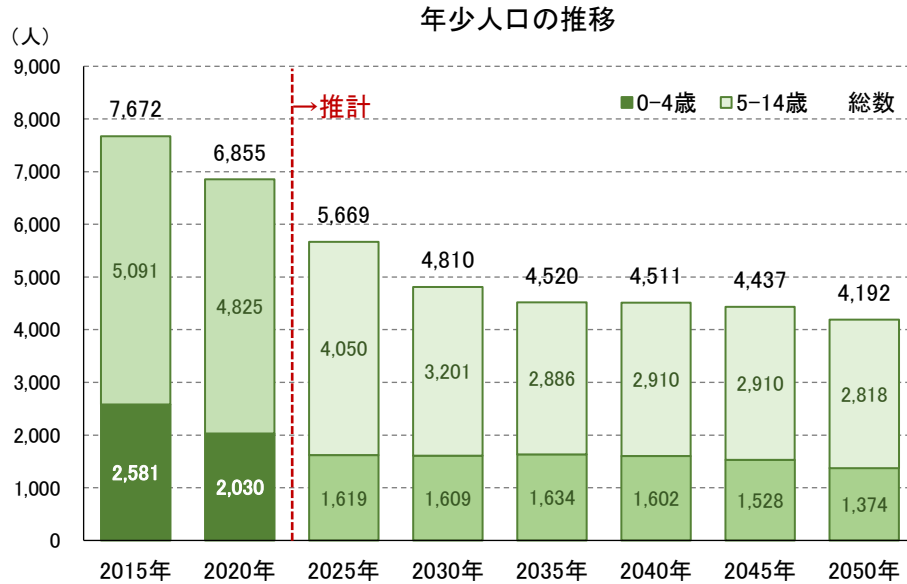
社会増減の推移



出典：住民基本台帳

### ⑤年少人口

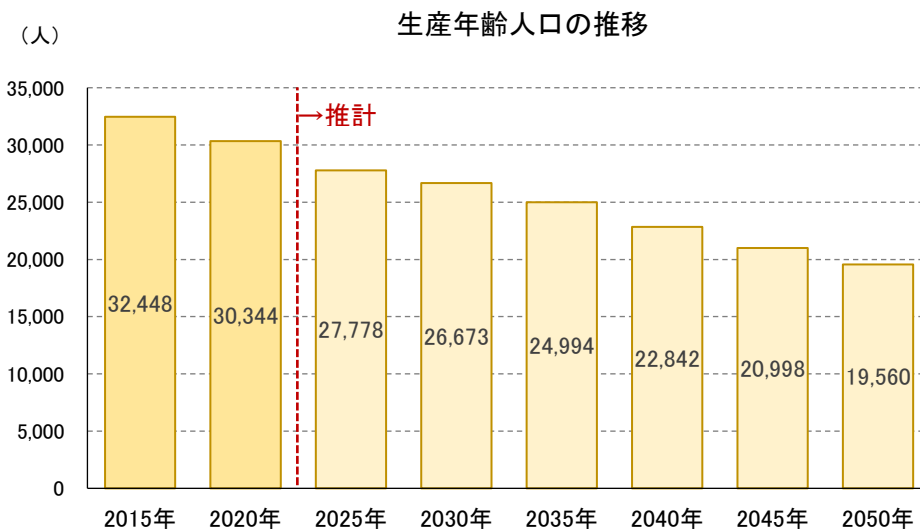
- 2020年（令和2年）の年少人口は、2015年（平成27年）よりも817人が減少している。なかでも0-4歳の減少が551人であり、5-14歳の266人の減少を上回っている。
- 年少人口はさらに減少し、2030年（令和12年）には6,855人、2050年（令和32年）には4,192人と推計されている。



出典：2015年～2020年は国勢調査、  
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

### ⑥生産年齢人口

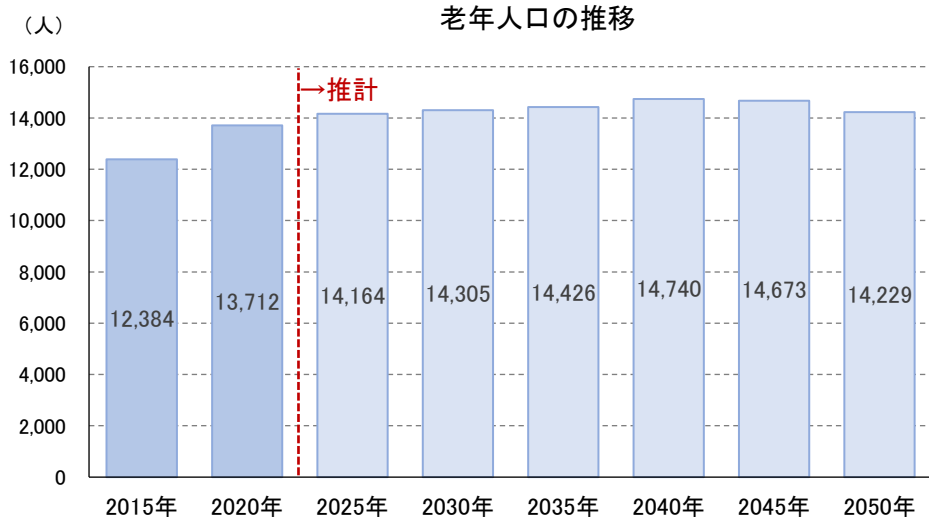
- 2020年（令和2年）の生産年齢人口は、2015年（平成27年）よりも2,104人が減少している。
- 生産年齢人口はさらに減少し、2030年（令和12年）には26,673人、2050年（令和32年）には19,560人と推計されている。



出典：2015年～2020年は国勢調査、  
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

### ⑦老年人口

- 2020年（令和2年）の老年人口は、2015年（平成27年）よりも1,328人が増加している。
- 老年人口は、2030年（令和12年）、2040年（令和22年）の14,740人まで増加し、その後は減少に転じて、2050年（令和32年）には14,229人と推計されている。

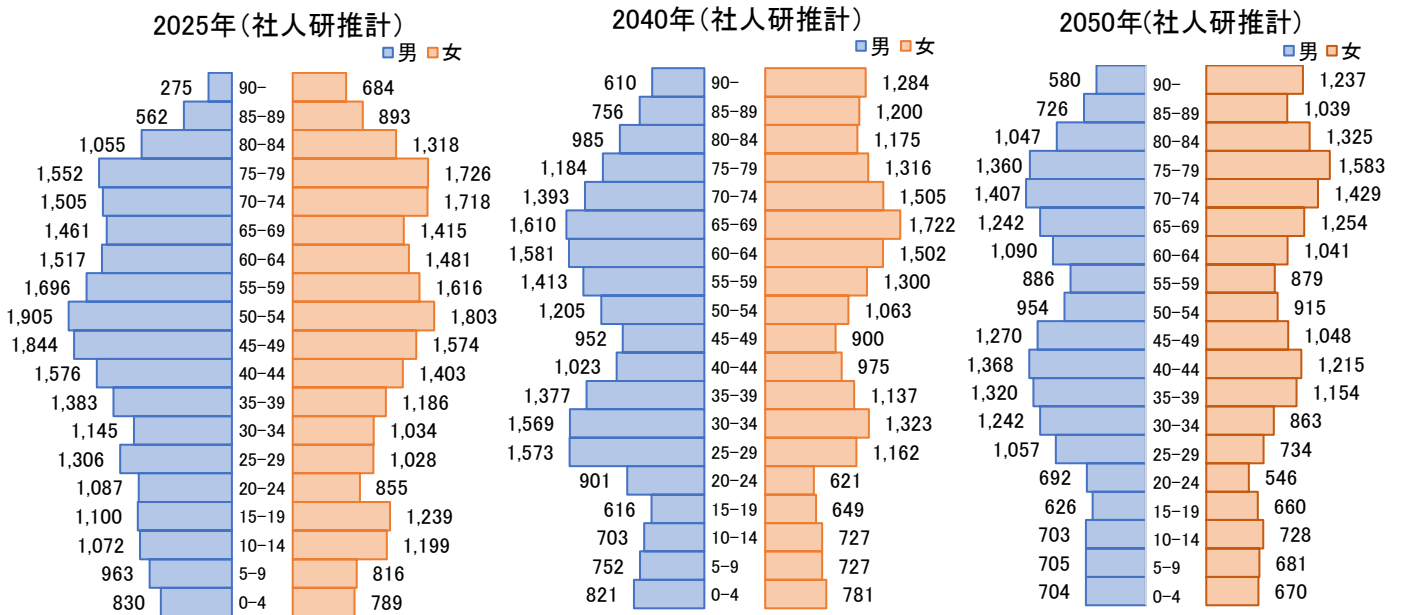


出典：2015年～2020年は国勢調査、  
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

### ⑧人口ピラミッド

- 本市の5歳階級別人口の推計を見ると、2030年（令和12年）と比較して、2050年（令和32年）の人口構成は、男女ともに20歳以下の人口の減少が顕著である。

人口ピラミッド（推計）

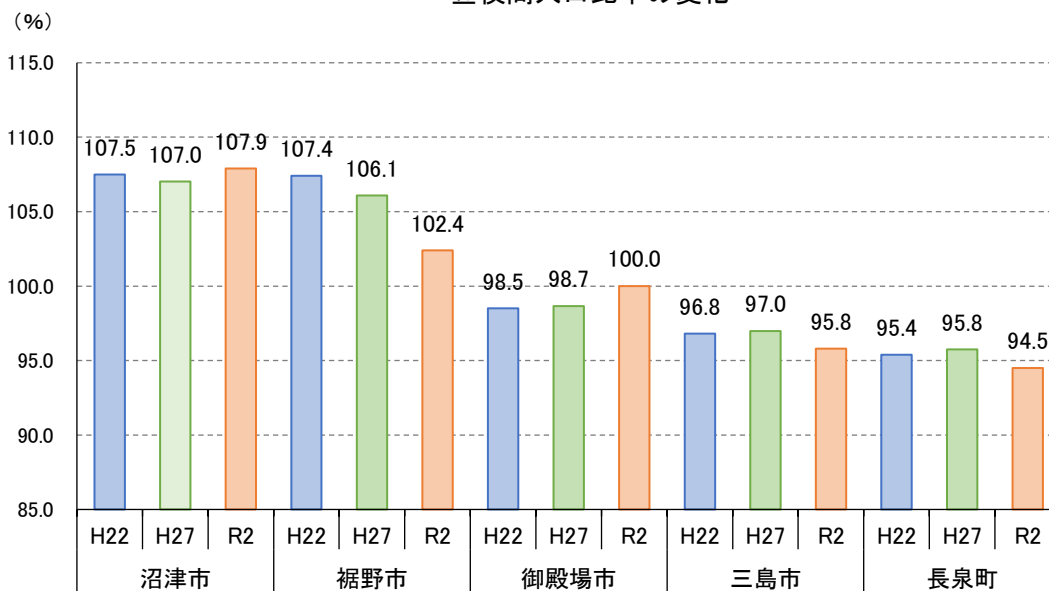


出典：人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

### ⑨昼夜間人口比率

○昼間人口比率の変化については、これまでの本市の比率は100を超えているが、その値は減少が続いており、減少幅は近隣と比較しても大きい状況となっている。

昼夜間人口比率の変化

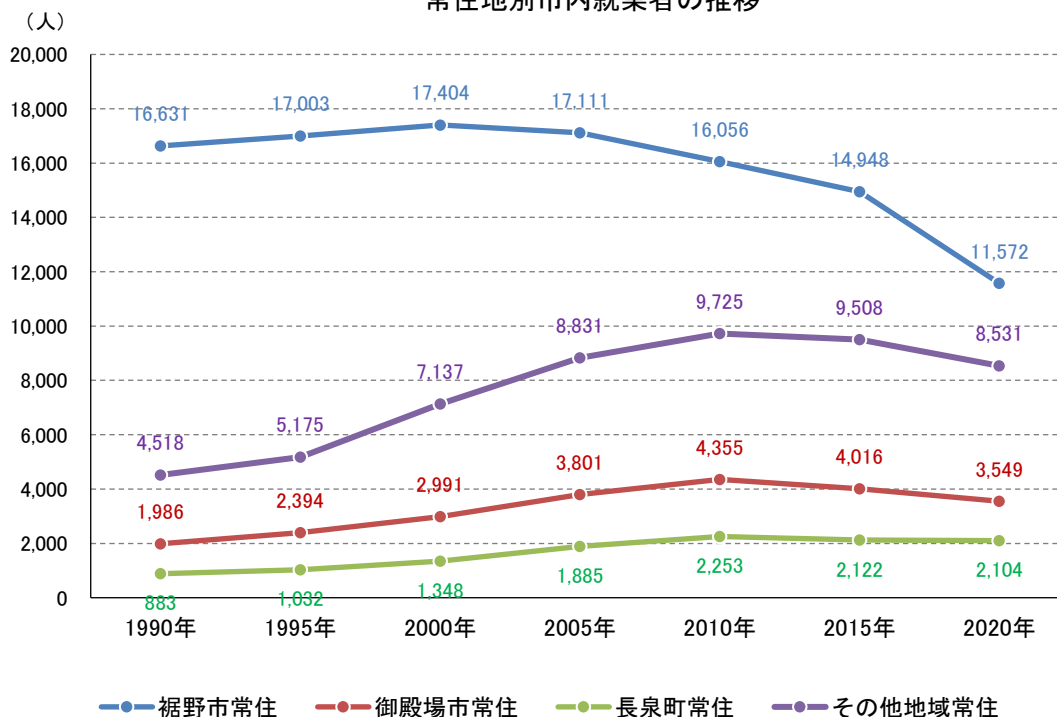


出典：国勢調査

### ⑩常駐地別市内就業者

○常駐地別市内就業者については、近隣から通勤する就業者の減少と裾野市内から市内に通勤する就業者の減少が大きい状況となっている。

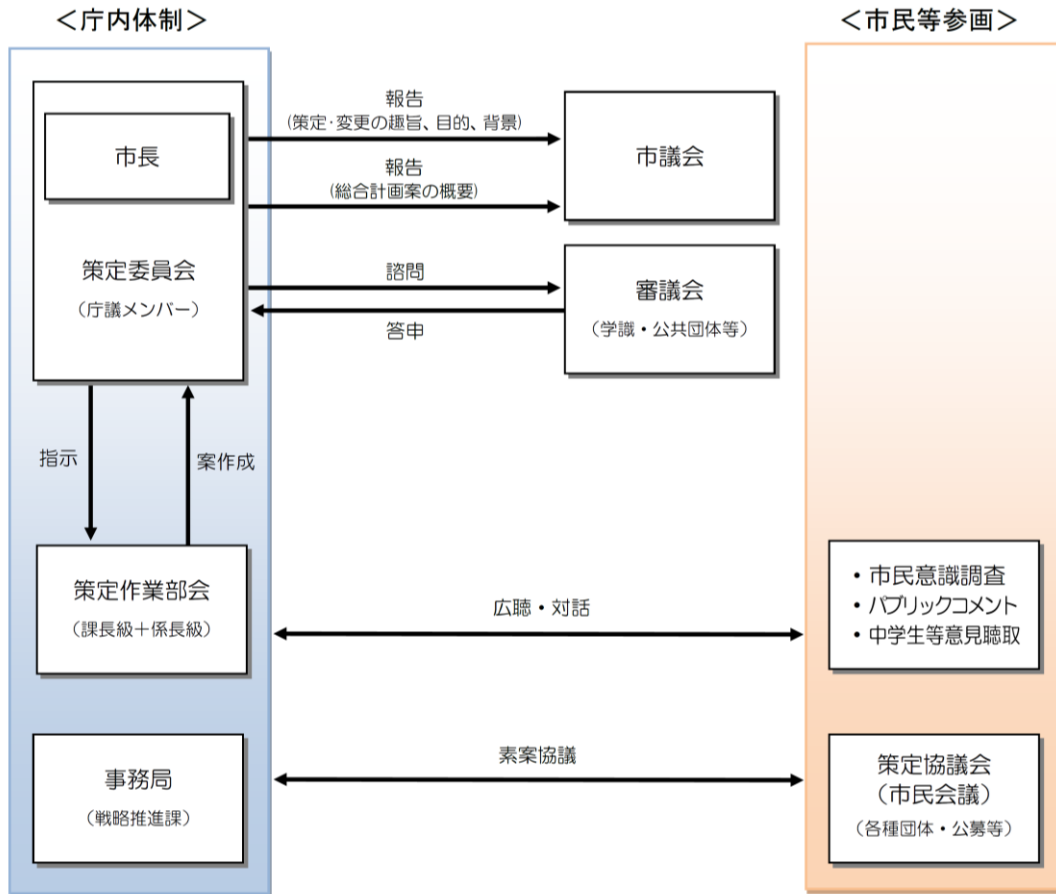
常住地別市内就業者の推移



出典：国勢調査

## 資料2 策定体制と策定経過

### 1. 策定体制



## 2. 策定経過

### ■策定スケジュール

日時	会議名等	主な議題
<b>令和6（2024）年</b>		
6月10日（月）	出前講座	・「裾野市の現状と課題これからのまちづくり」について須山中学校3年生に授業を実施
8月8日（木）	第1回策定委員会	・策定体制、今後のスケジュール説明
8月22日（木）	第1回策定作業部会	・第5次裾野市総合計画前期基本計画の評価依頼
9月6日（金）	出前講座	・「裾野市の現状と課題これからのまちづくり」について深良中学校3年生に授業を実施
9月13日（金）	作業部会作業まとめ①	・前期基本計画の評価に対する作業とりまとめ
11月8日（金）	第2回策定委員会	・第5次総合計画前期基本計画の評価
11月11日（月）	第1回策定協議会（市民会議）	・委嘱状交付、会長選出、策定体制、市の現状及び社会経済動向説明、市の将来像についてワークショップを実施
11月26日（火）	第1回評価委員会	・委嘱状交付、委員長選出、前期基本計画の内部評価説明
12月13日（金）	第2回策定協議会（市民会議）	・まちの将来像の実現のために必要なことについてワークショップを実施
<b>令和7（2025）年</b>		
1月23日（木） ～2月12日（水）	市民意識調査	・18歳以上の市民1,200人を対象に実施
1月30日（木）	第3回策定協議会（市民会議）	・後期基本計画において重要（大切）な取組についてワークショップを実施
2月4日（火）	第2回評価委員会	・前期基本計画の評価説明・協議
3月6日（木）	第4回策定協議会（市民会議）	・「後期基本計画策定に向けたまちづくりの提案」を発表
3月18日（火）	第1回総合計画審議会	・委嘱状交付、会長選出、諮問ほか、策定体制、今後のスケジュール説明
5月1日（木）	第3回策定委員会	・策定方針、施策体系の協議
5月13日（火） ～6月4日（水）	まちづくりのためのアンケート調査	・静岡県立裾野高等学校と不二聖心女子学院高等学校の生徒を対象に実施
5月30日（金）	作業部会作業まとめ②	・施策の柱と施策に対する作業のとりまとめ
6月13日（金） ～6月24日（火）	各課ヒアリング	・各施策のヒアリングを実施
7月1日（火）	第4回策定委員会	・後期基本計画骨子案の協議
7月3日（木）	議員協議会	・策定方針、骨子案、スケジュール説明
7月15日（火）	策定委員会（部長級会議）	・各施策の柱に関する評価協議
7月18日（金）	作業部会作業まとめ③	・基本計画の現状と課題、施策に対する作業のとりまとめ
7月24日（木）	策定委員会（部長級会議）	・各施策の柱に関する評価協議
8月1日（金）	第5回策定委員会	・前期基本計画の反映方法、施策の柱協議
8月4日（月）	総合計画に関する協議検討委員会（議会）	・策定方針、骨子案、経営方針案説明
8月5日（火）	第2回総合計画審議会	・策定方針、骨子案、経営方針案説明・協議
8月18日（月）	策定委員会（部長級会議）	・前期基本計画の評価、施策の柱協議
8月25日（月）	作業部会作業とりまとめ④	・基本計画草案①、指標に対する作業とりまとめ
9月1日（月）	第6回策定委員会	・後期基本計画（草案②）説明・協議

9月5日(金) ～9月12日(金)	審議会委員意見聴取	・後期基本計画(草案②)説明・協議
9月16日(火)	総合計画に関する 協議検討委員会(議会)	・後期基本計画(草案②)説明
9月24日(水) ～10月23日(木)	パブリックコメントの実施	・後期基本計画(骨子案)に対する意見募集
10月23日(木)	第7回策定委員会	・後期基本計画改定案 ・パブリックコメント制度による意見募集の結果について
10月28日(火)	第3回総合計画審議会	・後期基本計画改定案
11月18日(火)	第4回総合計画審議会	・後期基本計画案 ・答申案
11月25日(火)	議員協議会	・後期基本計画案説明
11月26日(水)	第5回総合計画審議会	・総合計画審議会が市長に答申

### 3. 裾野市総合計画策定条例・裾野市総合計画策定条例施行規則

○裾野市総合計画策定条例

令和2年9月18日  
条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、裾野市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画

本市の効率的な行政運営を確保し、市政の健全な発展を図るため、総合的見地に立って策定する計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものをいう。

(2) 基本構想

本市が目指すまちの将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画

基本構想に基づき施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を示す計画をいう。

(4) 実施計画

基本計画に定める施策を実現するための具体的な事業を示す計画をいう。

(総合計画の策定方針)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

2 総合計画は、行政各部門相互間の有機的連携を保ちつつ、能率的で効果的な行政を確立し、総合的な成果を挙げるよう策定するものとする。

3 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定するものとする。

4 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって策定するものとする。

5 前4項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめその原案を裾野市総合計画審議会条例(昭和47年裾野市条例第17号)第1条に規定する裾野市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(検証)

第7条 市長は、総合計画の推進及びその実施状況の総合的な検証を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

○裾野市総合計画策定条例施行規則

令和2年9月18日  
規則第33号  
改正 令和4年3月10日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、裾野市総合計画策定条例(令和2年裾野市条例第39号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の計画期間)

第2条 総合計画の計画期間は、次のとおりとする。ただし、社会経済情勢の変化等により必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 基本構想は、10年とする。
- (2) 基本計画は、5年とする。
- (3) 実施計画は、短期間とする。

(計画の変更)

第3条 基本計画は、特に著しい社会情勢の変化又は特別の理由がない限り、変更しないものとする。

(外部との調整)

第4条 市長は、総合計画の策定及び変更に関し、必要な外部機関及び団体等との調整を行い、策定が円滑に行われるよう努めるものとする。

(裾野市総合計画策定委員会)

第5条 総合計画の策定及び変更に関する重要事項を協議し、かつ、策定事務の円滑を期するため、裾野市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 策定委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の原案及び基本計画案に係る重要事項の審議に関すること。
  - (2) 基本構想の原案及び基本計画案の策定に関し、関係部等の総合調整に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し、必要な事項に関すること。
- 3 策定委員会の委員は、裾野市庁議等に関する規程(昭和52年裾野市訓令第2号)第2条に規定する者をもって組織する。
- 4 策定委員会の委員長は市長をもって充て、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。
- 6 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、必要があるときは、委員以外の関係職員に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 第2項に規定する所掌事項について必要な調査、資料の作成及び関係各課の連絡調整を行うため、委員会に総合計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。
- 8 作業部会は、市長戦略部長が各部等の長の意見を聴いて指名する課長及び担当職員をもって組織する。
- 9 作業部会に座長を置き、市長戦略部戦略推進課長をもって充てる。

(裾野市総合計画策定協議会)

第6条 総合計画の策定に関し、市民、有識者等の意見を広く聴取するため、必要に応じて、裾野市総合計画策定協議会(この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会への報告)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更をしようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告及び説明するものとする。

- (1) 総合計画の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等
- (2) 総合計画案の概要

(総合計画の実施)

第8条 各部等の長は、総合計画に定められた事務事業について、その実現に努めなければならない。

2 各部等の長は、前項の事務事業の進捗状況について、市長戦略部長を経て市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の報告に基づいて、総合計画の推進及びその実施状況の総合的な検証を行わなければならない。
- 4 市長は、前2項に規定する報告及び検証について、有識者により施策の進捗を客観的に評価するため、必要に応じて、裾野市総合計画等評価委員会(次項において「評価委員会」という。)を置く。
- 5 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市長戦略部長への合議)

第9条 各部等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長戦略部長に合議しなければならない。

- (1) 総合計画に定められていない事務事業に関する計画を作成しようとするとき。
  - (2) 総合計画に定められている事務事業に関する計画内容を変更しようとするとき。
- 2 市長戦略部長は、前項の規定による合議を受けたときは、総合計画に照らし、その作成又は変更が適当であるかを検討するものとする。

(資料等の送付)

第10条 市長戦略部長は、各部等の事務事業の参考になるとと思われる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに関係部等の長に送付するものとする。

- 2 各部等の長は、総合計画に関する事務事業の参考になるとと思われる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに市長戦略部長に送付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第12号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 資料3 裾野市総合計画審議会

### 1. 委員構成

#### ■裾野市総合計画審議会委員名簿（2024年度（令和6年度））

	分野	氏名	所属・職
1	学識経験者	藤井 敬宏	日本大学理工学部・特任教授
2		山本 睦	常葉大学保育学部・教授
3	公共的団体	橋本 勝彦	裾野市区長連合会・連合会長
4		土屋 祐一	裾野市観光協会・会長
5		渡邊 昌志	裾野市商工会・副会長
6		杉山 千恵	社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長
7		市川 加代子	裾野市環境審議会・前委員
8		飯塚 尚司	トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部 総括室 室長
9		吉田 俊朗	矢崎総業株式会社・ 総務人事室総務部 総務業務チーム
10		長谷川 好一	裾野市金融同盟・ 静岡銀行裾野支店 支店長
11	関係行政機関	柳川 典之	静岡県東部地域局・局長

■裾野市総合計画審議会委員名簿（2025年度（令和7年度））

	分野	氏名	所属・職
1	学識経験者	藤井 敬宏	日本大学理工学部・元教授
2		山本 睦	常葉大学保育学部・教授
3	公共的団体	橋本 勝彦	裾野市区長連合会・元連合会長
4		土屋 祐一	裾野市観光協会・会長
5		渡邊 昌志	裾野市商工会・副会長
6		杉山 千恵	社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長
7		市川 加代子	裾野市環境審議会・委員
8		飯塚 尚司	トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部
9		吉田 俊朗	矢崎総業株式会社・総務人事室総務部
10		久保田 良一	裾野市金融同盟・静岡銀行裾野支店 支店長
11	関係行政機関	市川 顯	静岡県東部地域局・局長

## 2. 諮問書及び答申書

裾 戦 推 第 81 号  
令和 7 年 3 月 18 日

裾野市総合計画審議会  
会長 橋本 勝彦 様

裾野市長 村田 悠



### 第 5 次裾野市総合計画の策定について(諮問)

裾野市の今後 5 年間の指針となる第 5 次裾野市総合計画後期基本計画の策定にあたり、次の事項について貴審議会の十分な意見を賜りたく、裾野市総合計画審議会条例第 2 条の規定により諮問します。

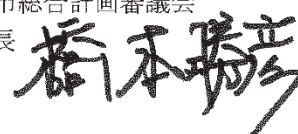
- 1 第 5 次裾野市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の策定に関すること。

令和7年11月26日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市総合計画審議会

会 長



第5次裾野市総合計画について（答申）

令和7年3月18日付け裾野推第81号により諮問のありました第5次裾野市総合計画後期基本計画の策定について、裾野市総合計画審議会条例の規定に基づき、市民意見を踏まえ慎重に審議した結果、妥当であると認め、下記の意見を添えて答申します。

記

- 1 社会情勢の急激な変化（少子高齢化の進行、幼保・小中・高校の再編など）を踏まえ、若者世代が地域に根ざし、安心して学び、暮らすことのできる環境の整備に努めてください。
- 2 本計画に位置づけられた施策を市民に対して具体的に分かりやすく伝えるとともに、裾野市ならではの特色ある施策展開に努めてください。（地域産業のイノベーションとリノベーション、魅力の発信・シティプロモーションなど）
- 3 本計画の評価にあたっては、評価基準や施策の見直し方針を定め、計画的かつ継続的な評価と施策の改善に努めてください。
- 4 本計画の推進にあたっては、分野横断的な視点を持ち、戦略的かつ効果的な取組を推進するよう努めてください。（都市構造の再構築など）
- 5 国の政策や国際社会の課題（SDGsやカーボンニュートラルなど）に対応する持続可能な社会の構築と、人口減少や産業構造の変化など計画期間を超える長期的な課題を踏まえ、計画期間を超えた将来を見据えたバックキャスト型のアプローチにより、本計画の施策展開に努めてください。

以上

### 3. 裾野市総合計画審議会条例

#### ○裾野市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 13 日

条例第 17 号

改正 昭和 57 年 9 月 3 日条例第 23 号

平成 11 年 3 月 9 日条例第 2 号

平成 25 年 3 月 1 日条例第 4 号

平成 26 年 3 月 4 日条例第 3 号

令和 4 年 3 月 8 日条例第 4 号

#### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、裾野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、裾野市総合計画及び国土利用計画裾野市計画について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

#### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者

#### (任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

#### (会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会は、専門的事項の審議のため必要があるときは、当該専門的事項について学識経験を有する者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

#### (部会)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

#### (庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長戦略部で処理する。

#### (補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 4 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(裾野市国土利用計画策定審議会設置条例の廃止)

2 裾野市国土利用計画策定審議会設置条例(昭和 62 年裾野市条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(令和 4 年条例第 4 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料4 裾野市総合計画等評価委員会

### 1. 委員構成

#### ■裾野市総合計画等評価委員会委員名簿（2024年度（令和6年度））

	分野	氏名	所属・職
1	学識経験者	藤井 敬宏	日本大学理工学部・特任教授
2		山本 睦	常葉大学保育学部・教授
3	公共的団体	橋本 勝彦	裾野市区長連合会・連合会長
4		土屋 祐一	裾野市観光協会・会長
5		渡邊 昌志	裾野市商工会・副会長
6		杉山 千恵	社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長
7		市川 加代子	裾野市環境審議会・前委員
8		飯塚 尚司	トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部 総括室 室長
9		吉田 俊朗	矢崎総業株式会社・ 総務人事室総務部 総務業務チーム
10		長谷川 好一	裾野市金融同盟・ 静岡銀行裾野支店 支店長

## 2. 裾野市総合計画等評価委員会設置要綱

### ○裾野市総合計画等評価委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 7 日

告示第 111 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 59 号

令和 4 年 3 月 10 日告示第 27 号

#### (趣旨)

第 1 条 裾野市総合計画及び裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、有識者により施策の進捗を客観的に評価するため、裾野市総合計画等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 裾野市総合計画の評価に関すること。
- (2) 裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び市内の有識者から市長が委嘱する。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

#### (委員長)

第 5 条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

#### (庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、市長戦略部戦略推進課において処理する。

#### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 59 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 27 号)抄

#### (施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料5 裾野市総合計画策定委員会・策定作業部会

### 1. 委員構成

#### ■裾野市総合計画策定委員会名簿（2024年度（令和6年度））

	役職	職	氏名
1	委員長	市長	村田 悠
2	委員	副市長	及川 涼介
3		副市長	堀越 崇志
4		教育長	風間 忠純
5		市長戦略部長	鈴木 努
6		総務部長	勝又 博文
7		環境市民部長	杉山 和哉
8		健康福祉部長	高梨 恭
9		産業振興部長	鈴木 敬盛
10		建設部長	篠塚 俊一
11		デジタル部長	河合 正彦
12		水道部長	石井 敦
13		教育部長	勝又 明彦
14		議会事務局長	湯山 博之
15		会計管理者	福士 元紹
16		監査委員事務局長	加藤 忠彦

事務局	部参事兼戦略統括監（戦略推進課長）	土屋 雅敬
-----	-------------------	-------

■ 裾野市総合計画策定委員会名簿（2025年度（令和7年度））

	役職	職	氏名
1	委員長	市長	村田 悠
2	委員	副市長	堀越 崇志
3		副市長	大西 千聡
4		教育長	風間 忠純
5		市長戦略部長	土屋 雅敬
6		総務部長	鈴木 努
7		環境市民部長	杉山 和哉
8		健康福祉部長	岡 利津子
9		子育て部長	大塚 智美
10		産業振興部長	横山 英哉
11		建設部長	勝又 博文
12		デジタル部長	河合 正彦
13		水道部長	鈴木 敬盛
14		教育部長	高梨 恭
15		議会事務局長	秋山 慶次
16		会計管理者	福士 元紹
17	監査委員事務局長	鈴木 則和	

事務局	戦略推進課長	山下 幸宏
-----	--------	-------

■ 裾野市総合計画策定作業部会名簿（2024年度（令和6年度））

	所 属		職名	氏 名
1	市長戦略部	秘書課	課長 係長	間山 亨 根上 泰名
2		情報発信課	課長 係長	大塚 智美 今野 功一
3		渉外課	課長 係長	横山 英哉 大友 潤一
4	総務部	人事課	課長 主幹	杉山 龍治 松村 和俊
5		財政課	課長 主席主査	小林 義彦 伊倉 佑哉
6		総務課	課長 主席主査	原 邦臣 渡邊 早輝
7		税務課	課長 主幹	芹澤 泰広 進藤 正寿
8		公共施設経営課	課長 係長	山寄 浩司 井上 泰蔵
9	環境市民部	市民課	課長 課長代理	高田 寿樹 加藤 雅美
10		生活環境課	課長 係長	井上 英丈 杉山 貴
11		危機管理課	課長 主幹	服部 和彦 永田 隆之
12		自治振興課	課長 係長	秋山 慶次 宮坂 里司
13		深良支所	支所長 主査	亀崎 浩子 多田 佑理
14		富岡支所	支所長	坪井 正人
15		須山支所	支所長 主査	横山 王一 高橋 暁彦
16	健康福祉部	健康推進課	課長 課長代理	勝俣 善久 山口 直樹
17		介護保険課	課長 係長	渡邊 圭一郎 稲田 幸子
18		国保年金課	課長 主幹	笠間 健男 杉山 昭子
19		総合福祉課	課長 課長代理	杉本 一之 佐藤 仁
20		子育て支援課	課長 係長	勝又 淳 若杉 ゆかり
21		幼稚園・保育園課	課長 主幹	小野 善之 三浦 友輝

22	産業振興部	産業観光スポーツ課	課長 課長代理	杉本 雅弘 志村 敏博
23		農林振興課	課長 係長	木原 慎也 渡邊 雄人
24	建設部	建設課	課長 課長代理	菊池 守 大串 謙一郎
25		都市計画課	課長 主幹	渡瀬 重勝 伊藤 肇
26		駅周辺整備課	課長 課長代理	藤森 一仁 杉本 英明
27		みどりと公園課	課長 係長	倉澤 直希 原 義則
28	デジタル部	業務改革課	課長 係長	山下 幸宏 中原 義人
29		情報システム課	課長 主席主査	坂田 幸洋 勝又 優斗
30	出納課		(課長) 課長代理	(福士 元紹) 勝又 哲也
31	水道部	上下水道経営課	課長 係長	大庭 秀夫 柏木 邦夫
32		上下水道工務課	課長 主幹	山田 克彦 芹澤 健
33	教育部	教育総務課	課長 主幹	長田 雄次 池ノ谷 京子
34		学校教育課	課長 係長	佐野 充洋 本田 健介
35		生涯学習課	課長 係長	古谷 伸導 高橋 玲子
36		鈴木図書館	館長 主席主査	鈴木 則和 勝間田 隆英
37	議会事務局		(局長) 主席主査	(湯山 博之) 永田 栄作
38	監査委員事務局		(局長) 主席主査	(加藤 忠彦) 勝又 元美

※ ( ) は策定委員会委員

座長

市長戦略部	戦略推進課	課長	土屋 雅敬
-------	-------	----	-------

事務局

市長戦略部	戦略推進課	主幹 係長 主査	根上 奈緒 勝間田 純嗣 松村 マリア
-------	-------	----------------	---------------------------

■裾野市総合計画策定作業部会名簿（2025年度（令和7年度））

	役職	職	職名	氏名
1	市長戦略部	秘書広報課	課長 係長	眞田 さおり 根上 泰名
2		渉外課	課長 係長	庄司 元一 大友 潤一
3		都市計画課	課長 主幹	渡瀬 重勝 伊藤 肇
4	総務部	人事課	課長 主席主査	杉山 龍治 小河 素美
5		財政課	課長 主席主査	間山 亨 伊倉 佑哉
6		総務課	課長 主席主査	原 邦臣 渡邊 早輝
7		税務課	課長 主幹	芹澤 泰広 進藤 正寿
8		公共施設経営課	課長 係長	山寄 浩司 井上 泰蔵
9	環境市民部	市民課	課長 課長代理	高田 寿樹 加藤 雅美
10		生活環境課	課長 係長	井上 英丈 杉山 貴
11		危機管理課	課長 主幹	服部 和彦 永田 隆之
12		自治振興課	課長 主席主査	亀崎 浩子 二村 佳輝
13		深良支所	支所長	勝又 明彦
14		富岡支所	支所長	石井 敦
15		須山支所	支所長	渡邊 久子
16	健康福祉部	健康推進課	課長 課長代理	渡邊 圭一郎 山口 直樹
17		介護保険課	課長 主幹	大庭 秀夫 加藤 忠彦
18		国保年金課	課長 主幹	笠間 健男 杉山 昭子
19		総合福祉課	課長 課長代理	杉本 一之 佐藤 仁
20	子育て部	子育て支援課	課長 係長	坪井 正人 若杉 ゆかり
21		幼稚園・保育園課	課長 主幹	小野 善之 三浦 友輝

22	産業振興部	産業観光スポーツ課	課長 係長	中村 健児 関野 悠樹
23		農林振興課	課長 主幹	木原 慎也 八木 幸次
24	建設部	建設課	課長 主幹	杉本 雅弘 渡邊 基史
25		駅周辺整備課	課長 課長代理	藤森 一仁 杉本 英明
26		みどり公園課	課長 係長	倉澤 直希 原 義則
27	デジタル部	業務改革課	課長 係長	小林 義彦 中原 義人
28		情報システム課	課長 主査	坂田 幸洋 眞田 洋明
29	出納課		(課長) 課長代理	(福士 元紹) 勝又 哲也
30	水道部	上下水道経営課	課長 係長	松村 和俊 眞田 順司
31		上下水道工務課	課長 主幹	山田 克彦 芹澤 健
32	教育部	教育総務課	課長 主幹	勝又 和仁 (～9月) 長田 雄次 (9月～) 池ノ谷 京子
33		学校教育課	課長 係長	佐野 充洋 本田 健介
34		生涯学習課	課長 係長	古谷 伸導 高橋 玲子
35		鈴木図書館	館長 主席主査	勝又 淳 勝間田 隆英
36	議会事務局		(局長) 主席主査	(秋山 慶次) 永田 栄作
37	監査委員事務局		(局長) 主席主査	(鈴木 則和) 勝又 元美

※ ( ) は策定委員会委員

座長

市長戦略部	戦略推進課	課長	山下 幸宏
-------	-------	----	-------

事務局

市長戦略部	戦略推進課	係長 主査 主任	勝間田 純嗣 西島 璃子 大橋 翔
-------	-------	----------------	-------------------------

## 資料6 裾野市総合計画策定協議会（市民会議）

### 1. 委員構成

#### ■裾野市総合計画策定協議会名簿（2024年度（令和6年度））

	団体名	役職	氏名
1	西地区	伊豆島田区長	米山 博猛
2	東地区	東地区区長会会長	本間 秋吉
3	深良地区	深良地区民生委員児童委員協議会 副会長	田村 守康
4	富岡地区	千福が丘区自治会副会長	吉田 照夫
5	須山地区	須山三区副区長	土屋 昭彦
6	裾野市民生委員児童委員協議会	副会長	杉山 あつ子
7	裾野市PTA連合会	会長	薄井 康夫
8	裾野市立西保育園保護者会	会長	西川 裕
9	裾野市農業委員会	農業委員	大庭 清宏
10	裾野市森林組合	理事	一之瀬 徳博
11	裾野市商工会	理事	西島 奉行
12	裾野市観光協会	理事	前田 高史
13	裾野市教育委員会	教育委員	庄司 伸子
14	裾野市社会教育委員会	委員長	小田 圭介
15	NPO 法人裾野市スポーツ協会	理事長	安田 明
16	裾野市交通指導員会	副会長	古地 剛
17	裾野市地域地震防災指導員会	会長	大山 茂之
18	富士伊豆農業協同組合	理事	岡田 晃一
19	公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会東部支部	理事	鈴木 一史
20	裾野市建設業協会	副会長	渡邊 裕介
21	静岡県立裾野高等学校	校長	田代 直彦
22	裾野地区労働者福祉協議会	幹事	沼澤 茂明
23	新富士裾野工業団地協議会	トヨタ自動車東日本株式会社 総務部総合センター管理室 主任	平松 美緒子
24	裾野警察署地域安全推進協議会	裾野副代表	杉山 千恵
25	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	マーケット開発部地方創生戦略室 担当課長	鈴木 毅
26	公募委員	—	阿部 沙春
27	公募委員	—	杉本 明義
28	公募委員	—	杉本 平治

## 2. 開催概要

### ■スケジュール

日 時	内 容
<b>第 1 回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室 A B</b>	
令和 6 年 11 月 11 日 (月) 18 : 30 ~ 20 : 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オリエンテーション、委嘱状交付</li> <li>○市の現状、将来の人口、その他データの説明</li> <li>○ワークショップ</li> </ul> <p><b>【テーマ】</b></p> <p><b>「裾野市の望ましい将来像について」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裾野市の未来についての意見交換</li> </ul>
<b>第 2 回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室 A B</b>	
令和 6 年 12 月 13 日 (金) 18 : 30 ~ 20 : 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裾野市総合計画策定協議会の役割について</li> <li>○ワークショップ</li> </ul> <p><b>【テーマ】</b></p> <p><b>「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」の実現のために必要なこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回のふりかえり</li> <li>・アイスブレイク（お題付き自己紹介）</li> <li>・施策の大綱別の現状と課題</li> <li>・実現のために必要な取組</li> </ul>
<b>第 3 回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室 A B、多目的ルーム</b>	
令和 7 年 1 月 30 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 40	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークショップ</li> </ul> <p><b>【テーマ】</b></p> <p><b>「後期基本計画において重要（大切）な取組み」を考える</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回のふりかえり</li> <li>・シール投票（重点的に進めるべきだと思う取組について）</li> <li>・第 2 回の意見をもとに大綱別に提案プロジェクトを作成</li> </ul>
<b>第 4 回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室 A B、多目的ルーム</b>	
令和 7 年 3 月 6 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークショップ</li> </ul> <p><b>【テーマ】</b></p> <p><b>「後期基本計画策定に向けたまちづくりの提案」を発表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回のふりかえり</li> <li>・大綱別に提案プロジェクトをブラッシュアップ</li> <li>・プレゼンテーション（グループ発表）</li> </ul>

## ■提案プロジェクト一覧


### 大綱1 ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち〈子育て・教育・健康・文化〉


タイトル	子育て親育て支援 プロジェクト
背景・課題・ポイント	○身近な地域で、保護者がレスパイト（息抜き）的に子どもを預けられる場所を増やすことで、裾野の子育てをサポートする
提案内容	<p>■子どもの育ちへの支援</p> <p>○学校近くの身近な場所に“放課後に子どもが居やすい場所”を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺子屋のような無料の学びの場を</li> <li>・親子が気軽に集まれる場所（居場所）を増やす。こどもだけでもよい</li> <li>・子ども食堂のことを多くの市民に知ってもらい、気軽に利用できるようにする</li> </ul> <p>■保護者（親）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すこっぷ（子ども家庭センター）を継続することなどにより、新米ママを支援する</li> <li>・子育て世帯が、応援を頼みやすい関係づくり</li> <li>・様々な世代での親同士等の関係づくり</li> <li>・親がどれだけ関わってよいのか相談</li> </ul> <p>■親育て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てと同時に親を育てる</li> <li>・子どもだけでなく親も気軽に相談できるホットライン（ホット相談）</li> <li>・子育ての不安を和らげる仕組み（背中を押せる仕組み）</li> </ul>



タイトル	社会の形成者育成 プロジェクト
背景・課題・ポイント	<p>■課題1：社会の形成者を育成したい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法第1条教育の目的「社会の形成者の育成」</li> <li>・社会の形成者とは「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」者（法2条）（=将来の良き隣人）</li> </ul> <p>■課題2：体験0の再生産を止めたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの体験格差の問題、経済的、時間的理由に加えて、保護者が体験0の家庭の子供、体験0率が50%を超える</li> <li>・地域と関わることに価値を覚えていない保護者の子供は「保護者のすすめ」では地域に送り出されないという実態</li> <li>・子供の関心を入口にする必要がある</li> </ul>
提案内容	<p>■教育を語る場では「社会の形成者の育成」を常に真ん中に置く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありたい未来、将来の良き隣人を想像し、今の子供たちがそうなるための手立てを考える</li> </ul> <p>例：市内5か所で開催されている「何にもしない合宿（特別な企画のない負担0のお泊り会）」が横展開しやすいように支援する</p> <p>例：既に将来の入団申込書を提出する小中学生を生み出している「消防団クラブ（消防団員による多種目スポーツ教室）」がなぜ結果を出しているのかを分析する</p> <p>例：地域住民同士、子供と大人が「知り合う場」として防災訓練や学校でのトークワークショップ開催を支援する</p>

## 大綱2 地域資源を活用した魅力あふれるまち〈産業・観光〉

タイトル	特産物のブランド化 プロジェクト
背景・課題 ・ポイント	○素晴らしい資源（魅力）があるが活かされていない ⇒シイタケ、そば、ズガニ、アユをブランド化する ⇒ブランドを活かした新しいメニュー（料理）をつくりたい
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブランド化をしやすい環境づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政も規制緩和などでブランド化を推進していく</li> </ul> </li> <li>■6次産業を推進していく           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法印さんの活用</li> </ul> </li> <li>■すそのブランドの中の特別なもの「プレミアムすそのブランド」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーリーで魅せる裾野の魅力</li> </ul> </li> <li>■ブランド化した魅力をPRする           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一過性で終わらない仕掛け</li> </ul> </li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

タイトル	法印（ホウエン）さんの道 プロジェクト
背景・課題 ・ポイント	○裾野市内に点在する観光資源をうまく活用してコースにする。 【新アイデア】法印(ほうえん)さんの修験者コースを歩く
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■村山の修験者の道を巡るコース           <ul style="list-style-type: none"> <li>・村山浅間神社の修験者が活動していた修験道を利用して、裾野市全体の観光振興をやる。 (須山浅間神社－下和田－今里－金沢－葛山の依京寺－伊豆島田不動尊－大畑大日堂など)</li> <li>・須山浅間神社、法印（ホウエン）と修験コースを全国、世界に紹介、PRする</li> </ul> </li> <li>■自転車でルートをたどる（シェアサイクル） →須山浅間神社やヘルシーパーク裾野をスタート</li> <li>■説明看板の設置</li> <li>■滝や神社を回る仕掛けづくり</li> <li>■オリンピックのロードレースのコースを使い、山梨県や御殿場市を巻き込んでいく</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

タイトル	まちも明るく、人も明るく プロジェクト
背景・課題 ・ポイント	○魅力のある街（住環境）には安全が必要であることから、裾野市が夜に歩いても安全なまちであることをアピールする
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全に人が集まってくるができる環境づくり</li> <li>■コミュニティ力の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いに思いやりを持つ地域で安全なまちをつくる</li> </ul> </li> <li>■人と人との関係性が良くなり、まちも人も明るくなる</li> <li>■軽水力発電</li> <li>■動く公園           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が集まる場所をつくる</li> </ul> </li> </ul>

**大綱3** 安全・安心に住み続けられるまち〈環境・防災・医療・地域福祉〉

タイトル	【防災】生き抜くための知恵 プロジェクト
背景・課題・ポイント	○新しい防災訓練により被害を減災したい！ ○みんな強制的にやっている？！負担感ゼロの防災訓練にしたい！ ○訓練内容が実際と合っているのか疑問！
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災訓練の刷新           <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの防災訓練（可搬ポンプ、消火器など）では、実際の震災になった時に、本当に機能するのか不安。実際の災害を想定して、各区で新しく見直していく必要がある。どんな訓練をやるのか（マニュアル化）楽しい訓練</li> <li>・防災訓練のマンネリ化。ばらつきがある地区の訓練方法を見直す</li> <li>・避難所の役割分担を想定して、訓練内容（方法）を見直してはどうか →避難所運営ゲーム（HUG）、災害対応運営ゲーム（SUG）を展開することでイメージがしやすくなる！</li> <li>・実際の被災状況を画面を通して目で見ることも大事（訓練＋勉強会＋展示）</li> <li>・被災を身近に感じる仕掛けづくり。子ども（中学生）主体の訓練</li> <li>・インフラが使えない状態での訓練</li> </ul> </li> <li>■ 減災に向けた共助・近助の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会の活性化</li> <li>・小グループでの訓練実施</li> </ul> </li> </ul>

タイトル	【繋がり】地域で笑顔で暮らせる プロジェクト
背景・課題・ポイント	○顔の見える繋がりでないので防災にも救急にも繋がらない ○各種団体がなくなる等、地域の繋がりが希薄になっている
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老若男女が気軽に参加できるイベントの開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ方法を目指している団体（子ども会、老人会、婦人会など）との横の繋がりを つくる</li> <li>・気軽に参加できる機会を作りたい</li> <li>・子どもが集まれば人が集まる。子どもにも地域の活動を知らせる</li> <li>・子どもとお年寄りの繋がりを作る</li> <li>・主体的な場作り。無理のない繋がり の場 →昔ながらの地域行事、近隣市町も参考に</li> </ul> </li> <li>■ 焚火イベントを実施する           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に暮らしている人が集まって焚火を囲むイベントを開催して、笑顔で暮らせるようになるための意見を出し合う。 →名前や顔のわかる関係性を構築することで防災、救急に繋がる！</li> </ul> </li> </ul> <p>繋がりを作る機会が「安全・安心に住み続けられるまち」につながる！</p>

タイトル	【救急】生きるための医療・健康 プロジェクト
背景・課題・ポイント	○市民の安心安全のために、地域の医療をもっと強化してほしい！ ○市内だと医療体制が不安な部分がある
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合病院のような機能の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療の充実</li> <li>・専門医の充実（大学病院、専門病院の誘致）</li> <li>・開業医（かかりつけ医）と総合病院との連携強化</li> <li>・医者地域（裾野市）で育てる</li> <li>・2次病院（小児科、循環器、脳外科）</li> <li>・検診の充実 ⇒命のバトンをつなげていく</li> </ul> </li> <li>■ 訪問診療           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け皿がないため充実</li> </ul> </li> <li>■ 他事例を参考にした取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治医科大</li> </ul> </li> </ul>

#### 大綱4 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち〈都市・交通・社会基盤〉

タイトル	自由な足の確保 プロジェクト
背景・課題・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自由な足（移動手段）を確保する。</li> <li>⇒交通手段がなくなること在全世代が心配している（学校統合時の通学バス、免許返納時の交通手段など）</li> <li>⇒自動運転の導入について、実証実験などを通じて、多くの市民の機運を高める</li> </ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■移動手段を増やしていく取組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学、通園、通勤バスへの乗車のシェアやそれ以外の時間に路線バスを運行するなど効率的な運行ができるようにする</li> <li>・ライドシェアをいち早く取り入れるための学習会、講習会をする</li> <li>・乗合のできる地域社会（コミュニティ）づくり</li> <li>・深良新駅設置に向けた研究</li> </ul> </li> <li>■自動運転への期待           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーブン・シティと連携して、自動運転の運行実験を誘致するなどして市民の機運を高めていく</li> <li>・企業の研究と歩調を合わせる事がポイント</li> </ul> </li> </ul>

タイトル	わくわくするまちづくり プロジェクト
背景・課題・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裾野駅前の魅力を高めて、にぎわいをつくる</li> <li>○歩いて楽しめるまちづくりを進める</li> <li>○情報発信の工夫（子ども向けや親子の会話を促す発信）</li> </ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■裾野駅前のにぎわいづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前の更地を使って、イベントや祭りを開催する（例：さわやかウォーキングやインバウンド需要も意識）</li> <li>・駅前にクリニックや総合病院を誘致することで、地元資本の飲食店や娯楽施設の立地につなげていく</li> <li>・駅前に地元企業のPRの場をつくる</li> <li>・緑化や花植えなど、市民の力を引き出すための声かけや仕組みづくり</li> </ul> </li> <li>■再開発のためのニーズ調査、地元への働きかけ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想の複合公共施設を検討する</li> <li>・ワクワクすることを公募する</li> </ul> </li> <li>■裾野駅と岩波駅の差別化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの個性を活かした公園やまちの機能を展開する</li> </ul> </li> </ul>

## 大綱5 時代のニーズに応えられるまち〈市民自治・都市経営〉

タイトル	まちを変える投票 プロジェクト
背景・課題・ポイント	○選挙の投票率は、裾野市の将来に期待値を表しているため、投票率を高める必要がある
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投票への意識を高める <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高校で、子ども達が、投票に行くこと・立候補することをカッコイイと思うような教育をする</li> <li>・インターネットを活用して、若い人の投票率をアップさせる</li> <li>・事業所への投票の働きかけ</li> </ul> </li> <li>■ 投票しやすくする・ついでに投票できる仕掛けづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子が一緒に投票所に行くようにするための取組み</li> <li>・交通手段の少ないお年寄りが投票できるように「移動投票バス」を運行する。移動バスでは、企業とのタイアップにより買物もできるようにする</li> <li>・期日前投票の場所を増やす</li> </ul> </li> <li>■ 投票への特典をつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人も子どもが楽しめるイベントを投票日と併せて開催する。(子どもへの特典を用意する)</li> <li>・センキョ割(※1)を実施する</li> </ul> </li> </ul> <p>※1: 投票後、投票済証明書や撮った写真をクーポンとして、参加店でオトクが楽しめる仕組み</p>



### 3. 裾野市総合計画策定協議会設置要綱

#### ○裾野市総合計画策定協議会設置要綱

平成 31 年 3 月 22 日

告示第 54 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 59 号

令和 2 年 9 月 18 日告示第 148 号

令和 4 年 3 月 10 日告示第 27 号

#### (設置)

第 1 条 裾野市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、裾野市総合計画策定条例施行規則(令和 2 年裾野市規則第 33 号)第 6 条の規定に基づき、広く民間有識者等の意見を反映させるため、裾野市総合計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、総合計画の策定について協議を行い、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は関係団体の代表者
- (2) 民間事業者の代表者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長を務める。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される協議会は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、協議会の目的が達成されないと認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (庶務)

第 7 条 協議会の職務は、市長戦略部戦略推進課において処理する。

#### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

#### 附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 59 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 148 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 27 号)抄

#### (施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 資料7 市民意識調査（市民・高校生）

## 1. 市民意識調査

### ■実施要領

#### ○調査目的

市のまちづくりの指針である「第5次裾野市総合計画後期基本計画」の基礎資料とし、市民からのご意見をこれからのまちづくりの参考とする

#### ○調査方法

調査対象： 裾野市内に住んでいる満18歳以上の方から無作為に抽出した1,200人

調査方法： 対象者に郵送で調査票を送付、記入した調査票の郵送またはインターネットによる回答

実施期間： 令和7年1月20日（月）～ 令和7年2月12日（水）

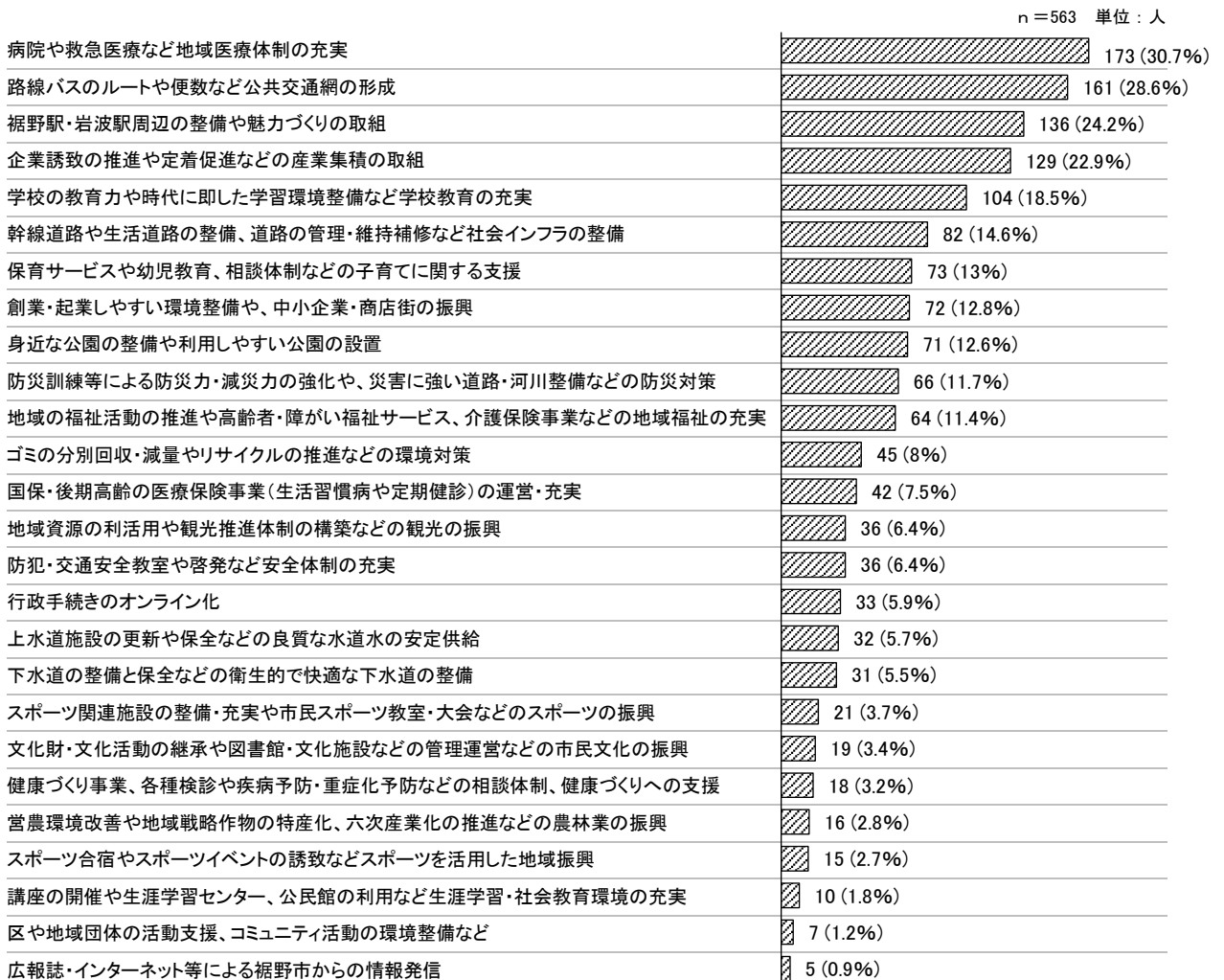
#### ○回収結果

発送数	有効回収数	有効回収率
1,200 票	563 票（郵送回収・388 票＋WEB 回収・175 票）	46.9%

※有効回収数：集計に利用した票数

### ■調査結果（抜粋）

問 裾野市が今後力を入れるべきだと思う取組を教えてください。（3つまで）



## 2. 高校生アンケート

### ■実施要領

#### ○調査目的

まちづくりに関する計画（総合計画）と道の駅整備の基本計画を策定するための基礎資料とする

#### ○調査方法

調査対象： 静岡県立裾野高等学校（1年生…114名、2年生…116名、3年生…124名）  
不二聖心女子学院高等学校（1年生…81名、2年生…83名、3年生…86名）

調査方法： スマートフォン・タブレット、パソコンのいずれかによる回答

実施期間： 令和7年5月中～下旬（裾野高…6/4（水）、不二聖心女子高…5/30（金）締切）

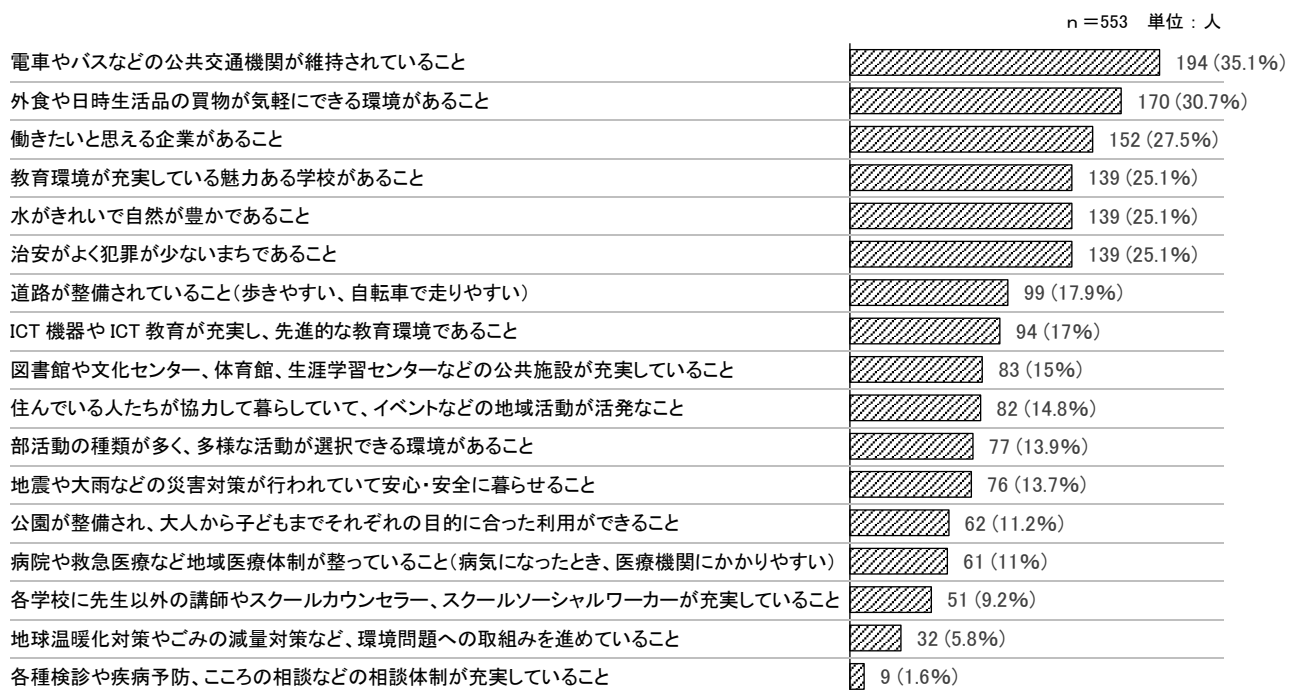
#### ○回収結果

配付数	有効回収数	有効回収率
604 票	553 票（裾野高…338、不二聖心女子高…215）	91.6%

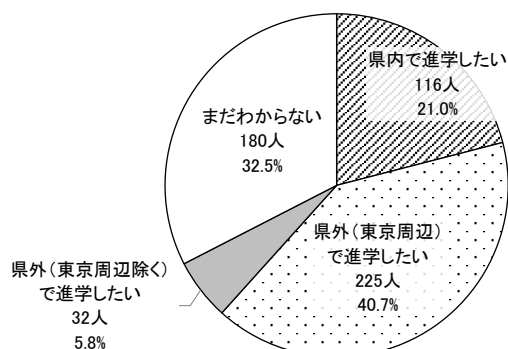
※有効回収数：集計に利用した票数

### ■調査結果（抜粋）

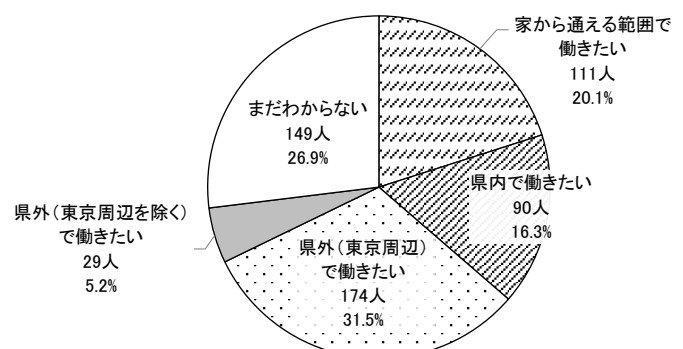
問 裾野市は、どの取組に注力したらより魅力あるまちになると考えますか。（3つまで）



問 進学についての考えを教えてください。



問 働き方についての考えを教えてください。



### 3. 意見の一覧

○裾野市総合計画協議会（市民会議）、市民意識調査（市民アンケート）、高校生アンケートのほか、匿名の意見を集める「デジタル目安箱」、中学生の意見を集める「中学生提言」、児童生徒の提言を聞く「子どもミライ会議」を実施しています。

機会（対象）	調査・収集手法	特徴・長所	主な意見内容
市民アンケート （18歳以上の市民 1,200人）	郵送による配布回収 （Web回答含む） 【563票】	市民全体の優先課題等について統計的な分析ができる	（略：184ページ参照）
高校生アンケート （市内2校）	高校を通じて調査依頼・回収 【604件】	進学・就職などを考える高校生の意見を集められる	（略：185ページ参照）
策定協議会ワークショップ （市民28人）	産学官民の代表による意見交換と提案書への意見集約	行政施策の内容・推進方策について、具体的な提案を受けることができる	（略：177ページ参照）
デジタル目安箱 （匿名：制限なし）	裾野市のホームページからの意見収集 【142件】	匿名性・即時性により多様な声を集めることができる	①行政DXの遅れ ②子育て制度の使いにくさ ③公共施設不足 等
中学生提言 （中学校5校）	総合学習の授業で地域課題を提言 【172件】	中学生の日常生活の視点から、率直な意見を把握できる	①観光政策・振興（44件） ②都市整備・開発（26件） ③広報・PR戦略（17件） ④子育て支援・教育政策（16件） ⑤環境保全・政策（15件）
子どもミライ議会 （小中14校代表）	児童生徒が「未来の裾野市」をテーマに議会形式で提言	将来世代による未来志向を聞くことができる	○自然を生かした公園整備 ○市民参加型のまちづくりの推進 ○廃棄物の減量とエネルギーの循環的な活用施策 ○拠点（駅周辺）の活性化 ○市民活動と文化発信の場の創出 等

## 資料8 パブリックコメント制度

第5次裾野市総合計画後期基本計画（骨子案）について、パブリックコメント制度を実施し、意見を募集しました。

### ■実施要領

#### ○募集期間

令和7年9月24日（水）～ 令和7年10月23日（木）

#### ○意見の提出方法と人数・件数

提出方法	人数（人）	件数（件）
窓口持参	1	9
電子メール	1	5
郵送	0	0
F A X	0	0
ウェブサイト	3	4
計	5	18

## 資料9 関連計画一覧

施策の大綱	関連計画	計画期間（年）
<b>大綱 1</b> ひとりひとりが 役割を持ち輝けるま ち 〈子育て・教育・健康・ 文化〉	第2次裾野市母子保健計画	2021～2031
	裾野市幼児施設整備基本構想改訂版3、 裾野市教育・保育施設再編計画改訂版	2025～2036
	第3期裾野市教育振興基本計画	2026～2030
	裾野市こども計画 （第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画（2025～2029）、裾野 市子ども・若者計画（2026～2029））	2026～2029
	裾野市学校教育施設再編基本計画	2023～2037
	裾野市学校給食施設整備基本構想	2025～
	第2期裾野市学校教育情報化推進計画	2026～2030
	第2次すその健康増進プラン	2021～2031
	第3次裾野市食育推進計画	2021～2031
	第2次裾野市歯科保健計画	2021～2031
	第2次のち支える裾野市自殺総合対策計画	2021～2031
	第4期裾野市特定健康診査等実施計画	2024～2029
	第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	2024～2029
	第3期裾野市スポーツ推進計画	2026～2030
	第4次子ども読書活動推進計画	2025～2030
裾野市男女共同参画プラン「はじめのいっぽIV」	2023～2032	
<b>大綱 2</b> 地域資源を活用した 魅力あふれるまち 〈産業・観光〉	裾野市企業立地方針	2022～
	裾野市産業基本計画	2017～2026
	裾野市都市計画マスタープラン	2016～2035
	市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針	2025～
	裾野市地域イノベーション戦略	2025～
	裾野市立地適正化計画	2019～2035
	裾野市農業振興地域整備計画	2025～2030
	裾野市鳥獣被害防止計画	2024～2026
	裾野市森林整備計画	2021～2030
	裾野市特定間伐等促進計画	2021～2030
裾野市観光戦略	2024～2030	
<b>大綱 3</b> 安全・安心に 住み続けられるまち 〈環境・防災・医療・ 地域福祉〉	第3次裾野市環境基本計画	2026～2035
	裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	2026～2035
	裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）	2021～2030
	裾野市一般廃棄物処理基本計画	2022～2031
	裾野市災害廃棄物処理計画	2022～
	カーボンニュートラルロードマップ	2023～
	裾野市気候変動適応計画	2026～2035
	裾野市生物多様性地域戦略	2026～2035
	裾野市地域防災計画	毎年度更新
	裾野市水防計画	2024～2025
	富士山火山避難基本計画	毎年度更新
	裾野市国土強靱化地域計画	2021～2025
	第11次裾野市交通安全計画	2021～2025
	第2次すその健康増進プラン ※再掲	2021～2031
	第4期裾野市特定健康診査等実施計画 ※再掲	2024～2029
	第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） ※再掲	2024～2029
	第4次裾野市地域福祉計画	2021～2025
第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	2024～2026	
第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい児福祉計画	2024～2026	

<p><b>大綱 4</b></p> <p>将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち</p> <p>〈都市・交通・社会基盤〉</p>	第4次国土利用計画裾野市計画	2021～2030
	裾野市都市計画マスタープラン ※再掲	2016～2035
	裾野市立地適正化計画 ※再掲	2019～2035
	市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針 ※再掲	2025～
	裾野市優良田園の建設の促進に関する基本方針	2025～
	第7次国土調査事業10箇年計画	2020～2029
	裾野市都市計画事業裾野駅西土地区画整理事業事業計画	2002～2029
	岩波駅周辺地区まちづくり基本計画（技術編含む）	2022～2041
	裾野市住生活基本計画	2022～2031
	裾野市公営住宅長寿命化計画	2022～2031
	裾野市耐震改修促進計画	2021～2025
	裾野市景観形成基本計画	2013～
	裾野市景観計画	2013～
	裾野市屋外広告物基本計画	2015～
	裾野市空家等対策計画	2019～2025
	裾野市緑の基本計画	2019～
	裾野市地域公共交通計画	2023～2027
	裾野市都市計画道路整備プログラム	2019～2028
	裾野市橋梁長寿命化修繕計画	2020～2029
	裾野東西地区道路整備計画	2013～
	水質検査計画	2025～2026
	裾野市水道事業基本計画	2021～2035
	裾野市上下水道耐震化計画	2025～2029
	裾野市公共下水道事業基本計画汚水処理施設整備構想	2017～2026
裾野都市計画下水道事業・裾野市公共下水道事業計画	2023～2027	
裾野市公共下水道事業基本計画	2025～2050	
<p><b>大綱 5</b></p> <p>時代のニーズに応えられるまち</p> <p>〈市民自治・都市経営〉</p>	第2次市民協働によるまちづくり推進計画	2023～2027
	裾野市官民データ活用推進計画	2026～2030
	裾野市DX方針	2026～2028
	裾野市ICT部門の業務継続計画	2017～
	裾野市公共施設等総合管理計画	2016～2045
	今後の公共施設等整備更新見通し	2025～
	公共施設における用地のあり方に関する基本方針	2024～
	裾野市行財政運営方針	2025～
	今後の財政見通し	毎年度
	裾野市人材育成基本方針	2025～2030
裾野市人材育成推進計画	2025～2030	
監査計画	毎年度	

## 資料 10 用語解説

### ア

空家等対策計画	「空家等対策の推進に関する特別措置法」(2015年(平成27年)5月施行)に基づき市町村が策定する空家等に関する地域の生活環境の保全、活用の促進などの対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
インバウンド	主に日本の観光業界において「外国人の日本旅行(訪日外国人旅行、訪日旅行)」または「訪日外国人観光客」などをいう。
インクルーシブ	「インクルーシブ」とは「すべてを包み込む」「包括的な」という意味で、障がいの有無、性別、年齢、国籍、性的指向など、多様な背景や特性を持つ人々が、お互いの違いを認め合い、分け隔てなく受け入れられ、共に生きていく社会や状態のこと。
ウーブン・シティ	人々の暮らしを支えるあらゆるモノやサービスがつながる実証都市のことで、網の目のように道が織り込まれ合うまちの姿から「ウーブン・シティ」と名付けられている。
温室効果ガス	大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を温めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

### カ

カーボンニュートラル	2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにして、脱炭素社会の実現を目指すという国家的な意思表示のこと。温室効果ガスの排出量を削減しつつ、森林管理などによる吸収量を増やし、差し引きで「ゼロ」にすることを目標としている。
学校再編	少子化や地域社会の変化に対応するため、学校の統合や通学区域の見直しを行い、教育の質の維持・向上を目指す取り組み。
環境基本計画	「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、2018年(平成30年)4月には第5次環境基本計画が閣議決定された。
協働	異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。
橋梁長寿命化修繕計画	橋梁について、従来の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕・架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用の縮減を図るための計画。
狭あい道路	建築基準法で定められた幅員4mに拡幅される位置まで後退(セットバック)が必要となる幅員4m未満の道路のこと。

<b>強靱化</b>	大規模災害などが発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧できる「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた社会・国土を平時から構築していくこと。
<b>グローバル化</b>	人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むこと。
<b>景観計画</b>	景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。
<b>広域リージョン連携</b>	地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる連携のこと。
<b>交通結節点</b>	交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。
<b>公共用水域</b>	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。
<b>国立社会保障・人口問題研究所</b>	厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。
<b>コンパクトシティ</b>	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
<b>コンパクトシティ・プラス・ネットワーク</b>	国が掲げている目指すべき将来都市構造のこと。人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要。

## サ

<b>産官学金労言</b>	地域の活性化を目指す上で連携が重要視される、産業界、官公庁、学校、金融機関、労働組合、言論（メディア）の頭文字をとった言葉。従来の「産官学」に「金労言」を加えた、より多様な関係者の協働を促す概念。
<b>実質公債費率</b>	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
<b>指定管理者制度</b>	市が設置する公の施設の管理運営を、民間事業者等を含む法人その他の団体に任せる制度。
<b>住宅ストック</b>	国内に建築されている既存の住宅のこと。
<b>循環型社会</b>	有限である資源を効率的に利用するとともに、発生したごみは再使用・再資源化して、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

<b>準高地トレーニング</b>	人間の環境への適応能力を活かし、運動能力向上につなげるトレーニング方法の一つで、標高 1000m 程度の準高地で行うもの。
<b>将来負担比率</b>	地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
<b>振動</b>	振動が発生する原因としては、自動車や工事などの機械による振動や、地震などの自然原因による振動などがある。
<b>スマート自治体</b>	AI・RPA などを活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体のこと。
<b>生産年齢人口</b>	人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
<b>生物多様性</b>	生物に関する多様性を示す概念。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。
<b>セキュリティポリシー</b>	組織で行う情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。
<b>ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）</b>	社会的弱者を含め、誰もが社会の一員として孤立や排除から守られ、地域社会に包み込まれて共に生きていくための理念。障害や病気、貧困、高齢など、社会から排除されがちな特性をもつ人々も「参加」できる社会の実現を目指す。

## タ

<b>第 4 次裾野市総合計画</b>	第 4 次裾野市総合計画前期基本計画の計画期間は、2011 年度（平成 23 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）まで。後期基本計画の計画期間は、2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）まで。
<b>地域循環共生圏</b>	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す新しい考え方。環境省が策定した 2018 年（平成 30 年）に策定した第 5 次環境基本計画で提唱され、地域における SDGs の実践を目指す取組となっている。
<b>地域生活拠点</b>	「裾野市都市計画マスタープラン」にて、JR 岩波駅周辺及び 深良新駅（構想）周辺を、公共交通の利便性を備えるとともに、日常的なサービス機能が集積した市民の暮らしやコミュニティ、地域の生活交流の中心的な拠点と位置付けている。
<b>地域のステークホルダー</b>	その地域に直接的または間接的に影響を与える個人や団体のこと。具体的には、地域住民、行政機関、企業、NPO、教育機関（大学など）、各種団体、そして地域に住む人々が含まれる。
<b>地域福祉</b>	誰もが住みなれた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民ひとりひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“ともに生き、支え合う社会”を実現すること。（「第 3 次裾野市地域福祉計画」から）

治水	洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。
低・未利用地	その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を示す。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。
道路反射鏡	見通しの悪いカーブや交差点などで、死角にいる歩行者や車両を確認し、事故を防ぐために設置される凸面鏡のこと。「カーブミラー」とも呼ばれる。
都市機能	商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支える機能のこと。
都市基盤	都市の様々な活動を支えるもっとも基本となる施設であり、一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことをいう。
都市計画道路	都市計画決定された道路のこと。
都市計画道路整備プログラム	都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、本市では2011年（平成23年）4月に策定。
都市公園	都市公園法に規定された公園または緑地で、都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。
都市構造	土地利用、交通体系等の状況を踏まえ、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。都市機能が集積する「拠点」と、これらを結ぶ「軸」により構成される。
都市施設	道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。
土砂災害	土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難整備を図ることを目的として指定する。土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、開発の抑制等を目的として指定する。

## ナ

ノーマライゼーション	1950年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方。
------------	--

## ハ

パブリックコメント	行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
-----------	--

<b>フィルムコミッション事業</b>	映画やテレビドラマ、CMなどのロケーション撮影の誘致や撮影支援をする非営利公的機関。日本では、都道府県や市町村などの自治体、商工会議所や観光協会、コンベンションビューローなどの公的機関がフィルムコミッション事業を行っていることが多く、地域振興や観光振興、文化振興などの重要な政策の一つとなっている。
<b>ふじのくにフロンティア推進区域</b>	静岡県が、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現するため、2014年度（平成26年度）に「内陸フロンティア推進区域」制度として創設、その後「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に名称変更したもの。「フロンティア推進区域」に指定された区域には、通常の企業立地に関する助成制度に加え、補助率及び限度額の引上げや設備投資等を行う中小企業への貸付に対する利子補給など、県の重点的な支援が受けられる。
<b>プレスリリース</b>	企業・団体が、経営に関わるニュースや、社会的活動やイベント、新商品・新サービスの情報などを新聞やテレビなどのメディア、マスコミ（報道機関）に情報提供するための文書、報道向けの発表資料のこと。
<b>フロントヤード改革</b>	行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取り組みのこと。
<b>ほんものとふれあう学習</b>	すぐれた文化、芸術やトップアスリートに触れる機会を創出するため、外部講師・アスリート・芸術家等を招へいする事業

## マ

<b>マスタープラン</b>	全体の基本となる計画。基本計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。
<b>まち・ひと・しごと創生法</b>	市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
<b>学びの森</b>	専門の指導員を配置し、教職員の資質向上や授業改善への支援、学校と地域との連携支援を行う。また、学び合える研修交流の場としての教育サロンの役割を担う教育支援拠点。
<b>緑の基本計画</b>	都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

## ヤ

<b>ヤングケアラー</b>	障害や病気のある家族の介護、幼いきょうだいの世話など、多岐にわたるケアを担う18歳未満の子ども・若者のこと。
<b>用途地域</b>	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、13種類の地域のこと。

<b>要配慮者</b>	高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者。
-------------	---------------------------------------

## ラ

<b>リカレント教育</b>	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯にわたり続けることができる、循環・反復型の教育システム。
<b>リーマンショック</b>	2008年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことを契機として広がった世界規模の金融危機のこと。
<b>レガシー</b>	遺産。先人の遺物。時代遅れのもの。

## ワ

<b>ワット・ビット連携</b>	電力（ワット）と情報通信（ビット）のインフラを一体的に連携させることで、電力消費が増加するデータセンターの課題に対応し、効率的な整備を目指す構想のこと。
<b>ワンストップサービス</b>	複数の手続きやサービスを、一箇所や一つの窓口、または一度で完了できるサービスのこと。

## アルファベット・英数字

<b>3R（スリーアール）</b>	3 R（スリーアール）は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの Reduce（リデュース）＝ごみを増やさない工夫、マイボトル・マイバッグ／Reuse（リユース）＝資源の再利用、フリーマーケット、容器等を繰り返し使う／Recycle（リサイクル）＝資源回収に出す。
<b>BPR（ビーピーアール）</b>	Business Process Re-engineering（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の略称。業務プロセスを根本的に見直し、組織や情報システムなどを再構築する業務改革の手法のこと。
<b>EBPM（イービーピーエム）</b>	Evidence-Based Policy Making（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の略称。勘や経験に頼るのではなく、データや合理的根拠（エビデンス）に基づいて政策を立案すること。政策の目的を明確にし、統計データなどを活用して政策の効果を測定・評価することで、より有効で信頼性の高い政策を実現しようとする考え方。
<b>G X（ジー・エックス）</b>	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料中心の社会・経済構造を、太陽光や水素などのクリーンエネルギー中心の社会へと変革する取り組みのこと。
<b>LGBTQ+（エルジービーティーキュー・プラス）</b>	LGBTQ+は性的指向や性自認に関する多様性を表す言葉で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Questioning（クィア／クエスチョニング）、+はこれら以外の多様な性を含むことの略称。
<b>NPO（エヌピーオー）</b>	Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略称で、営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う団体のこと。

<p><b>PPP/PFI (ピーピーピー/ピーエフアイ)</b></p>	<p>PPP : Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略称。行政が行う各種サービスを行政と民間が連携し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図ろうとする考え方や概念のこと。</p> <p>PFI : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称。PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で PPP の考え方を行政として実現するための手段の一つで、PFI の導入により、事業コストの削減及びより質の高い公共サービスも提供を目指すもの。</p>
<p><b>SDGs (エスディージーズ)</b></p>	<p>Sustainable Development Goals (サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ) の略称で、持続可能な開発目標のこと。2001 年(平成 13 年)に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年(平成 27 年)9 月の国連サミットにて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標。</p>

## 市 民 憲 章

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもとその気高く美しい姿のように、人間性豊かな平和都市を理想として、この憲章を定めます。

- 働くことに喜びをもち、明るく健康なまちをつくりまします。
- 思いやりの心で、住みよいまちをつくりまします。
- 秩序をまもり、平和で安全なまちをつくりまします。
- 恵まれた自然を大切に、美しいまちをつくりまします。
- 伝統を生かし、創造性をつちかい、文化のまちをつくりまします。

(昭和 56 年 8 月 1 日制定)

## 健 康 文 化 都 市 宣 言

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもと、あふれる緑と清流、そして温暖な気候に恵まれた自然の恩恵を享受しています。

この豊かな自然環境を守り、穏やかで活気に満ちた人生を、地域をきずきあげることは、わたくしたちすべての願いです。

市民一人ひとりの創意と工夫により、健康的な生活習慣を身につけ、「すがすがしく、すこやかに、たすけあいに生きるまちづくり」をめざし、ここに「健康文化都市すその」を宣言します。

(平成 7 年 12 月 2 日)

## 平 和 都 市 宣 言

裾野市は、人間性豊かな平和都市を理想とした市民憲章のもと、富士山をはじめとする美しい自然に恵まれたなかで、住みよいまちを育んできました。

この豊かなふるさとを次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちの使命であり、また、世界の恒久平和を実現させることは、人類共通の願いです。

しかし、世界では現在も紛争が繰り返され、核兵器の存在が人類の未来に深刻な脅威と不安をもたらしています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、戦争の記憶を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和な世界を強く望むものです。

戦後 70 年の節目にあたり、わたしたち裾野市民は、未来を担う子どもたちに、戦争の悲劇と平和の大切さを伝え続け、一人ひとりが安心して暮らせる平和な社会の実現に向けて、不断の努力を続けることを誓い、ここに「平和都市」を宣言します。

(平成 27 年 12 月 9 日宣言)

第5次裾野市総合計画  
(後期基本計画)

令和8年3月

〈発行〉

裾野市 市長戦略部 戦略推進課  
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地



☆ 裾野市

